

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年5月28日
【事業年度】	第8期(自平成24年3月1日至平成25年2月28日)
【会社名】	株式会社セブン&アイ・ホールディングス
【英訳名】	Seven & i Holdings Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 村田 紀敏
【本店の所在の場所】	東京都千代田区二番町8番地8
【電話番号】	(03)6238-3000(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員経理部シニアオフィサー 清水 明彦
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区二番町8番地8
【電話番号】	(03)6238-3000(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員経理部シニアオフィサー 清水 明彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次 決算年月	第4期 平成21年2月	第5期 平成22年2月	第6期 平成23年2月	第7期 平成24年2月	第8期 平成25年2月
営業収益 (百万円)	5,649,948	5,111,297	5,119,739	4,786,344	4,991,642
経常利益 (百万円)	279,306	226,950	242,907	293,171	295,836
当期純利益 (百万円)	92,336	44,875	111,961	129,837	138,064
包括利益 (百万円)	-	-	-	125,504	196,778
純資産額 (百万円)	1,860,672	1,793,940	1,776,512	1,860,954	1,994,740
総資産額 (百万円)	3,727,060	3,673,605	3,732,111	3,889,358	4,262,397
1株当たり純資産額 (円)	1,975.95	1,905.97	1,927.09	1,998.84	2,140.45
1株当たり当期純利益 (円)	100.54	49.67	126.21	146.96	156.26
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	100.54	49.66	126.15	146.88	156.15
自己資本比率 (%)	47.9	46.9	45.6	45.4	44.4
自己資本利益率 (%)	4.9	2.6	6.5	7.5	7.6
株価収益率 (倍)	21.8	40.3	18.0	15.3	17.3
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	310,007	322,202	310,527	462,642	391,406
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	139,568	115,158	312,081	342,805	340,922
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	169,755	156,708	56,258	40,561	10,032
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	663,483	717,320	656,747	733,707	800,087
従業員数 (名)	54,486	52,814	50,765	51,888	55,011
〔外、平均臨時雇用者数〕	[92,451]	[86,449]	[82,353]	[82,801]	[85,705]

(注) 営業収益には消費税等(消費税および地方消費税をいう。以下同じ。)は含まれておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次 決算年月	第4期 平成21年2月	第5期 平成22年2月	第6期 平成23年2月	第7期 平成24年2月	第8期 平成25年2月
営業収益 (百万円)	62,683	147,472	70,011	78,047	89,383
経常利益 (百万円)	51,321	136,372	59,924	68,030	78,421
当期純利益 (百万円)	49,327	64,998	66,872	72,211	79,955
資本金 (百万円)	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
発行済株式総数 (株)	906,441,983	906,441,983	886,441,983	886,441,983	886,441,983
純資産額 (百万円)	1,380,214	1,394,977	1,364,914	1,386,624	1,412,884
総資産額 (百万円)	1,754,152	1,770,301	1,850,473	1,884,912	1,915,835
1株当たり純資産額 (円)	1,527.29	1,543.31	1,543.99	1,568.28	1,597.67
1株当たり配当額 (円)	56.00	56.00	57.00	62.00	64.00
(うち1株当たり中間配当額)	(27.00)	(28.00)	(28.00)	(29.00)	(31.00)
1株当たり当期純利益 (円)	53.67	71.94	75.38	81.73	90.49
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	53.67	71.93	75.35	81.69	90.44
自己資本比率 (%)	78.7	78.8	73.7	73.5	73.7
自己資本利益率 (%)	3.3	4.7	4.8	5.2	5.7
株価収益率 (倍)	40.9	27.9	30.2	27.5	29.9
配当性向 (%)	104.3	77.8	75.6	75.9	70.7
従業員数 (名)	393	396	386	410	418
[外、平均臨時雇用者数]	[16]	[16]	[17]	[20]	[22]

(注) 営業収益には消費税等は含まれておりません。

2【沿革】

年月	摘要
平成17年4月	株式会社セブン・イレブン・ジャパン、株式会社イトーヨーカ堂および株式会社デニーズジャパン（以下「3社」）は共同して株式移転により完全親会社となる持株会社（当社）を設立することを取締役会で決議し、株式移転契約書を締結。
平成17年5月	3社の株主総会において株式移転による持株会社設立を承認。
平成17年9月	当社設立。 東京証券取引所市場第一部上場。
平成17年11月	7-Eleven, Inc. の株式を子会社を通じて公開買付により取得し、完全子会社化。
平成17年12月	株式会社ミレニアムリテイリングと事業提携ならびに経営統合に関する基本合意書を締結。
平成18年1月	株式会社ミレニアムリテイリングの株式65.45%を取得し、同社の子会社である株式会社そごう、株式会社西武百貨店ほか11社が当社の子会社となる。
平成18年6月	株式会社ミレニアムリテイリングの株式を追加取得した上で株式交換を行い、同社が完全子会社となる。
平成18年9月	株式会社ヨークベニマルと株式交換を行い、同社が完全子会社となる。
平成19年1月	レストラン事業分野の相乗効果を図るため、同事業分野3社（株式会社デニーズジャパン、株式会社ファミリーおよびヨーク物産株式会社）を統合・再編することとし、これら3社の100%親会社となる株式会社セブン&アイ・フードシステムズを設立。
平成20年1月	金融関連事業強化のため、同事業を統括する新会社株式会社セブン&アイ・フィナンシャル・グループを設立。
平成20年2月	株式会社セブン銀行は、平成20年2月29日にジャスダック証券取引所（現大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード））に上場。
平成20年7月	IT関連事業強化のため、同事業を統括する新会社株式会社セブン&アイ・ネットメディアを設立。
平成21年6月	一般用医薬品市場参入のため、株式会社セブンヘルスケア（現株式会社セブン美のガーデン）設立。
平成21年8月	株式会社ミレニアムリテイリング、株式会社そごう、株式会社西武百貨店の3社を統合し、存続会社である株式会社そごうの商号を、株式会社そごう・西武に変更。
平成23年3月	株式会社セブン&アイ・フィナンシャル・グループは、株式会社SEキャピタルと合併し解散、存続会社である株式会社SEキャピタルは、商号を株式会社セブン・フィナンシャルサービスへ変更。
平成23年4月	株式会社セブンCSカードサービスの株式51%を取得し、同社が子会社となる。
平成23年12月	株式会社セブン銀行は、平成23年12月26日に東京証券取引所市場第一部に上場。

3【事業の内容】

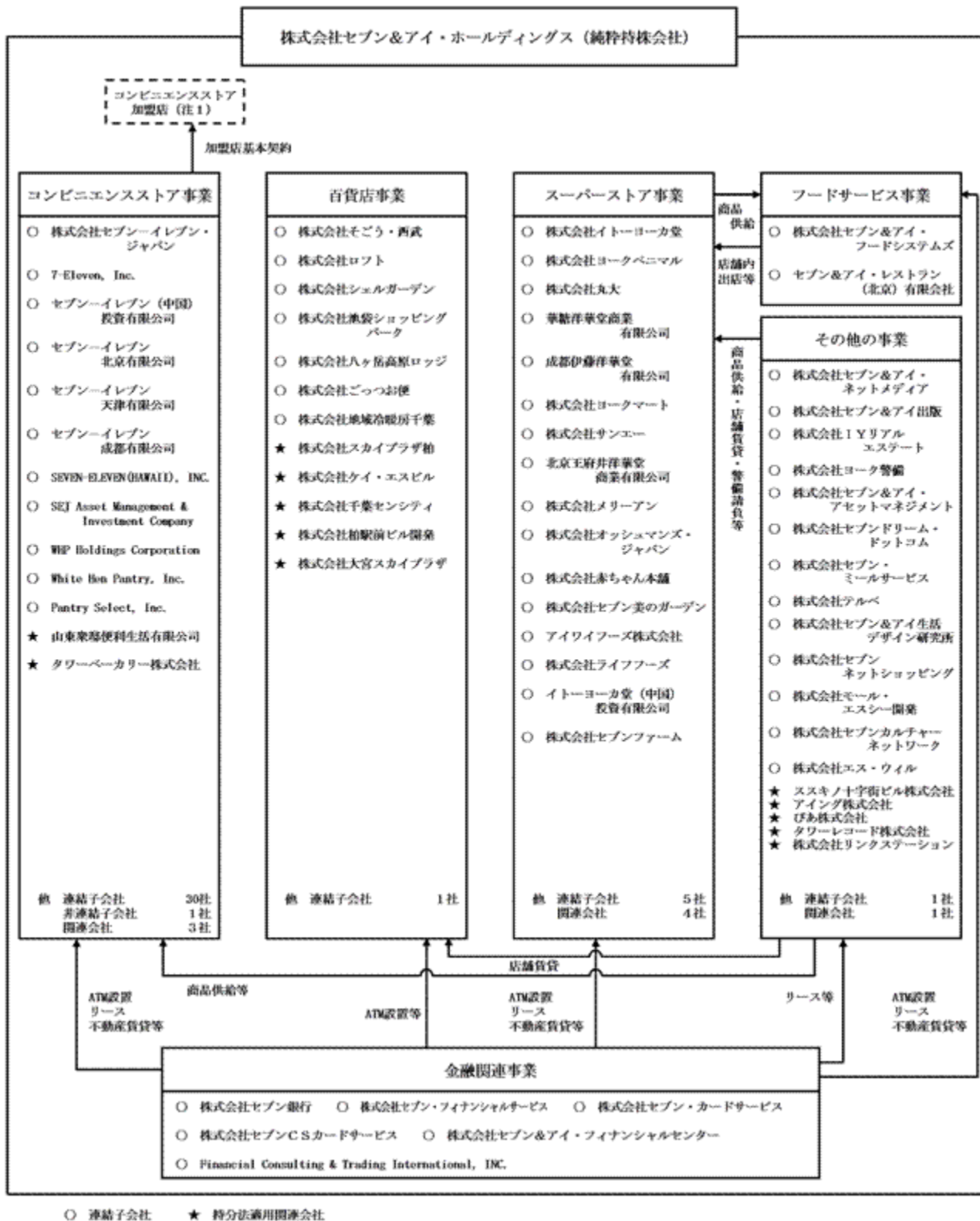
当社グループは、当社を純粋持株会社とする114社（当社を含む）によって形成される、流通業を中心とする企業グループであり、主としてコンビニエンスストア事業、スーパーストア事業、百貨店事業、フードサービス事業および金融関連事業を行っております。

各種事業内容と主な会社名および会社数は次のとおりであり、当区分は報告セグメントの区分と一致しております。

事業内容等	主な会社名	会社数
コンビニエンスストア事業 (47社)	株式会社セブン - イレブン・ジャパン、7-Eleven, Inc. セブン - イレブン(中国)投資有限公司 ^{*1} セブン - イレブン北京有限公司、セブン - イレブン天津有限公司 ^{*2} セブン - イレブン成都有限公司、SEVEN-ELEVEN (HAWAII), INC. SEJ Asset Management & Investment Company ^{*3} WHP Holdings Corporation ^{*4} 、White Hen Pantry, Inc. Pantry Select, Inc.、山東衆邸便利生活有限公司 ^{*5,6} タワーベーカリー株式会社 ^{*6}	連結子会社 41社 非連結子会社 1社 関連会社 5社 計 47社
スーパーストア事業 (25社)	株式会社イトーヨーカ堂、株式会社ヨークベニマル 株式会社丸大、華糖洋華堂商業有限公司 成都伊藤洋華堂有限公司、株式会社ヨークマート 株式会社サンエー、北京王府井洋華堂商業有限公司 株式会社メリーアン、株式会社オッシュマンズ・ジャパン 株式会社赤ちゃん本舗、株式会社セブン美のガーデン ^{*7} アイワイフーズ株式会社、株式会社ライフフーズ イトーヨーカ堂(中国)投資有限公司 ^{*8} 株式会社セブンファーム	連結子会社 21社 関連会社 4社 計 25社
百貨店事業 (13社)	株式会社そごう・西武、株式会社ロフト 株式会社シェルガーデン、株式会社池袋ショッピングパーク 株式会社八ヶ岳高原ロッジ、株式会社ごっつお便 株式会社地域冷暖房千葉、株式会社スカイプラザ柏 ^{*6} 株式会社ケイ・エスビル ^{*6} 、株式会社千葉センシティ ^{*6} 株式会社柏駅前ビル開発 ^{*6} 、株式会社大宮スカイプラザ ^{*6}	連結子会社 8社 関連会社 5社 計 13社
フードサービス事業 (2社)	株式会社セブン&アイ・フードシステムズ セブン&アイ・レストラン(北京)有限会社	連結子会社 2社
金融関連事業 (6社)	株式会社セブン銀行 株式会社セブン・フィナンシャルサービス 株式会社セブン・カードサービス、 株式会社セブンCSカードサービス 株式会社セブン&アイ・フィナンシャルセンター Financial Consulting & Trading International, INC. ^{*9}	連結子会社 6社
その他の事業 (20社)	株式会社セブン&アイ・ネットメディア 株式会社セブン&アイ出版、株式会社IYリアルエステート 株式会社ヨーク警備 株式会社セブン&アイ・アセットマネジメント 株式会社セブンドリーム・ドットコム 株式会社セブン・ミールサービス 株式会社テルベ、株式会社セブン&アイ生活デザイン研究所 株式会社セブンネットショッピング 株式会社モール・エスシー開発 株式会社セブンカルチャーネットワーク、株式会社エス・ウィル ススキノ十字街ビル株式会社 ^{*6} 、アイング株式会社 ^{*6} ぴあ株式会社 ^{*6} 、タワーレコード株式会社 ^{*6} 株式会社リンクステーション ^{*6}	連結子会社 14社 関連会社 6社 計 20社

- (注) * 1 セブン - イレブン中国有限公司は、平成24年9月7日付でセブン - イレブン (中国) 投資有限公司に商号を変更いたしました。
- * 2 セブン - イレブン天津有限公司は、平成24年11月7日付で当社の連結子会社として設立されました。
- * 3 SEJ Asset Management & Investment Companyは、平成24年10月17日付で当社の連結子会社として設立されました。
- * 4 WHP Holdings Corporationは、White Hen Pantry, Inc.および Pantry Select, Inc.の持株会社であります。
- * 5 山東衆邸便利生活有限公司は、平成24年6月1日付で当社の関連会社として設立されました。
- * 6 上表主な会社名覧に掲げられている山東衆邸便利生活有限公司、タワーベーカリー株式会社、株式会社スカイプラザ柏、株式会社ケイ・エスビル、株式会社千葉センシティ、株式会社柏駅前ビル開発、株式会社大宮スカイプラザ、ススキノ十字街ビル株式会社、アイング株式会社、ぴあ株式会社、タワーレコード株式会社、株式会社リンクステーションは関連会社であり、その他はすべて連結子会社であります。
- * 7 株式会社セブンヘルスケアは、平成24年5月1日付で株式会社セブン美のガーデンに商号を変更いたしました。
- * 8 イトーヨーカ堂 (中国) 投資有限公司は、平成24年7月9日付で当社の連結子会社として設立されました。
- * 9 Financial Consulting & Trading International, INC.は、平成24年10月6日付の株式取得により、当社の連結子会社となりました。

事業の系統は概ね次の図のとおりであります。



（注）1 コンビニエンスストア加盟店は、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、7-Eleven, Inc.、セブン-イレブン北京有限公司およびセブン-イレブン成都有限公司と加盟店基本契約を締結している独立した事業体であります。

2 株式会社セブン銀行は平成25年2月末時点で、グループ各店を中心に17,922台のATMを設置しております。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容		
					役員の兼任等		営業上の取引等
					当社 役員 (人)	当社 従業員 (人)	
(連結子会社) 株式会社セブン・イレブン・ ジャパン (注)3,7	東京都 千代田区	17,200	コンビニエンス ストア事業	100.0	3	2	・当社は経営戦略に関するものの他、各種役務および便益等を提供し、対価を受領しております。 ・各種業務の受託を行っております。
7-Eleven, Inc. (注)7	アメリカ テキサス州	千米ドル 13	コンビニエンス ストア事業	100.0 (100.0)	2	1	-
株式会社イトーヨーカ堂 (注)3,7	東京都 千代田区	40,000	スーパーストア 事業	100.0	5	2	・当社は経営戦略に関するものの他、各種役務および便益等を提供し、対価を受領しております。 ・各種業務の受託および委託を行っております。
株式会社ヨークベニマル (注)3	福島県 郡山市	9,927	スーパーストア 事業	100.0	2	1	・当社は経営戦略に関するものの他、各種役務および便益等を提供し、対価を受領しております。 ・各種業務の受託を行っております。
株式会社そごう・西武 (注)3,7	東京都 千代田区	10,000	百貨店事業	100.0	3	2	・当社は経営戦略に関するものの他、各種役務および便益等を提供し、対価を受領しております。 ・各種業務の受託を行っております。
株式会社セブン&アイ・ フードシステムズ	東京都 千代田区	3,000	フードサービス 事業	100.0	1	1	・当社は経営戦略に関するものの他、各種役務および便益等を提供し、対価を受領しております。 ・各種業務の受託および委託を行っております。
株式会社セブン銀行 (注)3,4,5	東京都 千代田区	30,509	金融関連事業	45.8 (45.8)	1	1	-
セブン・イレブン(中国) 投資有限公司	中国 北京市	千元 250,000	コンビニエンス ストア事業	100.0 (100.0)	-	2	-
セブン・イレブン北京 有限公司	中国 北京市	千米ドル 35,000	コンビニエンス ストア事業	65.0 (65.0)	-	-	-
セブン・イレブン天津 有限公司	中国 天津市	千元 28,000	コンビニエンス ストア事業	100.0 (100.0)	-	1	-
セブン・イレブン成都 有限公司	中国 四川省	千米ドル 30,000	コンビニエンス ストア事業	100.0 (100.0)	-	-	-
SEVEN-ELEVEN(HAWAII), INC.	アメリカ ハワイ州	千米ドル 20,000	コンビニエンス ストア事業	100.0 (100.0)	2	1	-
SEJ Asset Management & Investment Company	アメリカ デラウェア 州	千米ドル 101	コンビニエンス ストア事業	100.0 (100.0)	2	-	-
WHP Holdings Corporation	アメリカ デラウェア 州	米ドル 17,098	コンビニエンス ストア事業	100.0 (100.0)	-	-	-
White Hen Pantry, Inc.	アメリカ デラウェア 州	米ドル 13,130	コンビニエンス ストア事業	100.0 (100.0)	-	-	-
Pantry Select, Inc.	アメリカ イリノイ州	米ドル 10	コンビニエンス ストア事業	100.0 (100.0)	-	-	-
株式会社丸大	新潟県 長岡市	213	スーパーストア 事業	100.0 (100.0)	1	2	・当社は経営戦略に関するものの他、各種役務および便益等を提供し、対価を受領しております。 ・各種業務の受託を行っております。
華糖洋華堂商業有限公司 (注)3	中国 北京市	千米ドル 65,000	スーパーストア 事業	75.8 (75.8)	-	-	-
成都伊藤洋華堂有限公司	中国 四川省	千米ドル 23,000	スーパーストア 事業	74.0 (74.0)	-	-	-

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容		営業上の取引等
					役員の兼任等 当社 役員 (人)	当社 従業員 (人)	
株式会社ヨークマート	東京都千代田区	1,000	スーパーストア事業	100.0	1	1	・当社は経営戦略に関するものの他、各種役務および便益等を提供し、対価を受領しております。 ・各種業務の受託を行っております。
株式会社サンエー	宮城県石巻市	138	スーパーストア事業	100.0 (100.0)	-	1	・当社は経営戦略に関するものの他、各種役務および便益等を提供し、対価を受領しております。 ・各種業務の受託を行っております。
北京王府井洋華堂商業有限公司	中国北京市	千米ドル 18,000	スーパーストア事業	60.0 (60.0)	-	-	-
株式会社メリーアン	東京都千代田区	200	スーパーストア事業	100.0	-	1	・当社は経営戦略に関するものの他、各種役務および便益等を提供し、対価を受領しております。 ・各種業務の受託を行っております。
株式会社オッシュマンズ・ジャパン	東京都千代田区	2,500	スーパーストア事業	100.0	1	-	・当社は経営戦略に関するものの他、各種役務および便益等を提供し、対価を受領しております。 ・各種業務の受託を行っております。
株式会社赤ちゃん本舗	大阪市中央区	3,780	スーパーストア事業	95.0 (10.3)	1	-	・当社は経営戦略に関するものの他、各種役務および便益等を提供し、対価を受領しております。 ・各種業務の受託を行っております。
株式会社セブン美のガーデン	東京都千代田区	450	スーパーストア事業	93.1 (90.8)	2	1	・当社は経営戦略に関するものの他、各種役務および便益等を提供し、対価を受領しております。 ・各種業務の受託を行っております。
アイワイフーズ株式会社	埼玉県加須市	75	スーパーストア事業	100.0 (100.0)	-	1	・当社は経営戦略に関するものの他、各種役務および便益等を提供し、対価を受領しております。 ・各種業務の受託を行っております。
株式会社ライフフーズ	福島県郡山市	120	スーパーストア事業	100.0 (100.0)	1	-	-
イトーヨーカ堂(中国)投資有限公司	中国北京市	千米ドル 30,000	スーパーストア事業	100.0 (100.0)	-	-	-
株式会社セブンファーム	東京都千代田区	13	スーパーストア事業	100.0 (100.0)	-	-	・各種業務の受託を行っております。
株式会社ロフト	東京都渋谷区	750	百貨店事業	70.7 (70.7)	-	-	-
株式会社シェルガーデン	東京都目黒区	989	百貨店事業	100.0 (100.0)	-	-	-
株式会社池袋ショッピングパーク	東京都豊島区	1,200	百貨店事業	60.7 (60.7)	-	-	-
株式会社八ヶ岳高原ロッジ	長野県南佐久郡南牧村	100	百貨店事業	100.0 (100.0)	-	-	-
株式会社ごっつお便	東京都豊島区	10	百貨店事業	100.0 (100.0)	-	-	-
株式会社地域冷暖房千葉	千葉市中央区	1,000	百貨店事業	43.4 (43.4) [18.2]	-	-	-
セブン&アイ・レストラン(北京)有限公司	中国北京市	千元 100,000	フードサービス事業	75.0 (75.0)	-	-	-
株式会社セブン・フィナンシャルサービス	東京都千代田区	75	金融関連事業	100.0	1	-	・当社は経営戦略に関するものの他、各種役務および便益等を提供し、対価を受領しております。 ・各種業務の受託および委託を行っております。

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容		営業上の取引等
					役員の兼任等 当社 役員 (人)	当社 従業員 (人)	
株式会社セブン・カード サービス (注)3	東京都 千代田区	7,500	金融関連事業	95.5 (95.5)	1	-	・当社は経営戦略に関するものの他、各種役務および便益等を提供し、対価を受領しております。 ・各種業務の受託を行っております。
株式会社セブンCSカード サービス	東京都 千代田区	100	金融関連事業	51.0 (51.0)	-	1	・各種業務の受託を行っております。
株式会社セブン&アイ・ フィナンシャルセンター	東京都 千代田区	10	金融関連事業	100.0	2	1	・資金の預入を行っております。 ・各種業務の受託を行っております。
Financial Consulting & Trading International, INC.	アメリカ カリフォル ニア州	千米ドル 19,836	金融関連事業	100.0 (100.0)	-	-	-
株式会社セブン&アイ・ ネットメディア (注)3	東京都 千代田区	7,665	その他の事業	100.0	2	-	・各種業務の受託および委託を行っております。
株式会社セブン&アイ出版	東京都 千代田区	242	その他の事業	100.0 (100.0)	1	-	・当社は経営戦略に関するものの他、各種役務および便益等を提供し、対価を受領しております。 ・各種業務の受託を行っております。
株式会社IYリアル エステート	東京都 千代田区	58	その他の事業	100.0 (100.0)	1	1	・当社は経営戦略に関するものの他、各種役務および便益等を提供し、対価を受領しております。 ・各種業務の受託を行っております。
株式会社ヨーク警備	東京都 千代田区	10	その他の事業	100.0 (100.0)	-	1	・当社は経営戦略に関するものの他、各種役務および便益等を提供し、対価を受領しております。 ・各種業務の受託を行っております。
株式会社セブン&アイ・ アセットマネジメント (注)3	東京都 千代田区	10,000	その他の事業	100.0	2	2	・当社は経営戦略に関するものの他、各種役務および便益等を提供し、対価を受領しております。 ・各種業務の受託を行っております。
株式会社セブンドリーム・ ドットコム	東京都 千代田区	450	その他の事業	68.0 (68.0)	1	-	・当社は経営戦略に関するものの他、各種役務および便益等を提供し、対価を受領しております。
株式会社セブン・ミール サービス	東京都 千代田区	300	その他の事業	90.0 (90.0)	-	-	・当社は経営戦略に関するものの他、各種役務および便益等を提供し、対価を受領しております。
株式会社テルベ	北海道 北見市	400	その他の事業	99.0 (99.0)	1	2	・当社は経営戦略に関するものの他、各種役務および便益等を提供し、対価を受領しております。 ・各種業務の受託を行っております。
株式会社セブン&アイ生活 デザイン研究所	東京都 千代田区	435	その他の事業	100.0 (14.5)	1	-	・各種業務の受託を行っております。
株式会社セブンネット ショッピング (注)3	東京都 千代田区	5,500	その他の事業	85.2 (85.2)	1	-	・当社は経営戦略に関するものの他、各種役務および便益等を提供し、対価を受領しております。
株式会社モール・エスシー 開発	東京都 千代田区	622	その他の事業	100.0 (15.0)	2	2	・当社は経営戦略に関するものの他、各種役務および便益等を提供し、対価を受領しております。 ・各種業務の受託を行っております。
株式会社セブンカルチャー ネットワーク	東京都 千代田区	1,650	その他の事業	100.0 (100.0)	2	-	・当社は経営戦略に関するものの他、各種役務および便益等を提供し、対価を受領しております。 ・各種業務の受託を行っております。
株式会社エス・ウィル	東京都 千代田区	0	その他の事業	100.0	-	-	-
その他37社 (注)6	-	-	-	-	-	-	-

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容		
					役員の兼任等 当社 役員 (人)	当社 従業員 (人)	営業上の取引等
(持分法適用関連会社) 山東衆邸便利生活有限公司	中国 山東省	千元 120,000	コンビニエンス ストア事業	35.0 (35.0)	-	-	-
タワーベーカー株式会社	埼玉県 越谷市	495	コンビニエンス ストア事業	20.0 (20.0)	-	-	-
株式会社スカイプラザ柏	千葉県 柏市	10	百貨店事業	45.5 (45.5)	-	-	-
株式会社ケイ・エスビル	神戸市 中央区	100	百貨店事業	40.0 (40.0)	-	-	-
株式会社千葉センシティ	千葉市 中央区	297	百貨店事業	34.8 (34.8)	-	-	-
株式会社柏駅前ビル開発	千葉県 柏市	10	百貨店事業	27.2 (27.2)	-	-	-
株式会社大宮スカイプラザ	さいたま市 大宮区	10	百貨店事業	20.0 (20.0)	-	-	-
ススキノ十字街ビル 株式会社	札幌市 中央区	100	その他の事業	37.6 (37.6)	-	2	-
アイング株式会社	東京都 千代田区	99	その他の事業	29.7 (29.7)	-	2	-
ぴあ株式会社	東京都 渋谷区	4,239	その他の事業	20.0 (10.0)	1	-	-
タワーレコード株式会社	東京都 品川区	6,545	その他の事業	44.6	1	2	-
株式会社リンク ステーション	青森県 青森市	102	その他の事業	25.0 (25.0)	-	-	-
その他8社 (注)6	-	-	-	-	-	-	-

(注) 1 主要な事業の内容欄には、報告セグメントの名称を記載しております。

2 議決権の所有割合欄の(内書)は間接所有であり、[外書]は緊密な者の所有割合であります。

3 特定子会社に該当しております。

4 有価証券届出書または有価証券報告書を提出しております。

5 実質的に判断して連結子会社としております。

6 その他の会社につきましては、連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため記載を省略しております。

7 株式会社セブン・イレブン・ジャパン、7-Eleven, Inc.、株式会社イトーヨーカ堂および株式会社そごう・西武については、営業収益(連結会社間の内部営業収益を除く)の連結営業収益に占める割合が10%を超えております。株式会社セブン・イレブン・ジャパン、7-Eleven, Inc.、株式会社イトーヨーカ堂および株式会社そごう・西武の主要な損益情報等は、次のとおりであります。

	営業収益 (百万円)	経常利益 (百万円)	当期純利益 (百万円)	純資産額 (百万円)	総資産額 (百万円)
株式会社セブン・イレブン・ジャパン	617,559	194,104	112,446	1,143,288	1,489,339
7-Eleven, Inc.	1,247,287	35,543	22,378	378,486	726,876
株式会社イトーヨーカ堂	1,332,292	15,223	1,687	599,857	791,020
株式会社そごう・西武	810,998	9,160	3,650	124,561	455,269

5【従業員の状況】

(1) 連結会社における状況

平成25年2月28日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
コンビニエンスストア事業	25,607 [15,331]
スーパーストア事業	18,694 [51,961]
百貨店事業	6,966 [7,360]
フードサービス事業	1,323 [10,170]
金融関連事業	1,224 [277]
その他の事業	779 [584]
全社(共通)	418 [22]
合計	55,011 [85,705]

(注) 1 従業員数は就業人員(当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時従業員数は〔 〕内に月間163時間換算による月平均人員を外数で記載しております。

2 「全社(共通)」は当社の就業人員であります。

(2) 提出会社の状況

平成25年2月28日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
418 [22]	44.1	19.1	7,212,959

(注) 1 当社の従業員は、主として当社グループ会社からの転籍者であり、その平均勤続年数は、各社での勤続年数を通算しております。

2 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は〔 〕内に月間163時間換算による月平均人員を外数で記載しております。

3 平均年間給与は、賞与を含んでおります。

4 当社の従業員はすべて全社(共通)に属しております。

(3) 労働組合の状況

当社グループには、セブン&アイグループ労働組合連合会、そごう・西武労働組合等が組織されております。なお、労使関係について特に記載すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

当連結会計年度における小売業を取り巻く環境は、昨年末以降の景気対策等に対する期待感から、一部に明るさを取り戻しているものの、消費全般としては依然として厳しい状況のまま推移いたしました。

このような環境の中、当社グループは既存事業の更なる強化と新たな事業展開に向けた取り組みを推進してまいりました。既存事業の強化につきましては、グループシナジー効果の最大化に向けまして、グループのプライベートブランド商品「セブンプレミアム」の開発および販売に注力した結果、当連結会計年度における売上高は4,900億円まで拡大し、グループ各社のオリジナル商品を加えた売上高は2兆380億円となりました。

コンビニエンスストア事業におきましては、積極的な出店による店舗網の拡大を図るとともに、買いやすい売場づくりと品揃えの拡充に注力するなど「近くて便利」なお店の実現に向けた取り組みを推進いたしました。国内の総合スーパーストア事業におきましては、商品価値をお客様に伝えるため接客販売を強化し、荒利率の改善を図るとともに、経費削減も推し進めながら収益性の向上に努めました。

新たな事業展開に向けた取り組みといたしましては、株式会社セブン・イレブン・ジャパンが、北米におけるコンビニエンスストア事業の拡大と収益の向上に向けた体制を強化するため、SEJ Asset Management & Investment Companyを設立し、7-Eleven, Inc. が実行する今後の事業拡大を支援する体制を構築いたしました。加えて中国事業につきましては、コンビニエンスストア事業の強化を目的に、セブン・イレブン中国有限公司の商号をセブン・イレブン（中国）投資有限公司に変更するとともに、事業目的、資本金等の変更を行うことにより、同社は傘下の子会社に直接投資することができる投資性公司となりました。また、総合スーパーストア事業におきましても、中国事業の傘下の子会社に直接投資することができる投資性公司として、イトーヨーカ堂（中国）投資有限公司を設立し、事業強化に向けた体制を構築いたしました。

これらの結果、当連結会計年度における当社の連結業績は以下のとおりとなりました。

営業収益は、コンビニエンスストア事業を中心に増収となり4,991,642百万円（前年同期比104.3%）となりました。

営業利益は、主にコンビニエンスストア事業と金融関連事業の増益により295,685百万円（前年同期比101.2%）、経常利益は、295,836百万円（前年同期比100.9%）となりました。

当期純利益は、営業利益、経常利益段階での増益に加え、前期に計上いたしました東日本大震災の発生に伴う災害による損失と資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額の特別損失の影響がなくなったことなどにより、138,064百万円（前年同期比106.3%）となりました。当連結会計年度における営業利益、経常利益、当期純利益はともに過去最高の数値を達成いたしました。

なお、株式会社セブン・イレブン・ジャパンと7-Eleven, Inc.におけるチェーン全店売上高を含めた「グループ売上」は、8,507,647百万円（前年同期比105.7%）となりました。

当連結会計年度におけるセグメント別の営業概況は以下のとおりです。

コンビニエンスストア事業

コンビニエンスストア事業における営業収益は1,899,573百万円（前年同期比112.3%）、営業利益は221,764百万円（前年同期比103.3%）となりました。

国内事業におきましては、株式会社セブン・イレブン・ジャパンが平成24年5月に秋田県へ出店地域を拡大するとともに、出店の基本戦略である「高密度集中出店方式」に基づき都市部への出店を強化するなど積極的な店舗展開を推進いたしました。その結果、1,354店舗を出店し、当連結会計年度末時点の店舗数が40都道府県で15,072店舗（前期末比1,067店舗増）と過去最高の出店数、純増数となりました。販売および商品面では質の高い商品の開発に引き続き注力するとともに、グループのプライベートブランド商品「セブンプレミアム」や惣菜、野菜、デザートといった食卓でのニーズが高い商品の品揃えを強化いたしました。加えて、日常生活に必要な商品を基本商品と位置付け、各店舗で品揃えの拡充に努めるなど更なる「近くて便利」なお店の実現に向けて邁進いたしました。

また、サービス面におきましても平成24年5月に、お食事お届けサービス「セブンミール」は、お届け料金を見直すなどお客様により一層便利にご利用頂けるサービス内容に変更いたしました。加えて、平成24年8月より超小型電気自動車を活用し、セブン・イレブン店内のほぼ全ての食品や日用品等をお客様宅や事業所等へお届けする「セブンらくらくお届け便」の運用を開始するなど、更なる利便性の向上に努めました。これらの結果、当連結会計年度における既存店売上高伸び率は1.3%増となりました。なお、自営店と加盟店の売上を合計した国内チェーン全店売上高は3,508,444百万円（前年同期比106.9%）となりました。

北米事業におきましては、7-Eleven, Inc. が平成24年12月末時点でフランチャイズ店の5,870店舗（前年同月末比433店舗増）を含む8,118店舗（前年同月末比969店舗増）を展開しております。店舗面では、テキサス州に展開するTetco, Inc. などの店舗取得を含めた1,078店舗を出店するなど、積極的な店舗網の拡大を図りました。販売面では、ファスト・フード商品やプライベートブランド商品の開発および販売に引き続き注力いたしました。これらの取り組みに加え、ホットフードやノンアルコール飲料の売上が伸長したことなどにより、当連結会計年度におけるドルベースの米国内既存店商品売上高伸び率は2.9%増となりました。なお、チェーン全店売上高は、ガソリン売上の伸長もあり1,852,162百万円（前年同期比114.0%）となりました。

中国事業におきましては、セブン・イレブン北京有限公司が平成24年12月末時点で200店舗（前年同月末比53店舗増）を展開しており、138店舗は北京市内にて、62店舗は天津市内にてそれぞれ運営しております。また、セブン・イレブン成都有限公司は平成24年12月末時点で87店舗（前年同月末比46店舗増）を運営しております。いずれのエリアにおきましても、平成24年9月以降一時的な販売不振の影響がみられましたが、地元のお客様のニーズを捉え、売上は概ね堅調に推移いたしました。

なお、当セグメントにおける為替影響は営業収益、営業利益とも軽微にとどまりました。

スーパーストア事業

スーパーストア事業における営業収益は1,994,588百万円（前年同期比100.1%）、営業利益は25,491百万円（前年同期比78.6%）となりました。

国内の総合スーパーストア事業におきましては、株式会社イトーヨーカ堂が当連結会計年度末時点で174店舗（前期末比1店舗増）を運営しております。衣料品分野では、店頭における接客販売の推進と、メディアと連動したプロモーションの活用による商品価値の訴求に加え、衣料品分野の核となるカジュアルファッション「good day（グッデイ）」、婦人ファッション「GALLORIA（ギャロリア）」、紳士カジュアル「Kent（ケント）」、機能性肌着を中心とした4つのプライベートブランド商品の販売が好調に推移いたしました。食品分野では、安全・安心な商品を提供するとともに、上質な商品の品揃えの強化に努めました。当連結会計年度の既存店売上高伸び率は大型セールを抑制したことなどにより前年割れとなりましたが、下期におきまして、値下げロスの低減やプライベート商品の売上伸長に伴う荒利率の改善などにより収益性が改善いたしました。

国内の食品スーパーストア事業におきましては、当連結会計年度末時点で株式会社ヨークベニマルが南東北地方を中心に184店舗（前期末比8店舗増）、株式会社ヨークマートが首都圏に71店舗（前期末比3店舗増）を運営しております。株式会社ヨークベニマルは東日本大震災後の需要の高まりによる反動はあったものの、惣菜を含めた生鮮食品を中心に生活提案型の売り方を継続したことにより、当連結会計年度の既存店売上高伸び率は前年並みとなりました。また、食品分野では「セブンプレミアム」の販売に注力するとともに、お客様の来店頻度を高めることを目的として、生鮮食品における更なる品質と価格の強化に努めました。

国内でベビー・マタニティ用品を販売する株式会社赤ちゃん本舗は、当連結会計年度末時点で92店舗（前期末比5店舗増）を運営しております。積極的な新規会員の獲得と上質な商品の販売強化が奏功し、当連結会計年度の既存店売上高伸び率は前年を上回って推移いたしました。

中国事業におきましては、平成24年12月末時点で北京市に総合スーパー8店舗、四川省成都市に総合スーパー5店舗をそれぞれ展開しております。北京市と成都市の総合スーパーにおける当連結会計年度の既存店売上高伸び率は、平成24年8月以降の成都市二環路の大改修工事に伴う販売不振の影響があり、前年を下回りました。

百貨店事業

百貨店事業における営業収益は884,028百万円（前年同期比98.2%）、営業利益は8,029百万円（前年同期比80.7%）となりました。

株式会社そごう・西武は、基幹店舗である西武池袋本店の店舗改装効果を最大化し、改装の成功事例を他の店舗へ波及させる取り組みを推進するとともに、そごう横浜店の改装に着手いたしました。また、商品面では売場の魅力を高めて差別化を図ることを目的として、自主企画商品および自主編集売場の拡大を推進いたしました。一方、経営資源の集中と資産効率の向上を目的として、平成25年1月末に西武沼津店とそごう呉店を閉鎖いたしました。当連結会計年度の既存店売上高伸び率は、西武池袋本店やそごう横浜店の改装効果などが牽引し前年を上回りました。

生活雑貨専門店を展開する株式会社ロフトは、株式会社そごう・西武の運営する店舗や株式会社イトーヨーカ堂が展開する大型ショッピングセンター「Ario（アリオ）」内の店舗を中心に、当連結会計年度末時点で82店舗（前期末比9店舗増）を運営しております。

フードサービス事業

フードサービス事業における営業収益は78,361百万円（前年同期比100.4%）、営業利益は721百万円（前年同期から816百万円の改善）となりました。

株式会社セブン&アイ・フードシステムズのレストラン事業部門の当連結会計年度の既存店売上高伸び率は、主に前年第1四半期における東日本大震災に伴う営業時間短縮の影響がなくなったことに加え、主力アイテムのメニュー強化や接客力の向上などにより、前年を上回りました。

中国事業におきましては、セブン&アイ・レストラン（北京）有限会社が平成24年12月末時点で3店舗を運営しております。

金融関連事業

金融関連事業における営業収益は144,355百万円（前年同期比111.4%）、営業利益は37,425百万円（前年同期比110.8%）となりました。

株式会社セブン銀行は、当連結会計年度末時点のATM設置台数が17,922台（前期末比1,382台増）まで拡大いたしました。当連結会計年度中の1日1台当たり平均利用件数は、法改正に伴うノンバンク取引件数の減少により111.2件（前年同期比1.0件減）となりましたが、ATM設置台数の増加に加え、預貯金金融機関の取引件数が伸長したことにより、総利用件数は着実に増加いたしました。

クレジットカード事業におきましては、株式会社セブン・カードサービスが発行する「セブンカード」の当連結会計年度末の会員数が337万人（前期末比15万人増）、株式会社セブンCSカードサービスが発行する「クラブ・オン/ミレニアムカード セゾン」の当連結会計年度末の会員数が321万人（前期末比9万人増）となりました。

電子マネー事業におきましては、株式会社セブン・カードサービスが「nanaco」のグループ内外への拡大を積極的に推進した結果、当連結会計年度末時点の発行総件数は2,145万件（前期末比509万件増）となり、利用可能店舗数は約121,000店舗（前期末比約19,200店舗増）となりました。

その他の事業

その他の事業における営業収益は50,210百万円（前年同期比105.8%）、営業利益は3,886百万円（前年同期比168.7%）となりました。

IT事業におきましては、株式会社セブンネットショッピングが運営しているネット通販サイト「セブンネットショッピング」のサイト内に、株式会社セブン・イレブン・ジャパンの運営する「ミールサービス」や株式会社赤ちゃん本舗の運営する「e.アカチャンホンポ」を開設するなど、グループが持つインフラを活用した利便性の高いサービスの拡充に注力いたしました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ66,380百万円増加したことにより、800,087百万円となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローは、391,406百万円の収入（前年同期比84.6%）となりました。これは、税金等調整前当期純利益が262,722百万円、減価償却費が155,666百万円となりましたが、企業年金基金に対して特例掛金を27,963百万円拠出したことなどによるものであります。

投資活動によるキャッシュ・フローは、340,922百万円の支出（前年同期比99.5%）となりました。これは、店舗の新規出店や改装などに伴う有形固定資産の取得による支出が276,941百万円、7-Eleven, Inc.における事業取得による支出が52,671百万円となったことなどによるものであります。

財務活動によるキャッシュ・フローは、10,032百万円の収入（前年同期は40,561百万円の支出）となりました。これは、配当金の支払額が56,556百万円となりましたが、7-Eleven, Inc.における新規の借入れなどにより、長期借入れによる収入が195,883百万円となったことなどによるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産及び受注の状況

該当事項はありません。

(2) 仕入の状況

当連結会計年度における仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	仕入高(百万円)	前年同期比(%)
コンビニエンスストア事業	1,068,426	114.0
スーパーストア事業	1,439,361	100.3
百貨店事業	655,776	98.3
フードサービス事業	25,785	99.3
金融関連事業	8,798	125.8
その他の事業	10,073	90.4
計	3,208,220	104.0

(注) 1 上記仕入実績は、連結会社間の取引高を消去した金額となっております。

2 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売の状況

当連結会計年度における売上実績(営業収益のうちの売上高)をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	売上高(百万円)	前年同期比(%)
コンビニエンスストア事業	1,222,704	114.1
スーパーストア事業	1,953,543	100.0
百貨店事業	870,146	98.2
フードサービス事業	76,985	100.6
金融関連事業	9,312	124.3
その他の事業	16,311	94.0
計	4,149,003	103.4

(注) 1 株式会社セブン・イレブン・ジャパンおよび7-Eleven, Inc.のチェーン全店売上高は、それぞれ3,508,444百万円、1,852,162百万円であります。上表コンビニエンスストア事業の売上高には、これらのうち自営店売上高のみが含まれております。なお、加盟店売上高(チェーン全店売上高から自営店売上高を差引いた金額)を加えた場合、合計売上高は、8,320,458百万円になります。

2 上記売上実績は、連結会社間の取引高を消去した金額となっております。

3 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

4 主要な子会社の売上状況は、次のとおりであります。

(1) コンビニエンスストア事業

株式会社セブン・イレブン・ジャパン

区分	チェーン全店売上高(百万円)	前年同期比(%)	構成比(%)
加工食品	926,229	106.1	26.4
ファスト・フード	940,263	110.2	26.8
日配食品	449,080	111.3	12.8
食品計	2,315,573	108.8	66.0
非食品	1,192,871	103.6	34.0
合計	3,508,444	106.9	100.0

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。また、チェーン全店売上高は、フランチャイズ・ストア(加盟店)とトレーニング・ストア(自営店)の売上高の合計金額であります。

7-Eleven, Inc.

区分	チェーン全店売上高(百万円)	前年同期比(%)	構成比(%)
加工食品	370,882	112.4	20.0
ファスト・フード	146,891	107.7	7.9
日配食品	62,226	106.6	3.4
食品計	580,000	110.5	31.3
非食品	374,099	106.3	20.2
商品計	954,100	108.8	51.5
ガソリン	898,062	120.2	48.5
合計	1,852,162	114.0	100.0

(注) チェーン全店売上高は、加盟店と自営店の売上高の合計金額であります。

(2) スーパーストア事業

株式会社イトーヨーカ堂

区分	売上高(百万円)	前年同期比(%)	構成比(%)
衣料	230,807	96.1	22.7
住居	160,916	93.0	15.9
食品	623,571	96.2	61.4
商品計	1,015,295	95.6	100.0
テナント	271,258	107.3	
その他	16,369	82.0	
合計	1,302,923	97.6	

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

株式会社ヨークベニマル

区分	売上高(百万円)	前年同期比(%)	構成比(%)
生鮮食品	114,914	106.2	37.4
加工食品	86,219	103.2	28.1
デイリー食品	68,660	105.3	22.4
食品計	269,794	105.0	87.9
衣料	17,642	101.6	5.8
住居	19,383	99.5	6.3
商品計	306,820	104.4	100.0
テナント	51,240	104.3	
合計	358,061	104.4	

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(3)百貨店事業

株式会社そごう・西武

区分	売上高(百万円)	前年同期比(%)	構成比(%)
衣料	349,846	96.8	59.3
雑貨	78,127	98.3	13.2
食品	162,023	94.9	27.5
商品計	589,997	96.4	100.0
テナント	168,201	102.4	
法人外部部	40,228	96.0	
合計	798,427	97.6	

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(4)フードサービス事業

株式会社セブン&アイ・フードシステムズ

区分	売上高(百万円)	前年同期比(%)	構成比(%)
レストラン	61,011	100.3	78.5
ファストフード	6,624	91.6	8.5
コントラクトフード	10,071	107.8	13.0
合計	77,706	100.4	100.0

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

当社は、「新しい今日がある」をグループのブランドメッセージとして新しいライフスタイルの創造、提案をするこれまでにない魅力を持った新しい流通サービスを目指し、社会・経済環境の変化に迅速に対応すべく、グループ力の十分な活用によるグループ企業価値の最大化を推進してまいります。その目的達成のため、以下の行為計画を掲げております。

(1) 多様な業態を持つ小売グループとしての総合力を活かした新規事業の創出と既存事業の活性化

(2) グループ機能の高度化

調達、物流、商品開発、販売等における、マーチャンダイジング面でのシナジー効果の追求

高付加価値サービスの提供とコスト削減を目指した管理部門の統合

知的財産の一元管理

C S Rを重視した企業行動の徹底

特に、シナジー効果の追求につきましては、グループ共通のプライベートブランド商品「セブンプレミアム」の開発を行っている「グループMD改革プロジェクト」において、各事業会社が業態の違いを超えた新たなマーチャンダイジングに挑戦しております。これらの取り組みを中心にグループ内で情報を共有することでコストの効率化を図るとともに、マーチャンダイジングにおける精度の向上と一層のスケールメリットの活用を図ってまいります。

なお、当社は、現時点では、「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（会社法施行規則第118条第3号）を明確な形では定めておりませんが、業績の更なる改善やコーポレート・ガバナンスの強化等を通じたグループ企業価値の最大化を目指しており、当社グループの企業価値を毀損させるおそれのある当社株式の大量取得行為等については適切な対応が必要と考えております。当該基本方針については、今後の法制度や裁判例等の動向および社会的な動向を踏まえ、引き続き慎重に検討を進めてまいります。

4【事業等のリスク】

当社グループでは、定期的なリスクアセスメントを実施して、リスクの洗い出し・評価を行うことによりリスクを総体的に認識したうえで、その重大性および喫緊性に応じて優先順位を付けて対策を立案・実行し、改善状況をモニタリングする仕組みを確立しています。

この仕組みにより認識されたリスクのうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項を、以下に記載しています。ただし、これらは、当社グループに関するすべてのリスクを網羅したものではなく、記載された事項以外の予見しがたいリスクも存在します。また、これらのリスクはそれぞれ独立したものではなく、ある事象の発生により、他の様々なリスクが増大する可能性があります。

当社グループの事業、業績および財務状況は、これらのリスクのいずれによっても影響を受ける可能性があります。当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識したうえで、発生を回避するための対策を講じるとともに、発生した場合には迅速かつ適切な対応に努めてまいります。なお、文中における将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において、当社グループが判断したものです。

(1) 経済環境に関するリスク

経済状況の動向等

当社グループは、日本国内において主要な事業を行うほか、世界各地で事業を展開しています。そのため、日本および事業を展開している国または地域の景気や個人消費の動向などの経済状態が、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループは、お客様のニーズに的確に対応するべく、販売戦略に基づいた商品の取扱い・開発を積極的に行っていますが、経済政策や異常気象等により予想外の消費行動の変化が生じた場合、当社グループの業績および財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

金利の変動

金利の変動は、受払利息や金融資産・負債の価値に影響を与え、当社グループの業績や財務状況に影響を与える可能性があります。

為替の変動

海外のグループ会社の現地通貨建ての資産・負債等は、連結財務諸表作成のために円換算されます。また、当社グループの販売商品の中には、為替変動の影響を受ける海外開発商品があります。したがって、為替相場の変動により当社グループの業績および財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 当社グループの事業活動に関するリスク

(グループ共通的なリスク)

商品・原材料等の調達と価格の変動

当社グループの事業活動にとって、十分な品質の商品・原材料等を適時に必要なだけ調達することが不可欠であり、特定の地域・取引先・製品・技術等に大きく依存しないよう、その分散化を図っています。しかし、仕入ルートの一部が中断した場合、それにより当社グループの事業に影響を受ける可能性があります。

また、当社グループの取扱商品の中には、原油等原材料価格変動の影響を受ける商品等、外的な要因により仕入価格が変動する商品があります。これら仕入価格の変動が生じた場合、当社グループの業績および財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

商品の安全性および表示

当社グループは、関係法令の規制に基づき、食品衛生に関わる設備の充実、取引先を含めた一貫した商品管理の徹底、チェック体制の確立など、お客様に安全な商品と正確な情報を伝えるよう努めていますが、当社グループの取組みを超えた問題が発生した場合には、それによる当社グループの商品に対する信頼の低下、対応コストの発生等により、当社グループの業績および財務状況に影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループでは、セブンプレミアムやグループ各社のオリジナル商品をさらに拡大して、新しい価値、上質の商品やサービスをお客様に提供し続けることに挑戦していますが、当社グループの取扱商品について重大な事故等が発生した場合、商品回収や製造物責任賠償が生じることもあり、当社グループの業績および財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

出店政策

当社グループの店舗出店に際しては、「大規模小売店立地法」「都市計画法」「建築基準法」等様々な法令に基づく規制を受けています。これらの法令の改正やこれらに関して各都道府県等が定めた規制の変更に伴い、当初策定した計画どおりの新規出店や既存店舗の改装等を行うことが困難となった場合や、将来の潜在的な出店候補地が減少した場合、および新たな対応コストが発生した場合は、当社グループの業績および財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

M & A や業務提携等の成否

当社グループは、M & A および他社との業務提携や合併会社設立などを通じて、新規事業の展開やグループ事業の再編を行っています。しかし、これら戦略的投資について、当初期待した効果が得られず戦略目的が達成できない場合、当社グループの業績および財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

債権管理

当社グループは、店舗賃借に当たり、賃貸人へ敷金・保証金を差し入れています。店舗賃貸人の経済環境の悪化や債権保全のために担保設定した物件の価値が下落した場合等には、当社グループの業績および財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

固定資産の減損

当社グループは、有形固定資産やのれん等多くの固定資産を保有しています。減損会計を適用しておりますが、今後、店舗等の収益性が悪化したり、保有資産の市場価格が著しく下落したこと等により、減損処理がさらに必要になった場合、当社グループの業績および財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(セグメント別のリスク)

コンビニエンスストア事業

当社グループのコンビニエンスストア事業は、主にフランチャイズ・システムからなり、「セブン・イレブン」という同一店舗名でチェーン展開を行っています。同システムは、加盟店と当社グループが対等なパートナーシップと信頼関係に基づき、それぞれの役割を担う共同事業であるため、加盟店もしくは当社グループのいずれかがその役割を果たせないことにより、多くの加盟店との間で契約が維持できなくなった場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループのコンビニエンスストア事業は、常に変化し続けるお客様のニーズに対して、取引先各社と製造・物流・販売・それらを支える情報システムの仕組みを革新しながら、差別化された高品質の商品や生活をサポートする便利なサービスを構築してきました。このための独自の事業インフラは、フランチャイズ・システムの理念を共有する取引先各社と構築しているため、取引先各社との業務上の関係が維持できない状況が発生した場合、または取引先各社の技術力等が著しく低下した場合は、当社グループの業績および財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループ会社の7-Eleven, Inc. は、特に、ガソリンスタンドを併設した店舗を米国およびカナダで積極的に展開しており、同社のチェーン全店売上に占めるガソリン売上が、約半分を占めるようになってきました。ガソリンのサプライチェーンの垂直統合等により、ガソリン小売価格の上昇に伴う利益率の低下リスクをヘッジしていますが、急激な価格の変動等、事業環境の予期しない変化により、当社グループの業績および財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

なお、「セブン・イレブン」は、世界16の国と地域で50,000店を超える店舗（7-Eleven, Inc. とのライセンス契約に基づき展開されている当社グループ外の店舗を含む）を展開する世界的なチェーン店へ成長しています。当社グループに属さないエリアライセンサーおよび当該エリアライセンサーが展開する店舗において、不祥事その他の事由により、ロイヤリティの減少・売上の減少が生じた場合、当社グループの業績および財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

スーパーストア事業

当社グループのスーパーストア事業は、主としてGMS（総合スーパー）事業と食品スーパー事業からなります。当社グループでは、お客様のニーズの変化に的確に対応していくため、GMS事業においては、MD（商品政策）改革の推進や接客の強化によるお客様とのコミュニケーション強化に着手するとともに、店舗構造改革による既存店活性化に注力し、立地、商圈ニーズの変化に合わせた店づくりを戦略的に推進する一方で、不採算店の閉店等を着実に進めております。食品スーパー事業においては、新しい生活提案型スーパーマーケットの確立を目指して、MD改革の推進や生産性の向上に取り組んでおります。しかしながら、事業環境の変化等予期しない要因により、その目的を完全には達成できない可能性があります。この場合、当社グループの業績および財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

百貨店事業

当社グループの百貨店事業は、お客様のライフスタイルの変化を捉え、基幹店においては、上質で新しい商品や売場の「自主化」を拡大・強化するとともに、地方店においては、地域やマーケットに合わせた業態転換を推進することにより、新しい百貨店づくりに取り組んでおりますが、事業環境の変化等予期しない要因により、その目的を完全には達成できない可能性があります。この場合、当社グループの業績および財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

フードサービス事業

当社グループのフードサービス事業は、レストラン事業、コントラクトフード事業、ファストフード事業統合によるシナジー効果の最大化と店舗戦略の見直しを主とする構造改革への取り組みが一定の成果を上げたことを踏まえ、レストラン事業における高質化と新しい店舗モデルの創造、および生産性の向上による成長戦略への転換を進めておりますが、事業環境の変化等予期しない要因により、その目的を完全には達成できない可能性があります。この場合、当社グループの業績および財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

金融関連事業

当社グループでは、銀行業・カード事業等の金融関連事業を行っています。

株式会社セブン銀行の収入は、A T M事業に大きく依存していますが、現金に代替する決済の普及、A T Mサービスに関する競争の激化、A T Mネットワーク拡大の限界等の事態が発生した場合、当社グループの業績および財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

カード事業については、クレジットカード「セブカード」および「ミレニアム/クラブ・オンカード セゾン」と電子マネー「nanaco」の発行と運営を通じて、流通サービスと融合した利便性の高い金融サービスの実現に取り組んでおりますが、クレジットカード事業においては、貸倒率の増大・予想外の貸倒損失の発生、貸金業法に基づく総量規制等が、当社グループの業績および財務状況に影響を及ぼす可能性があります。また、電子マネー事業においては、独自のシステムを構築して差別化を図っておりますが、我が国における電子マネーの急速な普及の過程で、汎用性の増大等の質的变化によって、競争力を維持できない場合、当社グループの業績および財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

その他の事業

当社グループでは、時代の変化に合わせて、リアル店舗網とインターネットの融合によるITサービス事業の強化を図っておりますが、物流管理のIT化を含め、技術の進歩や変化は著しく、何らかの内外要因により、変化への対応が遅れた場合、サービスの低下や競争力の低下が生じる可能性があります。この場合、当社グループの業績および財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(3) その他の法的規制・訴訟に関するリスク

会計制度・税制等の変更

当社グループが予期しない会計基準や税制の新たな導入・変更により、当社グループの業績および財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

環境に関する規制等

当社グループは、食品リサイクル、容器包装リサイクル、廃棄物処理および地球温暖化対策などに関する様々な環境関連法令の適用を受けています。これらの法令による規制はより強化されたり、または将来的に新たな規制が導入される可能性があります。当社グループにとって、法令遵守に係る追加コストが生じたり、事業活動が制限されたりする可能性があります。

情報の流出

当社グループは、金融事業を始めとする各種事業において、お客様等のプライバシーや信用に関する情報（個人情報を含む）を取り扱っており、また、他企業等の情報を受け取ることがありますが、これらの情報が誤ってまたは不正により外部に流出する可能性があります。情報が外部に流出した場合、被害者に対して損害賠償義務を負ったり、当社グループの社会的信用に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループの営業秘密が不正または過失により流出する危険もあり、その結果、当社グループの業績および財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

訴訟および法的規制等

当社グループは、事業の遂行に関して、訴訟等および規制当局による様々な法的手続きに服するリスクを有しています。

現在までのところ、当社グループの業績に重大な影響を及ぼす訴訟等は提起されておりませんが、業績に大きな影響を及ぼす訴訟や社会的影響の大きな訴訟等が発生し、当社グループに不利な判断がなされた場合には、当社グループの業績および財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

また、より厳格な法規制が導入されたり、規制当局の法令解釈が従来よりも厳しくなることなどにより、多大な法的責任、不利な措置が課された場合や、法的手続きへの対応に多大なコストがかかる場合、当社グループの事業活動や業績、財務状況および評判に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 災害等に関するリスク

災害等による影響

当社グループの本社および主要な事業の店舗等は日本にあるほか、世界各地で事業を展開しています。地震、台風、洪水、津波等の自然災害、火災、停電、原子力発電所事故、戦争、テロ行為等の違法行為等により、事業活動の停止や施設の改修に係る多額の費用が発生し、当社グループの事業運営に重大な支障が生じた場合、当社グループの業績や財務状況に影響を及ぼす可能性があります。特に、コンビニエンスストア事業やスーパーストア事業を始め主要な事業の店舗が集中している首都圏において大きな災害等が発生した場合、その影響も大きくなることが予想されます。

加えて、当社グループの事業活動においてネットワークや情報システムの役割がさらに大きくなる中、停電、災害、テロ行為、ソフトウェア・ハードウェアの欠陥、コンピュータウイルスやネットワークへの不正侵入等によりシステム障害が発生した場合、事業運営に支障をきたすことになり、当社グループの業績や財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

新型インフルエンザ等の感染症の流行による影響

ライフラインの一翼を担う小売業を中核事業とする当社グループは、新型インフルエンザのような感染症の流行に備えて、お客様や従業員等の人命・安全を確保した上で、地域および社会への責任を果たすため、感染症流行時における営業継続への対策を講じていますが、感染拡大や蔓延状況に応じて、営業時間の短縮、営業店舗の限定等の措置をとる可能性があります。この場合、当社グループの業績や財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(5) その他のリスク

退職給付債務・退職給付費用

当社グループの退職給付債務や退職給付費用は、割引率や年金資産の期待運用収益率等の基礎率を加味し算出していますが、これらの前提となる国内外の株価・為替・金利について予想外の変動が生じた場合や、それらにより年金資産の運用成績が悪化した場合、また、年金制度の変更が生じた場合、当社グループの業績および財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

繰延税金資産

当社グループの繰延税金資産については、課税所得の将来の見積額や一時差異等のスケジューリングの結果に基づき計上しているグループ会社があります。今後、経営環境の悪化等により課税所得の見積もりを減額された場合等には、繰延税金資産を取崩す必要が生じ、当社グループの業績および財務状況に影響を及ぼす可能性があります。なお、当社および一部の連結子会社は、平成24年度より連結納税制度を適用しております。

ブランドイメージ

本編の他の項目に記載している諸事象および子会社・関連会社・フランチャイズビジネスにおける加盟店等の不祥事件により、結果として、当社グループ全体のブランドイメージが低下した場合、それによる当社グループに対するお客様の信頼低下、人材の流出、人材確保の困難化等により、当社グループの業績および財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

(1) グループ経営管理契約

当社は、株式会社セブン - イレブン・ジャパン、株式会社イトーヨーカ堂、株式会社セブン&アイ・フードシステムズおよびその他の子会社22社との間で、当社が各社に対して行う経営管理に関し、それぞれ「グループ経営サービス等の提供に関する基本契約書」を締結しております。

(2) 加盟店契約

株式会社セブン - イレブン・ジャパンとコンビニエンスストア加盟店との加盟店契約の要旨は、次のとおりであります。

a. 当事者（株式会社セブン - イレブン・ジャパンと加盟者）の間で、取り結ぶ契約

(a) 契約の名称

加盟店基本契約（書）およびその付属契約（書）

(b) 契約の本旨

株式会社セブン - イレブン・ジャパンの許諾によるコンビニエンスストア経営のためのフランチャイズ契約関係を加盟者と形成すること。

b. 加盟者に対する商品の販売条件に関する事項

株式会社セブン - イレブン・ジャパンは、開業時在庫の買取りを求める以外、爾後商品の販売はせず、加盟者は株式会社セブン - イレブン・ジャパンの推薦する仕入先その他任意の仕入先から商品を買取ります。

c. 経営の指導に関する事項

株式会社セブン - イレブン・ジャパンは継続的に担当者を派遣して、店舗・商品・販売の状況を観察させて助言・指導をする他、販売情報等の資料の提供、効果的な標準小売価格の開示、各種仕入援助、広告宣伝、経営相談、計数管理のための計数等の作成提供を行い、商品仕入等についての与信をします。

d. 使用させる商標、商号その他の表示に関する事項

コンビニエンスストア経営について“セブン - イレブン”の商標その他営業シンボル、著作物の使用をすることが許諾されます。

e. 契約の期間等に関する事項

契約の期間は、加盟店として新規開店の初日から向こう15ヶ年間です。契約の更新は、協議し、合意にもとづいて行われます。

f. 加盟者から定期的に徴収する金銭に関する事項

月間売上総利益（月間売上高から、月間売上商品原価（商品の総売上原価から品減り、不良品各原価および仕入値引金を差引いた純売上原価）を差引いたもの）を基に一定の計算をして算出した金額を、株式会社セブン - イレブン・ジャパンが実施するサービスの対価として支払います。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社グループに関する財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの分析・検討内容は、原則として連結財務諸表に基づいて分析した内容であります。

なお、文中における将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において、当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づいて作成しております。この連結財務諸表の作成には、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債および収益・費用の報告金額および開示に影響を与える見積りを必要とします。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社グループの連結財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等」の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しております。

(2) 経営成績の分析

営業収益および営業利益

当連結会計年度の営業収益は、前連結会計年度に比べ205,297百万円増加の4,991,642百万円、営業利益は、前連結会計年度に比べ3,625百万円増加の295,685百万円となりました。

コンビニエンスストア事業の中核である株式会社セブン・イレブン・ジャパンの当連結会計年度末国内店舗数は、秋田県へ出店地域を拡大するとともに、継続して都市部への出店を強化するなど積極的な出店を推進した結果、15,072店舗（前期末比1,067店舗増）となりました。販売面では、「近くて便利」なお店の実現に向けて、「セブンプレミアム」や惣菜、野菜、デザートといった食卓でのニーズが高い商品の品揃えを強化いたしました。サービス面におきましても、お食事お届けサービス「セブンミール」についてお届け料金を見直すなどお客様により便利にご利用頂けるサービス内容に変更したことに加え、超小型電気自動車を活用し、店内のほぼ全ての商品をお客様宅や事業所等へお届けする「セブンらくらくお届け便」を開始するなど、更なる利便性の向上に努めました。上記の施策等による売上改善の結果、既存店売上高伸び率は前年を上回りました。その結果、自営店と加盟店の売上を合計した国内チェーン全店売上高は3,508,444百万円（前年同期比106.9%）となり、商品別では、ソフトドリンク、菓子類他で構成される加工食品で926,229百万円（前年同期比106.1%）、弁当、おにぎり等の米飯や麺類、惣菜他で構成されるファスト・フードで940,263百万円（前年同期比110.2%）、パン、ペストリー、牛乳他で構成される日配食品で449,080百万円（前年同期比111.3%）、タバコ、日用雑貨他で構成される非食品で1,192,871百万円（前年同期比103.6%）となりました。また、加盟店からの収入と自営店の売上高を合計した営業総収入は、617,559百万円（前年同期比107.2%）となりました。

海外においては、北米で8,118店舗（平成24年12月末時点）を展開する7-Eleven, Inc. は、ファスト・フード商品やプライベートブランド商品の開発および販売に引き続き注力したことに加え、ホットフードやノンアルコール飲料の売上が伸長したことなどにより、米ドルベースの米国既存店商品売上高は前年を上回って推移いたしました。なお、チェーン全店売上高は、ガソリン売上の伸長もあり1,852,162百万円（前年同期比114.0%）となりました。中国においては、セブン・イレブン北京有限公司が北京市内で138店舗、天津市内で62店舗（平成24年12月末時点）、またセブン・イレブン成都有限公司は87店舗（平成24年12月末時点）を展開しております。いずれのエリアにおきましても、地元のお客様のニーズを捉え、売上高は概ね堅調に推移いたしました。

これらの結果、コンビニエンスストア事業の営業収益は1,899,573百万円（前年同期比112.3%）、営業利益は221,764百万円（前年同期比103.3%）となりました。

スーパーストア事業の株式会社イトーヨーカ堂では、衣料品分野において接客販売の推進とメディア連動型プロモーションによる商品価値の訴求により、4つのプライベートブランド「good day（グッデイ）」、「GALLORIA（ギャロリア）」、「Kent（ケント）」、機能性肌着の販売が好調に推移しました。また食品分野では、上質な商品の品揃えの強化に努めました。しかしながら、消費全般としては厳しい状況のまま推移したこと、さらには大型セールスの抑制などにより、同社の売上高は1,302,923百万円（前年同期比97.6%）、商品別では、衣料品230,807百万円（前年同期比96.1%）、住居関連商品160,916百万円（前年同期比93.0%）、食料品623,571百万円（前年同期比96.2%）となりました。このように売上高は前年割れとなりましたが、値下げロスの低減やプライベートブランド商品の伸長に伴う荒利率の改善などにより収益性が改善しました。

また、株式会社ヨークベニマルでは、東日本大震災後の需要の高まりによる反動はあったものの、惣菜を含めた生鮮食品を中心に生活提案型の販売を継続したことにより、既存店売上高伸び率は前年並みとなりました。

これらの結果、スーパーストア事業の営業収益は1,994,588百万円（前年同期比100.1%）、営業利益は25,491百万円（前年同期比78.6%）となりました。

百貨店事業の中核である株式会社そごう・西武では、基幹店舗である西武池袋本店での改装効果を最大化し、成功事例を他の店舗へ波及させるとともに、そごう横浜店の改装に着手しました。商品面では、自主企画商品・自主編集売場の拡大を推進し、差別化を図りました。西武池袋本店やそごう横浜店の改装効果などが牽引し、既存店売上高伸び率は、前年を上回りました。

この結果、百貨店事業の営業収益は884,028百万円（前年同期比98.2%）、営業利益は8,029百万円（前年同期比80.7%）となりました。

フードサービス事業の根幹となるレストラン事業部では、東日本大震災に伴う営業時間短縮の影響がなくなったことに加え、主力アイテムのメニュー強化や接客力の向上などにより、既存店売上高伸び率は前年を上回りました。

この結果、フードサービス事業の営業収益は78,361百万円（前年同期比100.4%）、営業利益は721百万円（前年同期から816百万円の改善）となりました。

金融関連事業の株式会社セブン銀行では、当連結会計年度末のATM設置台数が17,922台（前期末比1,382台増）に拡大いたしました。法改正に伴うノンバンク取引件数の減少により、1日1台当たりの平均利用件数は111.2件（前年同期比1.0件減）となりましたが、ATM設置台数の増加に加え、預貯金金融機関の取引件数が伸長したことにより、総利用件数は着実に増加いたしました。

この結果、金融関連事業の営業収益は144,355百万円（前年同期比111.4%）、営業利益は37,425百万円（前年同期比110.8%）となりました。

営業外損益および経常利益

営業外損益は、前連結会計年度の1,111百万円の利益（純額）から150百万円の利益（純額）となりました。これは、持分法投資利益が減少したことに加え、7-Eleven, Inc.の借入金の増加に伴い支払利息が増加したことなどによるものです。

この結果、経常利益は、前連結会計年度に比べ2,664百万円増加の295,836百万円となりました。

特別損益および税金等調整前当期純利益

特別損益は、前連結会計年度の62,353百万円の損失（純額）から33,113百万円の損失（純額）となりました。これは前連結会計年度において、東日本大震災の発生に伴う災害による損失や資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額を計上していたことなどにより特別損失が減少したことなどによるものであります。

この結果、税金等調整前当期純利益は、前連結会計年度に比べ31,905百万円増加の262,722百万円となりました。

法人税等（法人税等調整額を含む）および当期純利益

法人税等は、前連結会計年度に比べ20,581百万円増加の110,839百万円となりました。また、税効果会計適用後の負担率は42.2%となりました。

この結果、当期純利益は、前連結会計年度に比べ8,226百万円増加の138,064百万円となりました。1株当たり当期純利益は、156.26円となり、前連結会計年度の146.96円に比べ9.3円増加しました。

(3) 財務状態の分析

資産、負債及び純資産の状況

総資産は、前連結会計年度末に比べ373,038百万円増加して4,262,397百万円となりました。

流動資産は、有価証券が66,999百万円増加したことに加え、株式会社セブン銀行において、コールローンおよびその他に含まれているATM仮払金が、それぞれ20,000百万円、20,937百万円増加したことなどにより、前連結会計年度末に比べ138,943百万円増加し、1,655,528百万円となりました。

有形固定資産は、株式会社セブン・イレブン・ジャパンにおける新規出店や既存店の改装、7-Eleven, Inc.の店舗取得などにより162,339百万円の増加となりました。無形固定資産は、7-Eleven, Inc.におけるのれんの発生などにより、82,257百万円増加しております。また、企業年金基金への特例掛金の拠出により、前払年金費用が25,111百万円増加しております。これらの結果、固定資産は前連結会計年度末に比べ234,199百万円増加の2,606,564百万円となりました。

負債合計は、前連結会計年度末に比べ239,253百万円増加し、2,267,656百万円となりました。

借入金は、7-Eleven, Inc.において店舗取得等のため117,767百万円増加したことなどから、短期・長期の合計で125,857百万円増加しております。また、社債は、株式会社セブン銀行の発行などにより、一年内償還予定額と合わせて30,004百万円の増加となりました。

純資産合計は、前連結会計年度末に比べ133,785百万円増加し、1,994,740百万円となりました。

利益剰余金は、当期純利益138,064百万円の計上および配当金の支払いによる56,546百万円の減少などにより、81,321百万円増加しております。

為替換算調整勘定は、主に7-Eleven, Inc.の財務諸表の換算において、39,747百万円減少しております。

これらの結果、1株当たり純資産額は、前連結会計年度末に比べ141.61円増加し2,140.45円となり、自己資本比率は前連結会計年度末の45.4%から44.4%となりました。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、7-Eleven, Inc.を中心として、店舗の新規出店および改装などに伴う支出があった一方、前連結会計年度においては株式会社セブンCSカードサービスの事業承継による支出などがありましたが、コンビニエンスストア事業を中心とした高い営業収益力によりキャッシュ・フローを創出したことなどにより、前連結会計年度末に比べ66,380百万円増加し、800,087百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において営業活動によって得た資金は、前連結会計年度に比べ71,236百万円減少し、391,406百万円となりました。これは、税金等調整前当期純利益が、31,905百万円増加し、株式会社セブン銀行における社債の発行などにより66,000百万円増加した一方、株式会社セブン銀行においてコールローンの純増減が135,000百万円減少したこと、また、当連結会計年度において、企業年金基金に対して特例掛金を27,963百万円拠出したことなどによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において投資活動に使用した資金は、前連結会計年度に比べ1,883百万円減少しましたが、ほぼ前連結会計年度並みの340,922百万円となりました。これは、主に株式会社セブン銀行において、投資有価証券の取得による支出が82,434百万円減少し、前連結会計年度において、株式会社セブンCSカードサービスによる株式会社クレディセゾンからの事業承継対価の支出が135,794百万円あった一方、主に株式会社セブン銀行における投資有価証券の売却による収入が122,917百万円減少したことに加え、コンビニエンスストア事業を中心とした新規出店などにより、有形固定資産の取得による支出が67,337百万円増加したことなどによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において財務活動によって得た資金は、10,032百万円となり、前連結会計年度において使用した資金40,561百万円に比べ50,593百万円増加しました。これは、短期借入金の純増減が39,164百万円減少したものの、主に7-Eleven, Inc.において長期借入れによる収入が82,403百万円増加したこと、また、主に株式会社セゾウ・西武において長期借入金の返済による支出が36,805百万円減少したことなどによるものであります。

(4) 戦略的現状と見通し

次期の見通しにつきましては、昨年末以降の景気対策等に対する期待感から一部に明るさを取り戻しつつあり、足元の個人消費や雇用情勢に底堅さが見られるものの、平成26年4月に予定されている消費増税を見据えた厳しい経営環境が予想され、その対応が重要となっております。

このような環境の中、当社グループは経済環境や社会構造の変化に対応した新しい価値の創造に挑戦していくとともに、より一層の差別化を図るべく、付加価値の高い商品の開発、価値を伝えるための接客力の向上を図りながら、収益性の改善に注力してまいります。

グループシナジー効果の最大化に向けた取り組みといたしまして、グループのプライベートブランド商品「セブンプレミアム」の売上高を6,500億円（前年同期比1,600億円増）とし、グループ各社のオリジナル商品の販売を加え、グループ全体で2兆3,870億円（前年同期比3,490億円増）とすることを計画しております。

国内のコンビニエンスストア事業につきましては、株式会社セブン・イレブン・ジャパンは、高齢化や単身世帯の増加、中小小売店舗数の減少、働く女性の増加といった社会構造の変化を成長機会と捉え、コンビニエンスストアに求められる役割を果たすため、更なる「近くて便利」なお店の実現を目指してまいります。店舗面では、好立地への出店強化に加えて新規エリアへの展開として平成25年3月に香川県、徳島県への出店を開始するなど、過去最高となる1,500店舗を出店してまいります。また、ファスト・フード商品の更なる品質向上を図るとともに、商品お届けサービスをはじめとしたサービス業務を強化し、日常生活に必要な商品を基本商品と位置付け、各店舗で品揃えの拡充に努めてまいります。

海外のコンビニエンスストア事業につきましては、北米事業の7-Eleven, Inc. が店舗取得を含めた新規出店と既存店舗のフランチャイズ化の促進を継続するとともに、ファスト・フード商品の販売強化など、既存店舗の活性化にも注力してまいります。また、中国事業につきましては既存店舗の店舗運営を強化するとともに、店舗網の拡大に取り組んでまいります。

スーパーストア事業の株式会社イトーヨーカ堂は、プライベートブランド商品の開発および接客販売の強化により販売力を高めるとともに、店舗構造改革の一環としてグループ内外の専門店を活用した売場改革に注力するなど、更なる収益基盤の改善を推進してまいります。株式会社ヨークベニマルは、地域のニーズに対応した品揃えの強化を継続するとともに、高密度店舗展開の実現に向けて、積極的な出店にも取り組んでまいります。

百貨店事業の株式会社そごう・西武は、基幹店舗であるそごう横浜店およびそごう大宮店の改装を行うなど、西武池袋本店における店舗改装の成功事例を拡大してまいります。商品面では店舗の魅力を高めることを目的に、自主マーチャンダイジング体制の構築に引き続き挑戦してまいります。

また、ATM事業やカード事業などの金融サービスや、ネット通販などのITサービスの分野におきましても、グループ共通インフラとして既存事業とのシナジー効果を発揮できる体制づくりに注力してまいります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資額の内訳は次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度(百万円)
コンビニエンスストア事業	214,250
スーパーストア事業	54,243
百貨店事業	18,265
フードサービス事業	1,407
金融関連事業	40,945
その他の事業	4,331
全社(共通)	772
合計	334,216

(注) 1 上記金額には差入保証金および建設協力立替金を含めて記載しております。

2 「全社(共通)」は当社の設備投資額であります。

当連結会計年度の設備投資額は334,216百万円となりました。コンビニエンスストア事業においては、店舗の新設および改装を中心に214,250百万円の投資を行いました。スーパーストア事業においては、新規出店等により54,243百万円の投資を行い、百貨店事業においては、店舗改装等を実施し18,265百万円の投資を行いました。また、金融関連事業においては、株式会社セブン銀行のATMの設置等に40,945百万円の投資を行い、フードサービス事業およびその他の事業においては、それぞれ1,407百万円、4,331百万円の投資を行いました。

なお、重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

平成25年2月28日現在における主たる設備の状況は次のとおりであります。

(1) セグメント内訳

セグメントの名称	帳簿価額（百万円）						合計	従業員数 （名）
	有形固定資産				無形固定資産			
	建物及び 構築物	工具、器具 及び備品、 その他	土地 （面積㎡）	リース 資産	借地権	ソフト ウェア		
コンビニエンスストア事業	336,697	132,907	187,457 (4,969,495)	7,418	9,613	3,844	677,939	25,607 (15,331)
スーパーストア事業	165,989	13,561	221,590 (2,242,090)	2,546	1,203	2,616	407,509	18,694 (51,961)
百貨店事業	93,782	4,822	126,539 (727,311)	6,790	12,255	4,786	248,976	6,966 (7,360)
フードサービス事業	2,346	484	1,456 (15,161)	128	36	15	4,467	1,323 (10,170)
金融関連事業	2,161	22,590	24,931 (307,798)	-	-	20,719	70,403	1,224 (277)
その他の事業	28,719	619	62,562 (85,091)	8	58,393	3,363	153,666	779 (584)
全社（共通）	2,297	187	2,712 (3,622)	-	-	1,832	7,030	418 (22)
合計	631,992	175,174	627,251 (8,350,568)	16,892	81,502	37,178	1,569,991	55,011 (85,705)

(注) 1 上記金額には消費税等および建設仮勘定は含まれておりません。

2 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は（ ）内に月間163時間換算による月平均人員を外数で記載しております。

3 「全社（共通）」は当社の設備であります。

(2) 提出会社

事業所名 （所在地）	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額（百万円）						合計	従業員数 （名）	
			有形固定資産				無形固定資産				
			建物及び 構築物	工具、器具 及び備品、 その他	土地 （面積㎡）	リース 資産	借地権	ソフト ウェア			リース 資産
本部 （東京都）	全社 （共通）	事務所	51	37	- (-)	-	-	-	1,826	1,915	415 (19)
伊藤研修 センター （神奈川県）	全社 （共通）	研修所	2,246	150	2,712 (3,622)	-	-	6	-	5,115	3 (3)

(注) 1 上記金額には消費税等および建設仮勘定は含まれておりません。

2 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は（ ）内に月間163時間換算による月平均人員を外数で記載しております。

3 提出会社における連結会社以外からのリース契約による主要な賃借設備はありません。

(3) 国内子会社

株式会社セブン・イレブン・ジャパン(コンビニエンスストア事業)

事業所名 (所在地)	設備の 内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (名)	
		有形固定資産				無形固定資産			合計
		建物及び 構築物	工具、器具及 び備品、 その他	土地 (面積㎡)	リース 資産	借地権	ソフト ウェア		
札幌美園1条店他880店舗 (北海道)	店舗等	9,353	1,697	5,870 (83,685)	1,115	290	-	18,327	40 (26)
一関沢店他86店舗 (岩手県)	店舗	1,780	173	- (-)	121	74	-	2,149	2 (1)
仙台国分町1丁目店他343店舗 (宮城県)	店舗	4,663	643	4,792 (53,135)	321	311	-	10,732	9 (6)
横手条里1丁目店他13店舗 (秋田県)	店舗	561	64	- (-)	50	13	-	689	3 (2)
村山橋岡新町店他155店舗 (山形県)	店舗	2,382	281	1,086 (13,736)	149	177	-	4,077	8 (5)
飯坂インター店他386店舗 (福島県)	店舗	2,964	740	1,637 (23,343)	330	221	-	5,894	4 (3)
土浦中店他576店舗 (茨城県)	店舗	6,850	1,009	3,467 (38,145)	524	511	-	12,362	20 (13)
小山犬塚北店他374店舗 (栃木県)	店舗	4,338	653	2,782 (33,153)	339	358	-	8,473	8 (5)
高崎緑町店他405店舗 (群馬県)	店舗	6,036	745	2,789 (34,230)	386	245	-	10,203	11 (7)
鳩ヶ谷坂下1丁目店他971店舗 (埼玉県)	店舗	11,387	1,689	6,059 (37,654)	932	337	-	20,406	37 (24)
かけまま店他859店舗 (千葉県)	店舗等	8,776	1,533	5,636 (37,035)	816	287	-	17,049	37 (24)
善福寺店他1,983店舗 (東京都)	店舗	21,192	3,606	10,224 (21,602)	1,987	723	-	37,735	203 (130)
相生店他1,066店舗 (神奈川県)	店舗等	10,795	1,885	6,586 (24,595)	1,087	332	-	20,688	51 (33)
新潟信濃町店他375店舗 (新潟県)	店舗	5,441	654	4,550 (56,886)	342	247	-	11,235	20 (13)
富山西大沢店他86店舗 (富山県)	店舗	2,935	229	- (-)	196	155	-	3,517	16 (10)
金沢石川県庁前店他70店舗 (石川県)	店舗	2,388	237	- (-)	175	189	-	2,990	8 (5)
福井春山1丁目店他39店舗 (福井県)	店舗	1,246	101	- (-)	69	86	-	1,503	14 (9)
甲斐大和店他169店舗 (山梨県)	店舗	1,694	304	677 (13,037)	151	70	-	2,897	4 (3)
塩尻大門店404店舗 (長野県)	店舗	4,386	773	930 (8,853)	396	315	-	6,802	14 (9)
羽島竹鼻町蜂尻店他103店舗 (岐阜県)	店舗	2,253	210	28 (812)	149	153	-	2,796	31 (20)
静岡小鹿店他561店舗 (静岡県)	店舗	6,517	1,103	4,199 (31,262)	623	183	-	12,627	29 (19)
名古屋則武1丁目店他765店舗 (愛知県)	店舗	13,305	1,559	439 (3,594)	1,025	780	-	17,110	179 (114)
桑名江場店他61店舗 (三重県)	店舗	1,388	136	- (-)	94	113	-	1,732	15 (10)
大津膳所駅前通り店他182店舗 (滋賀県)	店舗	3,073	352	2,722 (15,976)	192	200	-	6,540	7 (4)
京都烏丸十条店他224店舗 (京都府)	店舗	3,152	454	922 (1,990)	249	153	-	4,933	17 (11)
堺深井沢町店他731店舗 (大阪府)	店舗	10,150	1,490	1,941 (7,596)	886	523	-	14,992	58 (37)
J R兵庫駅前店他461店舗 (兵庫県)	店舗等	6,016	887	1,632 (8,589)	469	310	-	9,315	43 (27)
奈良南新町店他84店舗 (奈良県)	店舗	1,465	156	- (-)	95	54	-	1,773	3 (2)
和歌山津秦店他48店舗 (和歌山県)	店舗	617	98	180 (2,261)	52	20	-	970	2 (1)

事業所名 (所在地)	設備の 内容	帳簿価額(百万円)							従業員数 (名)
		有形固定資産				無形固定資産			
		建物及び 構築物	工具、器具及 び備品、 その他	土地 (面積㎡)	リース 資産	借地権	ソフト ウェア	合計	
浜田相生町店他9店舗 (島根県)	店舗	231	22	- (-)	20	14	-	289	- (-)
岡山大学前店他242店舗 (岡山県)	店舗	3,739	473	1,180 (13,898)	223	166	-	5,784	26 (17)
広島下河内店他450店舗 (広島県)	店舗	6,300	830	2,244 (17,184)	441	395	-	10,212	26 (17)
下関小月店他256店舗 (山口県)	店舗	3,586	464	1,937 (22,655)	253	277	-	6,519	14 (9)
博多住吉店他750店舗 (福岡県)	店舗	9,737	1,436	3,891 (24,491)	824	667	-	16,557	28 (18)
鳥栖曾根崎町店他153店舗 (佐賀県)	店舗	2,831	280	816 (10,245)	168	115	-	4,213	2 (1)
長崎末石町店他106店舗 (長崎県)	店舗	1,501	200	- (-)	120	74	-	1,897	2 (1)
熊本沼山津4丁目店他240店舗 (熊本県)	店舗	3,857	469	2,147 (22,819)	268	128	-	6,871	8 (5)
中津丸山町店他113店舗 (大分県)	店舗	2,434	262	- (-)	188	73	-	2,959	6 (4)
宮崎広島2丁目店他149店舗 (宮崎県)	店舗	2,482	321	682 (6,836)	203	116	-	3,805	2 (1)
鹿児島空港前店他104店舗 (鹿児島県)	店舗	3,382	412	- (-)	281	70	-	4,146	7 (4)
本部および地区事務所他 (東京都他)	事務所 等	7,560	554	4,743 (113,847)	911	69	3,844	17,684	5,054 (3,229)

(注) 1 上記金額には消費税等および建設仮勘定は含まれておりません。

2 店舗は、フランチャイズ・ストア(加盟店)とトレーニング・ストア(自営店)との合算であり、フランチャイズ・ストア(加盟店)は、当社所有の貸与設備についてのみ記載しております。

3 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は()内に月間163時間換算による月平均人員を外数で記載しております。

株式会社イトーヨーカ堂(スーパーストア事業)

事業所名 (所在地)	設備の 内容	帳簿価額(百万円)							従業員数 (名)	
		有形固定資産				無形固定資産				
		建物及び 構築物	工具、器具及 び備品、 その他	土地 (面積㎡)	リース 資産	借地権	ソフト ウェア	リース 資産		合計
旭川店他11店舗 (北海道)	店舗等	2,868	80	- (-)	114	73	-	-	3,137	275 (1,769)
弘前店他3店舗 (青森県)	店舗等	2,874	30	8,631 (62,622)	33	-	-	-	11,568	68 (667)
花巻店 (岩手県)	店舗等	594	141	1,460 (43,056)	8	-	-	-	2,206	14 (114)
仙台泉店他1店舗 (宮城県)	店舗等	185	6	- (-)	10	-	-	-	202	27 (272)
平店他2店舗 (福島県)	店舗等	350	48	1,029 (15,128)	26	-	-	-	1,455	72 (435)
古河店他2店舗 (茨城県)	店舗等	318	22	- (-)	29	-	-	-	370	107 (468)
小山店他1店舗 (栃木県)	店舗等	32	0	- (-)	18	-	-	-	51	66 (282)
藤岡店他1店舗 (群馬県)	店舗等	36	3	81 (1,777)	15	104	-	-	240	32 (184)
川越店他24店舗 (埼玉県)	店舗等	17,290	817	26,303 (60,730)	342	297	-	-	45,051	1,132 (3,701)
柏店他17店舗 (千葉県)	店舗等	5,760	258	1,196 (16,372)	156	-	-	-	7,372	881 (3,076)

事業所名 (所在地)	設備の 内容	帳簿価額(百万円)							従業員数 (名)	
		有形固定資産				無形固定資産				
		建物及び 構築物	工具、器具及 び備品、 その他	土地 (面積㎡)	リース 資産	借地権	ソフト ウェア	リース 資産		合計
千住店他39店舗 (東京都)	店舗等	32,606	1,305	45,773 (127,302)	403	348	-	-	80,437	1,970 (6,832)
相模原店他30店舗 (神奈川県)	店舗等	23,019	721	38,659 (177,711)	326	-	-	-	62,727	1,543 (5,431)
直江津店 (新潟県)	店舗等	40	0	- (-)	8	-	-	-	49	17 (97)
甲府昭和店 (山梨県)	店舗等	1,379	22	1,921 (8,893)	10	-	-	-	3,333	35 (206)
長野店他3店舗 (長野県)	店舗等	7,067	261	4,488 (81,921)	65	9	-	-	11,891	94 (467)
柳津店 (岐阜県)	店舗等	-	-	- (-)	9	-	-	-	9	28 (125)
沼津店他3店舗 (静岡県)	店舗等	2,028	90	5,170 (26,238)	40	-	-	-	7,330	204 (686)
豊橋店他5店舗 (愛知県)	店舗等	146	39	- (-)	56	-	-	-	243	204 (680)
六地蔵店 (京都府)	店舗等	333	16	3,496 (18,974)	6	-	-	-	3,852	33 (148)
東大阪店他4店舗 (大阪府)	店舗等	9,902	273	3,653 (32,284)	44	-	-	-	13,873	279 (1,218)
加古川店他3店舗 (兵庫県)	店舗等	988	9	4,135 (50,127)	24	-	-	-	5,158	144 (701)
奈良店 (奈良県)	店舗等	-	-	- (-)	6	-	-	-	6	34 (204)
岡山店他1店舗 (岡山県)	店舗等	233	105	- (-)	60	-	-	-	400	54 (334)
福山店 (広島県)	店舗等	149	2	- (-)	11	-	-	-	162	42 (139)
本部他 (東京都他)	事務所 等	2,494	91	19,051 (361,408)	1,129	40	580	107	23,495	1,317 (401)

(注) 1 上記金額には消費税等および建設仮勘定は含まれておりません。

2 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は()内に月間163時間換算による月平均人員を外数で記載しております。

株式会社ヨークベニマル(スーパーストア事業)

事業所名 (所在地)	設備の 内容	帳簿価額(百万円)							従業員数 (名)	
		有形固定資産				無形固定資産				
		建物及び 構築物	工具、器具及 び備品、 その他	土地 (面積㎡)	リース 資産	借地権	ソフト ウェア	合計		
浜田店他70店舗 (福島県)	店舗	11,327	448	13,778 (266,821)	-	-	-	-	25,553	758 (4,597)
矢本店他46店舗 (宮城県)	店舗	8,759	363	4,977 (123,963)	-	-	-	-	14,100	558 (3,248)
大野目店他17店舗 (山形県)	店舗	4,872	117	2,560 (49,883)	-	-	-	-	7,550	204 (1,153)
黒磯店他22店舗 (栃木県)	店舗	3,120	126	4,521 (139,197)	-	-	-	-	7,768	271 (1,330)
赤塚店他28店舗 (茨城県)	店舗	4,048	192	5,901 (187,928)	-	-	-	-	10,142	334 (1,378)
本部他 (福島県他)	事務所 等	932	49	8,229 (205,173)	-	-	768	-	9,980	376 (216)

(注) 1 上記金額には消費税等および建設仮勘定は含まれておりません。

2 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は()内に月間163時間換算による月平均人員を外数で記載しております。

株式会社そごう・西武（百貨店事業）

事業所名 (所在地)	設備の 内容	帳簿価額（百万円）						合計	従業員数 (名)
		有形固定資産				無形固定資産			
		建物及び 構築物	工具、器具及 び備品、 その他	土地 (面積㎡)	リース 資産	借地権	ソフト ウェア		
旭川店 (北海道)	店舗	286	38	494 (1,582)	82	14	-	916	65 (164)
秋田店 (秋田県)	店舗	432	57	- (-)	56	-	-	547	50 (148)
筑波店 (茨城県)	店舗	0	0	- (-)	0	-	-	0	84 (160)
大宮店他3店舗 (埼玉県)	店舗	10,753	334	16,879 (16,600)	339	3,561	-	31,869	511 (867)
千葉店他2店舗 (千葉県)	店舗	18,131	944	37,884 (35,750)	387	1,166	-	58,515	557 (628)
池袋本店他1店舗 (東京都)	店舗	30,420	1,305	38,004 (6,851)	522	223	0	70,478	814 (963)
横浜店他2店舗 (神奈川県)	店舗	8,546	556	- (-)	393	-	-	9,496	629 (837)
福井店 (福井県)	店舗	1,948	69	1,135 (2,649)	74	-	-	3,228	73 (129)
岡崎店 (愛知県)	店舗	518	7	- (-)	60	-	-	586	40 (106)
大津店 (滋賀県)	店舗	2,192	55	6,018 (19,575)	85	-	-	8,352	62 (148)
高槻店他1店舗 (大阪府)	店舗	3,139	94	8,193 (20,550)	2,062	53	0	13,544	148 (255)
神戸店他1店舗 (兵庫県)	店舗	4,528	142	14,493 (7,717)	228	170	-	19,564	374 (359)
広島店 (広島県)	店舗	6,393	139	59 (1,047)	186	6,885	-	13,663	274 (259)
徳島店 (徳島県)	店舗	0	0	- (-)	0	-	-	0	104 (107)
本部他 (東京都他)	事務所 等	740	198	1,099 (611,971)	849	0	3,602	6,491	723 (118)

(注) 1 上記金額には消費税等および建設仮勘定は含まれておりません。

2 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は()内に月間163時間換算による月平均人員を外数で記載しております。

株式会社セブン&アイ・フードシステムズ（フードサービス事業）

事業所名 (所在地)	設備の 内容	帳簿価額（百万円）						合計	従業員数 (名)
		有形固定資産				無形固定資産			
		建物及び 構築物	工具、器具及 び備品、 その他	土地 (面積㎡)	リース 資産	借地権	ソフト ウェア		
札幌店他30店舗 (北海道)	店舗等	3	4	- (-)	4	-	-	12	12 (189)
青森店他10店舗 (青森県)	店舗等	8	2	- (-)	3	-	-	14	2 (109)
秋田店他1店舗 (秋田県)	店舗等	2	-	- (-)	0	-	-	2	2 (20)
花巻店他1店舗 (岩手県)	店舗等	2	0	- (-)	1	-	-	4	- (13)
仙台泉店他4店舗 (宮城県)	店舗等	14	2	- (-)	0	-	-	17	3 (35)
二本松店他18店舗 (福島県)	店舗等	64	5	103 (1,583)	3	20	-	197	16 (229)

事業所名 (所在地)	設備の 内容	帳簿価額(百万円)							従業員数 (名)
		有形固定資産				無形固定資産			
		建物及び 構築物	工具、器具及 び備品、 その他	土地 (面積㎡)	リース 資産	借地権	ソフト ウェア	合計	
筑波学園都市店他15店舗 (茨城県)	店舗等	45	9	- (-)	3	1	-	60	12 (186)
宇都宮元今泉店他15店舗 (栃木県)	店舗等	49	9	- (-)	0	-	-	60	21 (189)
群馬富岡店他9店舗 (群馬県)	店舗等	31	2	257 (3,456)	0	-	-	291	10 (129)
浦和駅前店他78店舗 (埼玉県)	店舗等	251	46	386 (3,756)	4	-	-	689	63 (862)
津田沼駅前店他91店舗 (千葉県)	店舗等	240	59	709 (6,365)	53	-	-	1,062	100 (1,107)
池袋東口店他218店舗 (東京都)	店舗等	990	184	- (-)	28	-	-	1,203	335 (3,018)
上大岡店他147店舗 (神奈川県)	店舗等	312	65	- (-)	11	-	-	389	156 (1,767)
長岡店他7店舗 (新潟県)	店舗等	-	0	- (-)	0	-	-	0	4 (42)
西武福井店 (福井県)	店舗等	-	-	- (-)	0	-	-	0	- (8)
甲府中央店他8店舗 (山梨県)	店舗等	18	5	- (-)	0	-	-	23	9 (115)
佐久平店他22店舗 (長野県)	店舗等	87	7	- (-)	0	13	-	109	23 (243)
岐阜加納店他6店舗 (岐阜県)	店舗等	1	2	- (-)	1	-	-	5	8 (94)
富士インター店他28店舗 (静岡県)	店舗等	53	10	- (-)	1	-	-	65	28 (360)
名駅西口店他50店舗 (愛知県)	店舗等	137	27	- (-)	2	0	-	167	67 (690)
鈴鹿店他4店舗 (三重県)	店舗等	0	0	- (-)	-	-	-	1	4 (67)
西武大津店 (滋賀県)	店舗等	-	-	- (-)	0	-	-	0	- (9)
六地蔵店他5店舗 (京都府)	店舗等	-	0	- (-)	0	-	-	0	5 (40)
長居公園店他24店舗 (大阪府)	店舗等	3	2	- (-)	2	-	-	8	17 (293)
尼崎東店他16店舗 (兵庫県)	店舗等	12	2	- (-)	3	-	-	18	13 (179)
奈良店他2店舗 (奈良県)	店舗等	-	0	- (-)	0	-	-	0	1 (22)
岡山店他2店舗 (岡山県)	店舗等	0	0	- (-)	0	-	-	2	1 (25)
福山店他3店舗 (広島県)	店舗等	5	1	- (-)	1	-	-	8	1 (51)
そごう徳島店他1店舗 (徳島県)	店舗等	-	-	- (-)	-	-	-	-	1 (20)
本部他 (東京都他)	事務所 等	6	3	- (-)	4	-	15	29	340 (19)

(注) 1 上記金額には消費税等および建設仮勘定は含まれておりません。

2 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は()内に月間163時間換算による月平均人員を外数で記載しております。

(4) 在外子会社

会社名	所在地	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)				従業員数(名)
				建物及び構築物	工具、器具及び備品、その他	土地(面積㎡)	合計	
7-Eleven, Inc.	アメリカ テキサス州	コンビニエンスストア事業	店舗等	129,888	92,096	99,599 (4,152,884)	321,583	17,330 (9,262)

(注) 1 上記の各数値は連結決算数値であります。また、建設仮勘定は含まれておりません。

2 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は()内に月間163時間換算による月平均人員を外数で記載しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

会社名	事業所名(所在地)	セグメントの名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定年月
				総額(百万円)	既支払額(百万円)			
株式会社セブン・イレブン・ジャパン	東京都他	コンビニエンスストア事業	店舗新設・改装、ソフトウェア等	115,000	2,834	自己資金	平成25年1月	平成26年2月
7-Eleven, Inc.	アメリカ テキサス州	コンビニエンスストア事業	店舗新設・改装、ソフトウェア等	109,400	13,481	自己資本および借入金	平成23年3月	平成25年12月
株式会社イトーヨーカ堂	アリオ西上尾店 (仮称) 埼玉県上尾市	スーパーストア事業	店舗等	7,884	2,661	自己資金	平成24年6月	平成25年6月
株式会社ヨークベニマル	福島県他	スーパーストア事業	店舗新設・改装等	14,500	-	自己資金	平成25年3月	平成26年2月
株式会社セブン&アイ・フードシステムズ	東京都他	フードサービス事業	店舗新設・改装等	1,200	25	自己資金	平成25年2月	平成26年2月
株式会社セブン銀行	東京都他	金融関連事業	A T M等	23,790	-	自己資金	平成25年4月	平成26年3月

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	4,500,000,000
計	4,500,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成25年2月28日)	提出日現在 発行数(株) (平成25年5月28日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	886,441,983	886,441,983	東京証券取引所市場第一部	単元株式数 100株
計	886,441,983	886,441,983	-	-

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成25年5月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権(株式報酬型ストックオプション)

平成20年5月22日開催の定時株主総会および平成20年7月8日開催の取締役会の決議により発行した新株予約権

	事業年度末現在 (平成25年2月28日)	提出日の前月末現在 (平成25年4月30日)
新株予約権の数(個)	159	159
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	15,900	15,900
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	自平成21年5月1日 至平成40年8月6日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,070 資本組入額(注)2	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注)1 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「対象株式数」という。)は、100株とする。

対象株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で必要と認める株式数の調整を行う。

2 資本組入額

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

- (1) 新株予約権者は、当社の取締役、執行役員および当社子会社の取締役、執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記(3)の契約に定めるところによる。
- (3) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「第1回新株予約権割当契約」に定めるところによる。

- 4 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点における残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」および「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数に乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議(再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役の決定」とする。)による承認を要するものとする。

(8) 再編対象会社による新株予約権の取得事由および条件

新株予約権の取得事由および条件に準じて決定する。

なお、新株予約権の取得事由および条件は下記のとおりです。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。)、は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」に記載の権利行使の条件に該当しなくなったこと等により権利を行使し得なくなった場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

新株予約権者が「第1回新株予約権割当契約」の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(9) 新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第2回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

平成20年5月22日開催の定時株主総会および平成20年7月8日開催の取締役会の決議により発行した新株予約権

	事業年度末現在 (平成25年2月28日)	提出日の前月末現在 (平成25年4月30日)
新株予約権の数(個)	604	591
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注)1	60,400	59,100
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	自平成21年8月7日 至平成50年8月6日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,113 資本組入額 (注)2	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注)1 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「対象株式数」という。)は、100株とする。

対象株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で必要と認める株式数の調整を行う。

2 資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

(1) 新株予約権者は、当社の取締役、執行役員および当社子会社の取締役、執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

(2) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記(3)の契約に定めるところによる。

(3) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「第2回新株予約権割当契約」に定めるところによる。

- 4 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点における残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」および「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役の決定」とする。）による承認を要するものとする。
 - (8) 再編対象会社による新株予約権の取得事由および条件
新株予約権の取得事由および条件に準じて決定する。
なお、新株予約権の取得事由および条件は下記のとおりです。
当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
当社は、新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」に記載の権利行使の条件に該当しなくなったこと等により権利を行使し得なくなった場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。
新株予約権者が「第2回新株予約権割当契約」の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
 - (9) 新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第3回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

平成21年5月28日開催の取締役会の決議により発行した新株予約権

	事業年度末現在 (平成25年2月28日)	提出日の前月末現在 (平成25年4月30日)
新株予約権の数(個)	240	240
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注)1	24,000	24,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	自平成22年2月28日 至平成41年6月15日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,045 資本組入額 (注)2	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注)1 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「対象株式数」という。)は、100株とする。

対象株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で必要と認める株式数の調整を行う。

2 資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

(1) 新株予約権者は、当社の取締役、執行役員および当社子会社の取締役、執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

(2) 新株予約権者は、上記(1)の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。)は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

(3) 新株予約権者は、上記(1)の規定にかかわらず、新株予約権者が当社の子会社の取締役または執行役員であった場合で、当該会社が当社の子会社ではなくなった場合(組織再編行為や株式譲渡による場合を含むがこれに限らない。)は、当該会社が当社の子会社ではなくなった日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

(4) 新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の割当個数の全部を一括して行使するものとする。

(5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記(6)の契約に定めるところによる。

(6) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「第3回新株予約権割当契約」に定めるところによる。

- 4 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点における残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」および「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役の決定」とする。）による承認を要するものとする。
 - (8) 再編対象会社による新株予約権の取得事由および条件
新株予約権の取得事由および条件に準じて決定する。
なお、新株予約権の取得事由および条件は下記のとおりです。
当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
当社は、新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」に記載の権利行使の条件に該当しなくなったこと等により権利を行使し得なくなった場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。
新株予約権者が「第3回新株予約権割当契約」の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
 - (9) 新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第4回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

平成21年5月28日開催の定時株主総会および同日開催の取締役会の決議により発行した新株予約権

	事業年度末現在 (平成25年2月28日)	提出日の前月末現在 (平成25年4月30日)
新株予約権の数(個)	911	889
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注)1	91,100	88,900
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	自平成22年2月28日 至平成51年6月15日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,111 資本組入額 (注)2	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注)1 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「対象株式数」という。)は、100株とする。

対象株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で必要と認める株式数の調整を行う。

2 資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

(1) 新株予約権者は、当社の取締役、執行役員および当社子会社の取締役、執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

(2) 新株予約権者は、上記(1)の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。)は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

(3) 新株予約権者は、上記(1)の規定にかかわらず、新株予約権者が当社の子会社の取締役または執行役員であった場合で、当該会社が当社の子会社ではなくなった場合(組織再編行為や株式譲渡による場合を含むがこれに限らない。)は、当該会社が当社の子会社ではなくなった日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

(4) 新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の割当個数の全部を一括して行使するものとする。

(5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記(6)の契約に定めるところによる。

(6) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「第4回新株予約権割当契約」に定めるところによる。

- 4 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点における残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」および「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役の決定」とする。）による承認を要するものとする。
 - (8) 再編対象会社による新株予約権の取得事由および条件
新株予約権の取得事由および条件に準じて決定する。
なお、新株予約権の取得事由および条件は下記のとおりです。
当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
当社は、新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」に記載の権利行使の条件に該当しなくなったこと等により権利を行使し得なくなった場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。
新株予約権者が「第4回新株予約権割当契約」の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
 - (9) 新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第5回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

平成22年5月27日開催の取締役会の決議により発行した新株予約権

	事業年度末現在 (平成25年2月28日)	提出日の前月末現在 (平成25年4月30日)
新株予約権の数(個)	211	211
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注)1	21,100	21,100
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	自平成23年2月28日 至平成42年6月16日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,850 資本組入額 (注)2	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注)1 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「対象株式数」という。)は、100株とする。

対象株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で必要と認める株式数の調整を行う。

2 資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

(1) 新株予約権者は、当社の取締役、執行役員および当社子会社の取締役、執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

(2) 新株予約権者は、上記(1)の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。)は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

(3) 新株予約権者は、上記(1)の規定にかかわらず、新株予約権者が当社の子会社の取締役または執行役員であった場合で、当該会社が当社の子会社ではなくなった場合(組織再編行為や株式譲渡による場合を含むがこれに限らない。)は、当該会社が当社の子会社ではなくなった日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

(4) 新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の割当個数の全部を一括して行使するものとする。

(5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記(6)の契約に定めるところによる。

(6) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「第5回新株予約権割当契約」に定めるところによる。

- 4 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点における残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」および「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役の決定」とする。）による承認を要するものとする。
 - (8) 再編対象会社による新株予約権の取得事由および条件
新株予約権の取得事由および条件に準じて決定する。
なお、新株予約権の取得事由および条件は下記のとおりです。
当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
当社は、新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」に記載の権利行使の条件に該当しなくなったこと等により権利を行使し得なくなった場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。
新株予約権者が「第5回新株予約権割当契約」の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
 - (9) 新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第6回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

平成22年5月27日開催の定時株主総会および平成22年6月15日開催の取締役会の決議により発行した新株予約権

	事業年度末現在 (平成25年2月28日)	提出日の前月末現在 (平成25年4月30日)
新株予約権の数(個)	864	835
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注)1	86,400	83,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	自平成23年2月28日 至平成52年7月2日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,689 資本組入額 (注)2	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注)1 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「対象株式数」という。)は、100株とする。

対象株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で必要と認める株式数の調整を行う。

2 資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

(1) 新株予約権者は、当社の取締役、執行役員および当社子会社の取締役、執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

(2) 新株予約権者は、上記(1)の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。)は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

(3) 新株予約権者は、上記(1)の規定にかかわらず、新株予約権者が当社の子会社の取締役または執行役員であった場合で、当該会社が当社の子会社ではなくなった場合(組織再編行為や株式譲渡による場合を含むがこれに限らない。)は、当該会社が当社の子会社ではなくなった日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

(4) 新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の割当個数の全部を一括して行使するものとする。

(5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記(6)の契約に定めるところによる。

(6) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「第6回新株予約権割当契約」に定めるところによる。

- 4 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点における残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」および「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役の決定」とする。）による承認を要するものとする。
 - (8) 再編対象会社による新株予約権の取得事由および条件
新株予約権の取得事由および条件に準じて決定する。
なお、新株予約権の取得事由および条件は下記のとおりです。
当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
当社は、新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」に記載の権利行使の条件に該当しなくなったこと等により権利を行使し得なくなった場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。
新株予約権者が「第6回新株予約権割当契約」の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
 - (9) 新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第7回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

平成23年5月26日開催の取締役会の決議により発行した新株予約権

	事業年度末現在 (平成25年2月28日)	提出日の前月末現在 (平成25年4月30日)
新株予約権の数(個)	259	259
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注)1	25,900	25,900
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	自平成24年2月29日 至平成43年6月15日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,889 資本組入額 (注)2	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注)1 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「対象株式数」という。)は、100株とする。

対象株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で必要と認める株式数の調整を行う。

2 資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

(1) 新株予約権者は、当社の取締役、執行役員および当社子会社の取締役、執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

(2) 新株予約権者は、上記(1)の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。)は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

(3) 新株予約権者は、上記(1)の規定にかかわらず、新株予約権者が当社の子会社の取締役または執行役員であった場合で、当該会社が当社の子会社ではなくなった場合(組織再編行為や株式譲渡による場合を含むがこれに限らない。)は、当該会社が当社の子会社ではなくなった日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

(4) 新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の割当個数の全部を一括して行使するものとする。

(5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記(6)の契約に定めるところによる。

(6) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「第7回新株予約権割当契約」に定めるところによる。

- 4 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点における残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」および「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役の決定」とする。）による承認を要するものとする。
 - (8) 再編対象会社による新株予約権の取得事由および条件
新株予約権の取得事由および条件に準じて決定する。
なお、新株予約権の取得事由および条件は下記のとおりです。
当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
当社は、新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」に記載の権利行使の条件に該当しなくなったこと等により権利を行使し得なくなった場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。
新株予約権者が「第7回新株予約権割当契約」の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
 - (9) 新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第8回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

平成23年5月26日開催の定時株主総会および同日開催の取締役会の決議により発行した新株予約権

	事業年度末現在 (平成25年2月28日)	提出日の前月末現在 (平成25年4月30日)
新株予約権の数(個)	1,184	1,155
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注)1	118,400	115,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	自平成24年2月29日 至平成53年6月15日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,853 資本組入額 (注)2	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注)1 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「対象株式数」という。)は、100株とする。

対象株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で必要と認める株式数の調整を行う。

2 資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

(1) 新株予約権者は、当社の取締役、執行役員および当社子会社の取締役、執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

(2) 新株予約権者は、上記(1)の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。)は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

(3) 新株予約権者は、上記(1)の規定にかかわらず、新株予約権者が当社の子会社の取締役または執行役員であった場合で、当該会社が当社の子会社ではなくなった場合(組織再編行為や株式譲渡による場合を含むがこれに限らない。)は、当該会社が当社の子会社ではなくなった日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

(4) 新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の割当個数の全部を一括して行使するものとする。

(5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記(6)の契約に定めるところによる。

(6) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「第8回新株予約権割当契約」に定めるところによる。

- 4 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点における残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」および「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役の決定」とする。）による承認を要するものとする。
 - (8) 再編対象会社による新株予約権の取得事由および条件
新株予約権の取得事由および条件に準じて決定する。
なお、新株予約権の取得事由および条件は下記のとおりです。
当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
当社は、新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」に記載の権利行使の条件に該当しなくなったこと等により権利を行使し得なくなった場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。
新株予約権者が「第8回新株予約権割当契約」の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
 - (9) 新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第9回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

平成24年6月5日開催の取締役会の決議により発行した新株予約権

	事業年度末現在 (平成25年2月28日)	提出日の前月末現在 (平成25年4月30日)
新株予約権の数(個)	270	270
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注)1	27,000	27,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	自平成25年2月28日 至平成44年7月6日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,164 資本組入額 (注)2	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注)1 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「対象株式数」という。)は、100株とする。

対象株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で必要と認める株式数の調整を行う。

2 資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

(1) 新株予約権者は、当社の取締役、執行役員および当社子会社の取締役、執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

(2) 新株予約権者は、上記(1)の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。)は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

(3) 新株予約権者は、上記(1)の規定にかかわらず、新株予約権者が当社の子会社の取締役または執行役員であった場合で、当該会社が当社の子会社ではなくなった場合(組織再編行為や株式譲渡による場合を含むがこれに限らない。)は、当該会社が当社の子会社ではなくなった日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

(4) 新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の割当個数の全部を一括して行使するものとする。

(5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記(6)の契約に定めるところによる。

(6) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「第9回新株予約権割当契約」に定めるところによる。

- 4 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点における残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」および「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役の決定」とする。）による承認を要するものとする。
 - (8) 再編対象会社による新株予約権の取得事由および条件
新株予約権の取得事由および条件に準じて決定する。
なお、新株予約権の取得事由および条件は下記のとおりです。
当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
当社は、新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」に記載の権利行使の条件に該当しなくなったこと等により権利を行使し得なくなった場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。
新株予約権者が「第9回新株予約権割当契約」の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
 - (9) 新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第10回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

平成24年5月24日開催の定時株主総会および平成24年6月5日開催の取締役会の決議により発行した新株予約権

	事業年度末現在 (平成25年2月28日)	提出日の前月末現在 (平成25年4月30日)
新株予約権の数(個)	1,247	1,217
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注)1	124,700	121,700
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	自平成25年2月28日 至平成54年7月6日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,064 資本組入額 (注)2	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注)1 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「対象株式数」という。)は、100株とする。

対象株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で必要と認める株式数の調整を行う。

2 資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

(1) 新株予約権者は、当社の取締役、執行役員および当社子会社の取締役、執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

(2) 新株予約権者は、上記(1)の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。)は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

(3) 新株予約権者は、上記(1)の規定にかかわらず、新株予約権者が当社の子会社の取締役または執行役員であった場合で、当該会社が当社の子会社ではなくなった場合(組織再編行為や株式譲渡による場合を含むがこれに限らない。)は、当該会社が当社の子会社ではなくなった日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

(4) 新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の割当個数の全部を一括して行使するものとする。

(5) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記(6)の契約に定めるところによる。

(6) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「第10回新株予約権割当契約」に定めるところによる。

- 4 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点における残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」および「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役の決定」とする。）による承認を要するものとする。
 - (8) 再編対象会社による新株予約権の取得事由および条件
新株予約権の取得事由および条件に準じて決定する。
なお、新株予約権の取得事由および条件は下記のとおりです。
当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
当社は、新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」に記載の権利行使の条件に該当しなくなったこと等により権利を行使し得なくなった場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。
新株予約権者が「第10回新株予約権割当契約」の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
 - (9) 新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年7月17日 (注)1	-	956,441	-	50,000	300,000	875,496
平成20年7月31日 (注)2	50,000	906,441	-	50,000	-	875,496
平成22年6月30日 (注)2	20,000	886,441	-	50,000	-	875,496

(注)1 資本準備金の減少は、平成20年5月22日開催の定時株主総会における資本準備金減少決議に基づくその他資本剰余金への振替であります。

2 発行済株式総数の減少は、会社法第178条の規定に基づく自己株式の消却によるものであります。

(6) 【所有者別状況】

平成25年2月28日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府および 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	0	228	54	1,637	727	59	87,144	89,849	-
所有株式数 (単元)	0	2,664,091	539,840	1,342,847	2,898,947	430	1,411,441	8,857,596	682,383
所有株式数 の割合(%)	0.00	30.08	6.09	15.16	32.73	0.00	15.94	100.00	-

(注)1 自己株式2,884,828株は「個人その他」に28,848単元および「単元未満株式の状況」に28株を含めて記載しております。また、期末日現在の実質的な所有株式数と同数であります。

2 「その他の法人」の欄には証券保管振替機構名義の株式が12単元含まれております。

(7)【大株主の状況】

平成25年2月28日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
伊藤興業株式会社	東京都千代田区五番町12番地3	68,901	7.77
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	41,481	4.67
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	38,966	4.39
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	19,664	2.21
SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT-TREATY CLIENTS (常任代理人 香港上海銀行)	338 PITT STREET SYDNEY NSW 2000 AUSTRALIA (東京都中央区日本橋3丁目11番1号)	18,983	2.14
伊藤雅俊	東京都港区	16,801	1.89
三井物産株式会社 (常任代理人 資産管理サービス 信託銀行株式会社)	東京都千代田区大手町1丁目2番1号 (東京都中央区晴海1丁目8番12号)	16,222	1.83
ステートストリートバンクアンド トラストカンパニー505225 (常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行)	P.O.BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都中央区月島4丁目16番13号)	15,448	1.74
野村證券株式会社 自己振替口	東京都中央区日本橋1丁目9番1号	14,460	1.63
第一生命保険株式会社 (常任代理人 資産管理サービス 信託銀行株式会社)	東京都千代田区有楽町1丁目13番1号 (東京都中央区晴海1丁目8番12号)	13,777	1.55
計	-	264,707	29.86

(注) 1 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)の所有株式数のうち38,698千株は信託業務(証券投資信託等)の信託を受けている株式であります。

2 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)の所有株式数のうち34,631千株は信託業務(証券投資信託等)の信託を受けている株式であります。

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成25年2月28日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,884,800	-	-
	(相互保有株式) 普通株式 50,500	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 882,824,300	8,828,243	-
単元未満株式	普通株式 682,383	-	-
発行済株式総数	886,441,983	-	-
総株主の議決権	-	8,828,243	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が1,200株含まれております。なお、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数12個が含まれております。

【自己株式等】

平成25年2月28日現在

所有者の氏名 または名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合 (%)
(自己保有株式) 株式会社セブン&アイ・ ホールディングス	東京都千代田区 二番町8番地8	2,884,800	-	2,884,800	0.33
(相互保有株式) プライムデリカ株式会社	神奈川県相模原 市南区麻溝台1 丁目7番1号	45,400	-	45,400	0.01
(相互保有株式) アイング株式会社	東京都千代田区 麹町二丁目14番 地	5,100	-	5,100	0.00
計	-	2,935,300	-	2,935,300	0.33

(9) 【ストックオプション制度の内容】

第1回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

会社法第361条の規定に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く）に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等について、平成20年5月22日開催の第3回定時株主総会および平成20年7月8日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成20年5月22日および平成20年7月8日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役（社外取締役を除く）4名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第2回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社執行役員ならびに当社子会社の取締役（社外取締役を除く）および執行役員に対し、ストックオプションとして新株予約権を無償発行することおよび募集事項の決定を当社取締役会に委任することについて、平成20年5月22日開催の第3回定時株主総会において決議され、ストックオプションとして発行する新株予約権の具体的な内容について、平成20年7月8日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成20年5月22日および平成20年7月8日
付与対象者の区分及び人数	当社執行役員ならびに当社子会社の取締役（社外取締役を除く）および執行役員 92名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第3回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

会社法第361条の規定に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く）に対して株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の内容について、平成21年5月28日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成21年5月28日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役（社外取締役を除く）6名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第4回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社執行役員ならびに当社子会社の取締役（社外取締役を除く）および執行役員に対し、ストックオプションとして新株予約権を無償発行することおよび募集事項の決定を当社取締役会に委任することについて、平成21年5月28日開催の第4回定時株主総会において決議され、ストックオプションとして発行する新株予約権の具体的な内容について、同日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成21年5月28日
付与対象者の区分及び人数	当社執行役員ならびに当社子会社の取締役（社外取締役を除く）および執行役員 106名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第5回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

会社法第361条の規定に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く）に対して株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の内容について、平成22年5月27日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成22年5月27日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役（社外取締役を除く）6名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第6回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社執行役員ならびに当社子会社の取締役（社外取締役を除く）および執行役員に対し、ストックオプションとして新株予約権を無償発行することおよび募集事項の決定を当社取締役会に委任することについて、平成22年5月27日開催の第5回定時株主総会において決議され、ストックオプションとして発行する新株予約権の具体的な内容について、平成22年6月15日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成22年5月27日および平成22年6月15日
付与対象者の区分及び人数	当社執行役員ならびに当社子会社の取締役（社外取締役を除く）および執行役員115名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第7回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

会社法第361条の規定に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く）に対して株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の内容について、平成23年5月26日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成23年5月26日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役（社外取締役を除く）6名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第8回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社執行役員ならびに当社子会社の取締役（社外取締役を除く）および執行役員に対し、ストックオプションとして新株予約権を無償発行することおよび募集事項の決定を当社取締役会に委任することについて、平成23年5月26日開催の第6回定時株主総会において決議され、ストックオプションとして発行する新株予約権の具体的な内容について、同日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成23年5月26日
付与対象者の区分及び人数	当社執行役員ならびに当社子会社の取締役（社外取締役を除く）および執行役員121名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第9回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

会社法第361条の規定に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く）に対して株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の内容について、平成24年6月5日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成24年6月5日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役（社外取締役を除く）7名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第10回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社執行役員ならびに当社子会社の取締役（社外取締役を除く）および執行役員に対し、ストックオプションとして新株予約権を無償発行することおよび募集事項の決定を当社取締役会に委任することについて、平成24年5月24日開催の第7回定時株主総会において決議され、ストックオプションとして発行する新株予約権の具体的な内容について、平成24年6月5日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成24年5月24日および平成24年6月5日
付与対象者の区分及び人数	当社執行役員ならびに当社子会社の取締役（社外取締役を除く）および執行役員 118名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社執行役員ならびに当社子会社の取締役（社外取締役を除く）および執行役員に対し、ストックオプションとして新株予約権を無償発行することおよび募集事項の決定を当社取締役会に委任することについて、平成25年5月23日開催の第8回定時株主総会において決議されたものであります。

決議年月日	平成25年5月23日
付与対象者の区分及び人数	当社執行役員ならびに当社子会社の取締役（社外取締役を除く）および執行役員の中から、提出日以降に開催される取締役会において決定される。
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
株式の数	135,000株を上限とする。（注）1
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに新株予約権1個当たりの目的である株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使期間	新株予約権を割り当てる日の翌年の2月末日より、当該割当日の翌日から30年を経過する日までとする。
新株予約権の行使の条件	（注）2
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3

（注）1 新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は、100株とする。

対象株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で必要と認める株式数の調整を行う。

2 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

- （1）新株予約権者は、当社の取締役、執行役員および当社子会社の取締役、執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。
- （2）新株予約権者は、上記（1）の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。
- （3）新株予約権者は、上記（1）の規定にかかわらず、新株予約権者が当社の子会社の取締役または執行役員であった場合で、当該会社が当社の子会社ではなくなった場合（組織再編行為や株式譲渡による場合を含むがこれに限らない。）は、当該会社が当社の子会社ではなくなった日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。
- （4）新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の割当個数の全部を一括して行使するものとする。
- （5）新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記（6）の契約に定めるところによる。
- （6）その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

3 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点における残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」および「株式の数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項に準じて決定する。

なお、新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項は下記のとおりです。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記に記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役の決定」とする。）による承認を要するものとする。

(8) 再編対象会社による新株予約権の取得事由および条件

新株予約権の取得事由および条件に準じて決定する。

なお、新株予約権の取得事由および条件は下記のとおりです。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」に記載の権利行使の条件に該当しなくなったこと等により権利を行使し得なくなった場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

新株予約権者が「新株予約権割当契約」の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(9) 新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号による取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	5,438	13,322,532
当期間における取得自己株式	1,102	3,605,191

(注) 当期間における取得自己株式には、平成25年5月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (注1)	33,989	70,959,799	12,300	25,167,200
保有自己株式数	2,884,828	-	2,873,630	-

(注) 1 当事業年度の内訳は、新株予約権の権利行使(株式数33,800株、処分価額の総額70,511,000円)および単元未満株式の売渡請求による売渡し(株式数189株、処分価額の総額448,799円)であります。また当期間の内訳は、新株予約権の権利行使(株式数12,300株、処分価額の総額25,167,200円)であります。

2 当期間における処理自己株式には、平成25年5月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の権利行使、単元未満株式の売渡しによる株式は含まれておりません。

3 当期間における保有自己株式には、平成25年5月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の権利行使、単元未満株式の買取りおよび売渡しによる株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、利益向上に見合った利益還元を行うことを基本方針としております。1株当たり配当金につきましては、目標連結配当性向35%を維持しつつ更なる向上を目指してまいります。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当期の期末配当金につきましては、平成25年5月23日の定時株主総会において1株につき33円と決議されました。これにより中間配当金1株当たり31円と合わせて年間では1株当たり64円となりました。

内部留保金については、明確な投資基準に基づいた積極的な既存事業への投資を行うとともに、新規事業への投資による事業再編を実施してまいります。

当社は、「取締役会の決議により、毎年8月31日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額
平成24年10月4日 取締役会	27,390	31円00銭
平成25年5月23日 定時株主総会	29,157	33円00銭

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
決算年月	平成21年2月	平成22年2月	平成23年2月	平成24年2月	平成25年2月
最高(円)	3,550	2,465	2,468	2,328	2,866
最低(円)	1,962	1,831	1,848	1,755	2,222

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部における株価を記載しております。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成24年9月	10月	11月	12月	平成25年1月	2月
最高(円)	2,459	2,539	2,498	2,465	2,804	2,866
最低(円)	2,266	2,238	2,281	2,371	2,469	2,639

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部における株価を記載しております。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 会長	最高経営責任者 (CEO)	鈴木 敏文	昭和7年12月1日生	昭和38年9月 株式会社イトーヨーカ堂入社 昭和46年9月 同社取締役 昭和48年11月 株式会社セブン・イレブン・ジャ パン専務取締役 昭和52年9月 株式会社イトーヨーカ堂常務取締役 昭和53年2月 株式会社セブン・イレブン・ジャ パン代表取締役社長 昭和58年4月 株式会社イトーヨーカ堂専務取締役 昭和60年5月 同社取締役副社長 平成4年10月 同社代表取締役社長 株式会社セブン・イレブン・ジャ パン代表取締役会長(現任) 平成15年5月 株式会社イトーヨーカ堂代表取締役 会長 同社最高経営責任者(CEO) 株式会社セブン・イレブン・ジャ パン最高経営責任者(CEO)(現任) 平成17年9月 当社代表取締役会長(現任) 当社最高経営責任者(CEO)(現任) 平成18年3月 株式会社イトーヨーカ堂(新設会社) 代表取締役会長(現任) 同社最高経営責任者(CEO)(現任)	(注3)	5,064
代表取締役 社長	最高執行責任者 (COO)	村田 紀敏	昭和19年2月11日生	昭和46年10月 株式会社イトーヨーカ堂入社 平成2年5月 同社取締役 平成8年5月 同社常務取締役 平成15年5月 同社専務取締役 同社専務執行役員 平成17年9月 当社代表取締役社長(現任) 当社最高執行責任者(COO)(現任)	(注3)	42
取締役	常務執行役員 最高管理責任者 (CAO) 兼 システム企画部 シニアオフィサー	後藤 克弘	昭和28年12月20日生	平成元年7月 株式会社セブン・イレブン・ジャ パン入社 平成14年5月 株式会社イトーヨーカ堂取締役 平成15年5月 同社執行役員 平成16年5月 同社常務取締役 同社常務執行役員 平成17年9月 当社取締役(現任) 当社最高管理責任者(CAO)(現任) 平成18年3月 株式会社イトーヨーカ堂(新設会社) 常務取締役 同社常務執行役員 平成18年5月 同社取締役(現任) 当社常務執行役員(現任) 株式会社ミレニアムリテイリング取 締役 平成21年8月 株式会社そごう・西武取締役(現任) 平成23年4月 当社システム企画部シニアオフィ サー(現任)	(注3)	14
取締役	執行役員 経営企画部 シニアオフィサー 兼 海外企画部 シニアオフィサー 兼 事業推進部 シニアオフィサー	小林 強	昭和32年8月12日生	平成16年2月 株式会社セブン・イレブン・ジャ パン入社 平成17年9月 当社執行役員(現任) 当社経営企画部シニアオフィサー (現任) 平成21年5月 当社取締役(現任) 当社海外企画部シニアオフィサー (現任) 平成24年5月 当社事業推進部シニアオフィサー (現任)	(注3)	6

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(千株)
取締役	執行役員 C S R 統括部 シニアオフィサー	伊藤 順朗	昭和33年 6 月14日生	平成 2 年 8 月 株式会社セブン・イレブン・ジャパン入社 平成14年 5 月 同社取締役 平成15年 5 月 同社執行役員 平成19年 1 月 同社常務執行役員 平成21年 5 月 当社取締役(現任) 当社執行役員(現任) 当社事業推進部シニアオフィサー 平成23年 4 月 当社 C S R 統括部シニアオフィサー(現任)	(注 3)	3,173
取締役	執行役員 最高財務責任者 (C F O) 兼 財務企画部 シニアオフィサー	高橋 邦夫	昭和26年 1 月28日生	平成15年 3 月 株式会社セブン・イレブン・ジャパン入社 平成17年 9 月 当社執行役員(現任) 平成19年 3 月 当社財務部シニアオフィサー 当社財務企画部シニアオフィサー(現任) 平成23年 5 月 当社取締役(現任) 当社最高財務責任者(C F O)(現任)	(注 3)	6
取締役	執行役員 経理部 シニアオフィサー	清水 明彦	昭和27年 3 月16日生	平成 6 年 4 月 株式会社イトーヨーカ堂入社 平成16年 5 月 同社執行役員 平成17年 9 月 当社経理部シニアオフィサー(現任) 平成18年 1 月 当社執行役員(現任) 平成24年 5 月 当社取締役(現任)	(注 3)	6
取締役		亀井 淳	昭和19年 5 月30日生	昭和55年 1 月 株式会社イトーヨーカ堂入社 平成 5 年 5 月 同社取締役 平成11年 5 月 同社常務取締役 平成15年 5 月 同社専務取締役 同社専務執行役員 平成18年 3 月 株式会社イトーヨーカ堂(新設会社)専務取締役 同社専務執行役員 平成18年 9 月 同社代表取締役社長(現任) 同社最高執行責任者(C O O)(現任) 平成18年10月 株式会社ミレニアムリテイリング取締役 平成19年 5 月 当社取締役(現任) 平成21年 8 月 株式会社そごう・西武取締役(現任)	(注 3)	23
取締役		井阪 隆一	昭和32年10月 4 日生	昭和55年 3 月 株式会社セブン・イレブン・ジャパン入社 平成14年 5 月 同社取締役 平成15年 5 月 同社執行役員 平成18年 5 月 同社常務執行役員 平成21年 5 月 同社代表取締役社長(現任) 同社最高執行責任者(C O O)(現任) 当社取締役(現任)	(注 3)	14
取締役		安齋 隆	昭和16年 1 月17日生	昭和38年 4 月 日本銀行入行 平成 6 年12月 同行理事 平成10年11月 株式会社日本長期信用銀行代表取締役頭取 平成12年 8 月 株式会社イトーヨーカ堂顧問 平成13年 4 月 株式会社アイワイバンク銀行(現株式会社セブン銀行)代表取締役社長 当社取締役(現任) 平成17年 9 月 株式会社セブン銀行代表取締役会長 平成22年 6 月 (現任)	(注 3)	7

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(千株)
取締役		大高 善興	昭和15年3月1日生	昭和33年4月 株式会社紅丸商店(現株式会社ヨークベニマル)入社 昭和38年10月 株式会社ヨークベニマル常務取締役 昭和59年5月 同社専務取締役 平成6年5月 同社取締役副社長 平成12年5月 同社代表取締役社長(現任) 平成15年5月 同社最高執行責任者(COO)(現任) 平成17年9月 当社取締役(現任)	(注3)	1,518
取締役		松本 隆	昭和27年6月26日生	昭和50年4月 株式会社西武百貨店入社 平成18年5月 株式会社ミレニアムリテイリング取締役 平成19年5月 株式会社西武百貨店取締役 平成21年5月 株式会社ミレニアムリテイリング執行役員 平成21年8月 株式会社そごう・西武取締役 同社執行役員 平成22年1月 同社常務執行役員 平成23年2月 同社専務執行役員 平成25年3月 同社代表取締役社長(現任) 平成25年5月 当社取締役(現任)	(注3)	-
取締役		大久保恒夫	昭和31年3月8日生	昭和54年3月 株式会社イトーヨーカ堂入社 平成2年9月 株式会社リテイルサイエンス代表取締役社長 平成15年9月 株式会社ドラッグイレブン代表取締役社長 平成19年1月 株式会社成城石井代表取締役社長 平成22年9月 当社顧問 平成23年3月 株式会社セブン&アイ・フードシステムズ取締役副社長 平成23年5月 同社代表取締役社長(現任) 当社取締役(現任)	(注3)	-
取締役		清水 哲太	昭和12年10月15日生	昭和36年4月 トヨタ自動車工業株式会社入社 平成2年9月 トヨタ自動車株式会社取締役 平成8年9月 同社常務取締役 平成10年6月 同社専務取締役 平成11年6月 同社代表取締役副社長 平成15年4月 トヨタホーム株式会社代表取締役会長 平成18年5月 当社取締役(現任)	(注3)	-
取締役		スコット・トレバー・デイヴィス	昭和35年12月26日生	平成2年4月 特殊法人日本労働研究機構専任研究員 平成5年4月 学習院大学経済学部経営学科講師 平成13年4月 麗澤大学国際経済学部国際経営学科教授 平成16年5月 株式会社イトーヨーカ堂取締役 平成17年9月 当社取締役(現任) 平成18年3月 株式会社イトーヨーカ堂(新設会社)取締役 平成18年4月 立教大学経営学部国際経営学科教授(現任)	(注3)	1

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役		野中郁次郎	昭和10年5月10日生	昭和33年4月 富士電機製造株式会社入社 昭和52年4月 南山大学経営学部教授 昭和54年1月 防衛大学校教授 昭和57年4月 一橋大学商学部附属産業経営研究施設教授 平成7年4月 北陸先端科学技術大学院大学教授 平成9年9月 カリフォルニア大学バークレイ校経営大学院ゼロックス知識学ファカルティ・フェロー(現任) 平成12年4月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授 平成18年4月 一橋大学名誉教授(現任) 平成19年1月 クレアモント大学大学院ドラッカー・スクール名誉スカラー(現任) 平成19年6月 三井物産株式会社社外取締役(現任) 平成20年5月 当社取締役(現任) 平成24年4月 早稲田大学特命教授(現任)	(注3)	4
常勤監査役		関 久	昭和23年7月25日生	昭和53年3月 株式会社セブン・イレブン・ジャパン入社 平成元年3月 同社オペレーション本部ゾーンマネジャー 平成8年1月 同社建築設備本部設備部総括マネジャー 平成15年5月 同社常勤監査役 平成17年9月 当社常勤監査役(現任) 平成18年5月 株式会社セブン・イレブン・ジャパン監査役(現任)	(注4)	9
常勤監査役		野村 秀雄	昭和29年6月18日生	平成18年4月 当社入社 当社財務部シニアオフィサー 平成19年3月 当社財務企画部シニアオフィサー 平成23年9月 当社監査室内部統制評価担当シニアオフィサー 平成24年5月 株式会社イトーヨーカ堂(新設会社)常勤監査役(現任) 当社常勤監査役(現任)	(注4)	2
監査役		鈴木 洋子	昭和45年9月21日生	平成10年4月 弁護士登録(東京弁護士会) 高城合同法律事務所入所 平成14年11月 鈴木総合法律事務所入所・パートナー(現任) 平成15年5月 株式会社イトーヨーカ堂監査役 平成17年9月 当社監査役(現任) 平成18年3月 株式会社イトーヨーカ堂(新設会社)監査役(現任)	(注4)	-
監査役		首藤 恵	昭和23年1月23日生	昭和59年11月 日本証券経済研究所主任研究員 昭和63年4月 明海大学経済学部助教授 平成5年4月 中央大学経済学部教授 平成13年1月 関税・外国為替等審議会委員 平成13年2月 金融審議会委員 平成15年3月 金融審議会ディスクロージャーWG専門委員 平成16年4月 早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授(現任) 平成17年6月 三井住友海上火災保険株式会社監査役(現任) 平成17年9月 当社監査役(現任) 平成20年9月 早稲田大学大学院ファイナンス研究科科長兼早稲田大学ファイナンス研究センター所長	(注4)	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(千株)
監査役		藤沼 亜起	昭和19年11月21日生	昭和44年4月 堀江・森田共同監査事務所入所 昭和45年6月 アーサーヤング公認会計士共同事務所入所 昭和56年1月 同所構成員(パートナー) 昭和61年5月 監査法人朝日新和会計社入社(社員) 平成3年5月 同監査法人代表社員 平成5年7月 太田昭和監査法人代表社員 平成12年5月 国際会計士連盟(IFAC)会長 平成16年7月 日本公認会計士協会会長 平成19年8月 株式会社東京証券取引所グループ社外取締役 平成19年10月 東京証券取引所自主規制法人理事(現任) 平成20年4月 中央大学大学院戦略経営研究科特任教授(現任) 平成20年6月 野村ホールディングス株式会社社外取締役(現任) 住友商事株式会社監査役(現任) 武田薬品工業株式会社監査役(現任) 平成20年7月 住友生命保険相互会社社外取締役(現任) 平成22年5月 当社監査役(現任)	(注4)	1
計						9,896

(注) 1 取締役清水哲太、スコット・トレパー・デイヴィスおよび野中郁次郎は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。

2 監査役鈴木洋子、首藤恵および藤沼亜起は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

3 取締役の任期は平成25年5月から1年です。

4 監査役の任期は平成22年5月から4年です。なお、常勤監査役野村秀雄の任期は、当社定款の定めにより、前任者の任期満了の時までとなるため、平成25年5月から1年です。

5 当社では、各人の責任範囲と達成目標をより明確にし、経営の意思決定や実行の迅速化・効率化を図り、それぞれの業務執行に専念させ、経営の管理・監督機能と方針決定された目標の執行機能を明確にする執行役員制度を導入しております。

執行役員16名のうち、取締役を兼務していない執行役員は、以下の9名であります。

役名および職名	氏名
執行役員 予算管理部シニアオフィサー	田中吉寛
執行役員 広報センターシニアオフィサー	高羽康夫
執行役員 人事企画部シニアオフィサー	土佐谷政孝
執行役員 社長付	宮川明
執行役員 健康管理センターシニアオフィサー	早田和代
執行役員 総務部シニアオフィサー	佐藤誠一郎
執行役員 IR部シニアオフィサー	松本忍
執行役員 法務部シニアオフィサー	野口久隆
執行役員 広報センターシニアオフィサー	山口公義

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

企業統治の体制の概要等

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、傘下の事業会社を監督・統括する持株会社として、コーポレート・ガバナンスの強化とグループ企業価値の最大化を使命としております。

当社は、コーポレート・ガバナンスを、取締役会の監督および監査役の監査により、業務の有効性と効率性、財務報告の信頼性、事業活動における法令の遵守、資産の適正な保全、という4つの課題を合理的に保証することであると考え、その究極的な目的は、長期的な企業価値の拡大であると考えております。

この目的の達成に向けて、当社は、グループシナジーの追求を推進するとともに、モニタリングに基づく経営資源の適正配分を実施し、一方、各事業会社は、与えられた事業範囲における責任を全うするとともに、各々の自立性を発揮しながら、利益の成長および資本効率の向上を追求してまいります。

執行役員制度導入による、取締役会の監督機能と執行役員の業務執行機能の分離

当社の取締役会は、16名の取締役（うち3名は社外取締役）で構成されており、原則月1回開催しております。

当社は、変化の激しい経営環境の中でも迅速な意思決定と業務執行を実行できるよう、執行役員制度を導入し、取締役会の監督機能と執行役員の業務執行機能を分離し、取締役会は「経営戦略の立案」と「業務執行の監督」、執行役員は「業務執行」にそれぞれ専念できる環境を整備しております。なお、当社は、経営陣の選任につき、株主の意向をより適時に反映させるため、取締役の任期を1年としています。

監査役制度を軸としたモニタリング

当社は、監査役制度を軸に経営のモニタリングを実施しております。当社の監査役会は、5名の監査役（うち3名は社外監査役）で構成しております。監査役監査の内容等については、後記「監査役監査、内部監査の概要等」をご参照ください。

独立性を有する社外取締役・社外監査役による監督・監査

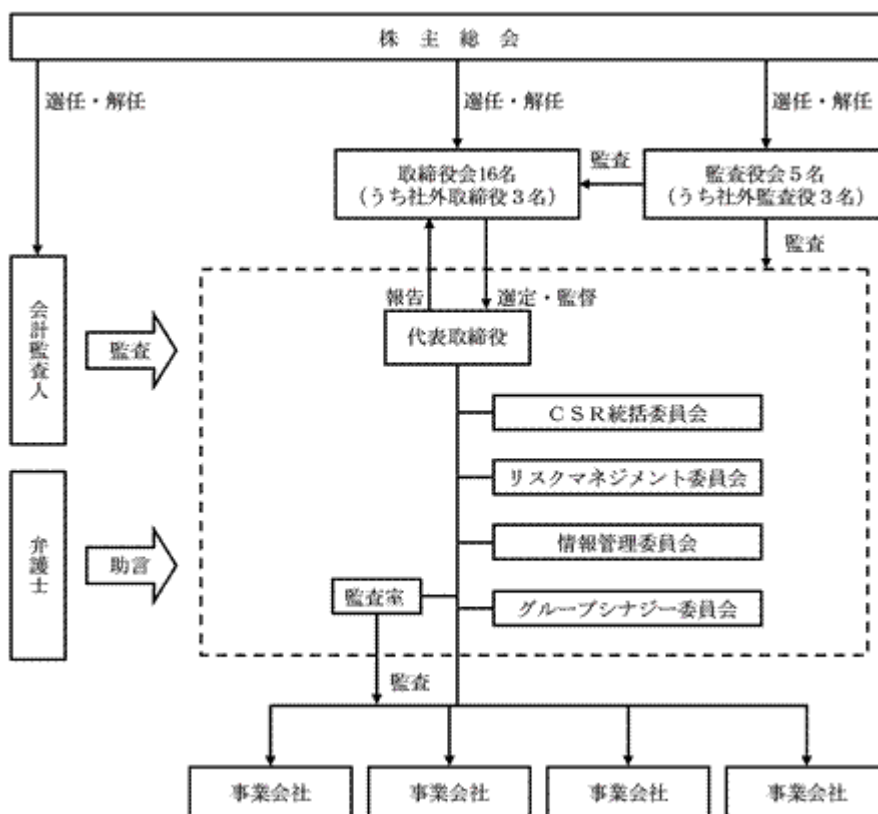
当社は、社外取締役全員（3名）および社外監査役全員（3名）を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しており、独立性を有する社外取締役および社外監査役による監督・監査が実施されています。社外取締役・社外監査役による監督・監査の内容等については、後記「社外役員に関する事項」をご参照ください。

各種委員会

コーポレート・ガバナンス強化のため、代表取締役のもとに「CSR統括委員会」「リスクマネジメント委員会」「情報管理委員会」「グループシナジー委員会」を設置し、それぞれの委員会単位で事業会社と協力しながら、グループ方針の決定・浸透を図っております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制

当社のコーポレート・ガバナンス体制（平成25年5月28日現在）は以下のとおりです。



ガバナンス体制選択の理由

当社においては、独立性を保持し、法律や財務会計等の専門知識等を有する複数の社外監査役を含む監査役（監査役会）が、会計監査人・内部監査部門との積極的な連携を通じて行う「監査」と、独立性を保持し、高度な経営に対する経験・見識等を有する複数の社外取締役を含む取締役会による「経営戦略の立案」「業務執行の監督」とが協働し、ガバナンスの有効性を図っております。当社の上記体制は、当社のコーポレート・ガバナンスを実現・確保するために実効性があり、適正で効率的な企業経営を行えるものと判断しておりますため、当社は当該ガバナンス体制を採用しております。

内部統制システムの整備の状況

当社は、会社法に定める「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」に関し、取締役会において、次のとおり決議しております。

取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社および当社グループ各社は、「社是」および「企業行動指針」等において、信頼される誠実な企業であり続けるために、経営倫理を尊重した企業行動に徹し、法令・ルール、社会的規範を遵守し、社会から求められる企業の社会的責任を果たすことを宣言し、これに基づき、CSR統括委員会を中核とする体制を構築・整備・運用し、ヘルプラインの運用、公正取引の推進および企業行動指針・各社ガイドラインの周知を通じて、一層のコンプライアンスの徹底を図ります。

当社および当社グループ各社は、いわゆる反社会的勢力とは、一切関係を持たないことを宣言し、不当要求等に対しては明確に拒絶するとともに、警察、弁護士等外部専門機関との連携により、民事・刑事両面からの法的対応を速やかに実施します。

業務執行部門から独立した当社内部監査部門が、当社および当社グループのコンプライアンス体制の整備・運用状況について内部監査を実施し、確認を行います。

監査役は、取締役の職務執行が法令および定款に適合することを検証し、監視機能の実効性向上に努めます。

取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社および当社グループ各社は、株主総会議事録、取締役会議事録その他作成・保管が法定されている文書（電磁的記録を含み、以下同様とします。）、ならびに稟議書その他適正な業務執行を確保するために必要な文書および情報については、法令および情報管理基本規程に基づき、それぞれ適正に作成・保存・管理いたします。

当社および当社グループに関する重要な情報については、開示を担当する主管部門が、迅速かつ網羅的に収集し、適時に正確な情報開示を実施します。

当社および当社グループについて、重要な業務文書の適正な作成・保存・管理、適時・正確な情報開示のほか、営業秘密・個人情報等重要な情報の安全管理等も踏まえた統合的な情報管理を行うため、情報管理委員会を中核とする情報管理体制を構築・整備・運用するとともに、情報管理体制の整備・運用状況を点検し、さらなる改善への取り組みを継続して実施します。また、情報管理の実施状況等については、定期的に取締役会および監査役に報告を行います。

損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社および当社グループ各社における経営環境およびリスク要因の変化を踏まえ、各事業におけるリスクを適正に分析・評価し、的確に対応するため、リスク管理の基本規程に基づき、リスクマネジメント委員会を中核とする統合的なリスク管理体制を構築・整備・運用します。

リスクの管理状況について、定期的に取締役会および監査役に報告する体制を構築・整備・運用するとともに、取締役会、取締役および業務執行部門の責任者は、業務執行に伴うリスクについて十分に分析・評価を行い、迅速に改善措置を実施します。

事業の重大な障害、重大な事件・事故、重大な災害等が発生した時には、当社および当社グループ全体における損害を最小限に抑えるため、危機管理本部を設置し、直ちに業務の継続に関する施策を講じます。

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社および当社グループ各社は、決裁権限規程等において、取締役および執行役員の決裁権限の内容、ならびに各業務に関与すべき担当部門等を明確かつ適切に定めることで、業務の重複を避け、機動的な意思決定・業務遂行を実現します。

取締役会は、会社の持続的な成長を確保するため、当社および当社グループにおける重点経営目標および予算配分等について定めるとともに、取締役および業務執行部門の責任者からの定期的な報告等を通じて、業務執行の効率性および健全性を点検し、適宜見直しを行います。

取締役会は、原則月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時取締役会または書面による取締役会決議を実施し、迅速な意思決定を行い、効率的な業務執行を推進します。

財務報告の適正性を確保するための体制

当社および当社グループ各社は、株主・投資家・債権者等のステークホルダーに対し、法令等に従い適時に信頼性の高い財務報告を提供できるようにするため、財務報告に係る内部統制の構築規程等に従い、適正な会計処理および財務報告を確保することができる内部統制システムを構築・整備し、これを適正に運用します。

業務執行部門から独立した当社内部監査部門が、当社および当社グループの財務報告に係る内部統制の整備・運用状況について、その有効性評価を実施し、確認を行います。

財務状況に重要な影響を及ぼす可能性が高いと認められる事項について取締役、監査役および会計監査人間で適切に情報共有を行います。

当社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

から記載事項のすべてについて、グループとしての管理体制を構築・整備・運用するものとし、その政策大綱を当社グループ各社に周知し、具体的策定をさせるほか、必要に応じて当社グループ各社の内部統制活動を支援・指導します。

当社グループ各社は、各事業部門が連携し、当社各部と情報共有を図りながら活動します。

当社内部監査部門は、当社グループ各社に対する監査を実施します。

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めたときはこれに応じます。

監査役がその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき専任の使用人の人事およびその変更については、監査役の同意を要するものとします。

取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役および使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、取締役または使用人の不正行為、法令・定款違反行為等を発見したときは、すみやかに監査役に報告するものとし、それにより不利益を受けることはないものとし、

また、CSR統括委員会は、公益通報の意義をも有するヘルプライン運用状況を、定期的に代表取締役社長および監査役に報告するものとし、

その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題等について、意見交換を行います。

監査役は、当社内部監査部門と緊密な関係を保つとともに、必要に応じて当社内部監査部門に調査を求めることができるものとし、

監査役は、当社グループ各社の監査役と定期的に会合を持ち、その他随時連携して企業集団における適正な監査を実施します。

監査役は、必要に応じ、会計監査人・弁護士に相談をすることができ、その費用は会社が負担するものとし、

責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

監査役監査、内部監査の概要等

監査役監査

当社の監査役会は、当社およびグループ各社の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制を確立することを監査の基本方針として監査計画を定め、内部統制システムの構築・運用、法令遵守・リスク管理の推進体制を重点監査項目に設定し、監査を行っております。

各監査役は、取締役会その他重要な会議に出席するほか、代表取締役との意見交換、定期的な取締役等からの業務執行状況の聴取、稟議書等の重要な決裁書類の閲覧および本社等における業務・財産の状況調査を実施するとともに、子会社については、子会社の取締役および監査役等と情報共有等を図るとともに、監査計画に基づき子会社の本社、店舗、物流センター等を訪問して事業の実態を調査し、報告を受ける等により監査を実施しています。

また、当社は以下のとおり、財務および会計に関する相当程度の知見を有する監査役を選任しております。

- ・常勤監査役野村秀雄氏は、財務企画部において資金・証券業務に従事しておりました。
- ・監査役首藤恵氏は、金融審議会、関税・外国為替等審議会等の委員を務めておりました。
- ・監査役藤沼亜起氏は、公認会計士の資格を有しております。

内部監査

当社は、内部監査機能の充実、強化を図るため、監査室内に「業務監査担当」と「内部統制評価担当」を設置しています。「業務監査担当」は、主要な事業会社の内部監査の確認と指導を行う間接的「統括機能」と当社および事業会社への直接的「内部監査機能」を持ち、「内部統制評価担当」は、当社グループ全体の「財務報告に係る内部統制の評価」を実施しています（なお、監査室のスタッフ数は25名です）。

監査役監査、内部監査および会計監査の相互連携等

当社では、全体として監査の質的向上を図るため、監査役（社外監査役を含む）、監査室および監査法人が、定期的に三者ミーティングを開催する等により、相互に情報交換を積極的に行い、緊密な連携を図っております。三者ミーティングでは、監査役（社外監査役を含む）は、監査法人より会計監査の実施状況等について、また、監査室から内部監査の実施状況等について、それぞれ報告を受け、必要に応じて説明を求めています。

また、当社は、定期的に会計監査報告会を開催しており、当該報告会には、代表取締役その他役員のほか、常勤監査役および監査室等が出席し、監査法人から会計監査の報告を受け、会計監査の結果等について確認を行っています。

また、常勤監査役と監査室とは、原則月1回、ミーティングを開催しており、監査室は、業務監査に関する監査結果、内部統制評価の経過状況等について報告を行うとともに、監査の質的向上を図るための重点検討事項等について、積極的に意見交換を実施し、両者間における監査情報の網羅的な共有化に努めております。

なお、常勤監査役は、前述の会計監査報告会の状況、監査室とのミーティングの内容等につき、監査役会等において、社外監査役に報告し課題等の共有化を図るとともに協議を実施し、さらに、当該協議内容を監査室や監査法人にフィードバックすることにより、社外監査役を含む監査役監査と、内部監査、会計監査とのタイムリーな連携を図っております。

さらに、監査室は、監査役会において、随時、内部監査の実施状況・結果に関し報告を行っており、監査役（社外監査役を含む）からの質問等に対し説明を行っております。

監査役（社外監査役を含む）、監査室および監査法人は、各監査において、内部統制部門から報告および資料等の提出を受けるほか、必要に応じて説明を求めており、内部統制部門は、これらの監査が適切に実施されるよう協力しております。

社外役員に関する事項

社外役員の主な活動状況

- ・当事業年度における取締役会および監査役会における出席ならびに発言状況

（社外取締役）

社外取締役につきましては、当事業年度に13回開催された当社取締役会について、清水哲太氏は13回、スコット・トレバー・デイヴィス氏は12回、野中郁次郎氏は11回、それぞれ出席し、清水哲太氏は主に経営管理の見地から、スコット・トレバー・デイヴィス氏は主に経営管理およびCSRの見地から、野中郁次郎氏は主に組織論および経営論の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

（社外監査役）

社外監査役につきましては、当事業年度に13回開催された当社取締役会について、鈴木洋子氏は13回、首藤恵氏は13回、藤沼亜起氏は12回、それぞれ出席し、また、当事業年度に15回開催された当社監査役会について、鈴木洋子氏は15回、首藤恵氏は15回、藤沼亜起氏は15回、それぞれ出席し、鈴木洋子氏は主に法律の見地から、首藤恵氏は主にコーポレート・ガバナンスの見地から、藤沼亜起氏は主に財務・会計の専門の見地から、適宜質問し、意見を述べています。

- ・取締役等との意見交換

各社外役員は、代表取締役、取締役および常勤監査役等と、取締役会のほか、定期的および随時にミーティングを行っております。当該ミーティングでは、各種経営課題、社会的関心の高い事項等を中心に各回のテーマが設定され、当社およびグループ会社における業務執行や内部統制の状況について、取締役や内部統制部門等から報告が行われ、社外取締役および社外監査役の質問に対し説明が行われているほか、会社の経営、コーポレート・ガバナンス等について、各社外取締役および社外監査役より、それぞれの専門知識および幅広く高度な経営に対する経験・見識等に基づき意見が出されるなど、社外取締役と社外監査役とが連携しつつ、率直かつ活発な意見交換を行っております。また、各社外取締役および社外監査役は、主要な子会社の事業所等を訪問し、事業会社の取締役、監査役等とも意見交換を行っております。

これらの活動を通じて、社外取締役は業務執行の監督を、社外監査役は業務執行および会計の監査を、それぞれ行っております。

- ・社外取締役および社外監査役の機能および役割

各社外取締役および社外監査役は、一般株主と利益相反が生じるおそれのない、客観的・中立的立場から、それぞれの専門知識および幅広く高度な経営に対する経験・見識等を活かした社外的観点からの監督または監査、および助言・提言等を実施しており、取締役会の意思決定および業務執行の妥当性・適正性を確保する機能・役割を担っております。

- ・社外取締役・社外監査役の独立性に関する考え方および独立性の基準または方針

当社は、社外取締役および社外監査役には、一般株主と利益相反が生じるおそれのない、客観的・中立的立場から、それぞれの専門知識・経験等を活かした社外的観点からの監督または監査、および助言・提言等をそれぞれ行っただけのよう、その選任に当たっては、独立性を重視しております。

なお、社外取締役・社外監査役を選任するための独立性に関する明文の基準または方針はありませんが、選任にあたっては金融商品取引所の独立性の基準および開示要件への該当状況等を参考にしています。

- ・社外取締役・社外監査役のサポート体制

当社は、社外取締役および社外監査役について、その職務を補助する兼任の使用人を置き、社内取締役および社内監査役と円滑な情報交換や緊密な連携を可能とするサポート体制を確立しております。

社外取締役および社外監査役と会社との人的関係、資本的关系または取引関係その他の利害関係の概要

社外取締役 スコット・トレバー・デイヴィス氏は、当社普通株式を1,500株保有しております。

社外取締役 野中郁次郎氏は、当社普通株式を4,100株保有しております。

社外監査役 藤沼亜起氏は、当社普通株式を1,300株保有しております。

上記以外に、社外取締役3名および社外監査役3名と当社との間には、特別な人的関係、資本的关系または取引関係その他の利害関係はありません。

なお、当社は、独立役員たる社外役員の属性情報に係る軽微基準を、当社の直近事業年度において、「取引」については「当社直近決算期の単体営業収益の1%未満」、「寄付」については「1千万円未満」と定めております。

また、当社から、各独立役員たる社外役員に対し、役員報酬以外に、法律、会計もしくは税務の専門家またはコンサルタントとしての報酬の支払は行っておりません。

社外取締役または社外監査役による監督または監査と、監査役監査、内部監査、会計監査との相互連携等

社外取締役および社外監査役は、取締役会・監査役会・取締役等との意見交換等を通じて、監査役監査、内部監査、会計監査との連携を図り、また、内部統制システムの構築・運用状況等について、監督・監査を行っております。取締役会においては、会計監査報告、監査役会監査報告はもとより、監査室から定期的に内部監査について報告が行われているほか、内部統制部門からも内部統制の状況等について、随時、報告が行われています。なお、社外監査役の監査における当該相互連携状況等については、前記「監査役監査、内部監査および会計監査の相互連携等」記載の内容もご参照ください。

役員報酬等

提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数

役員区分	対象となる 役員の員数 (名)	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)		
			固定報酬	業績変動報酬	
				賞与	株式報酬型 ストック オプション報酬
取締役 (社外取締役を除く)	13	253	150	44	58
社外取締役	3	32	32	-	-
監査役 (社外監査役を除く)	3	35	35	-	-
社外監査役	3	29	29	-	-

(注) 1 監査役(社外監査役を除く)には、平成24年5月24日開催の第7回定時株主総会終結の時をもって辞任した1名を含んでおります。

2 取締役の報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まれておりません。

3 株式報酬型ストックオプション報酬は取締役(社外取締役を除く)7名に対するものです。

提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

氏名	役員区分	会社区分	報酬等の種類別の総額(百万円)			連結報酬等の 総額 (百万円)
			固定報酬	業績変動報酬		
				賞与	株式報酬型 ストック オプション 報酬	
鈴木 敏文	取締役	提出会社	73	27	25	180
	取締役	株式会社セブン・イレブ ン・ジャパン	18	6	-	
	取締役	株式会社イトーヨーカ堂	18	6	-	
	取締役	7-Eleven, Inc.	5	-	-	

(注) 連結報酬等の総額が1億円以上である者に限定して記載しております。

役員の報酬等の額の決定に関する方針

1 役員報酬に関する基本的な考え方

当社の取締役および監査役（以下、本方針において「役員」といいます。）の報酬は、業績や企業価値との連動を重視し、中長期的に継続した業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気向上を一層高めるとともに、業務執行の適切な監督・監査によるコーポレート・ガバナンス向上を担う優秀な人材を確保することを目的に、各職責に応じた適切な報酬水準・報酬体系とします。

2 役員報酬枠

取締役・監査役の報酬額は、株主総会で決議された以下の報酬枠の範囲内で決定します。

取締役：年額10億円以内（使用人兼務取締役の使用人分としての給与は含まない）

（平成18年5月25日開催の第1回定時株主総会で決議）

当該報酬枠の範囲内で付与される、取締役に対する株式報酬型ストックオプション新株予約権の発行価額総額の限度額：年額2億円

（平成20年5月22日開催の第3回定時株主総会で決議）

監査役：年額1億円以内

（平成18年5月25日開催の第1回定時株主総会で決議）

3 取締役の報酬

取締役報酬体系

取締役の報酬は、月額固定報酬と業績変動報酬（賞および株式報酬型ストックオプション報酬）を基本構成要素とし、各役職に応じた報酬体系とします。

取締役の報酬には、使用人兼務取締役の使用人分としての給与は含まないものとします。

業務執行から独立した立場にある社外取締役の報酬は、月額固定報酬のみで構成し、業績変動報酬（賞および株式報酬型ストックオプション報酬）は支給しません。

取締役報酬の決定方法

取締役の報酬額は、各取締役の役割、貢献度、グループ業績の評価に基づき決定するものとし、株式報酬型ストックオプションの付与数については取締役会決議により、また、その他の報酬構成要素部分の具体的支給額は、取締役会が定めた一定の基準に基づき、取締役会から一任を受けた代表取締役の協議により決定します。

4 監査役の報酬

監査役報酬体系

監査役の報酬は、監査役の経営に対する独立性の一層の強化を重視し、月額固定報酬のみとし、業績変動報酬（賞および株式報酬型ストックオプション報酬）は支給しません。

監査役報酬の決定方法

監査役の報酬は、監査役の協議において決定します。

5 役員退職慰労金の廃止

当社は役員退職慰労金制度を既に廃止しており、役員に対し退職慰労金は支給しません。

株式の保有状況

当社および連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額（投資株式計上額）が最も大きい会社（最大保有会社）である当社については以下のとおりであります。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数：11銘柄

貸借対照表計上額の合計額：25,555百万円

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的（前事業年度）

特定投資株式

銘柄	株式数（株）	貸借対照表 計上額 （百万円）	保有目的
株式会社インファーマシーズ	1,240,000	4,557	業務提携に伴い保有
株式会社クレディセゾン	2,050,000	3,325	業務提携に伴い保有
ぴあ株式会社	1,409,400	1,250	業務提携に伴い保有
株式会社東京放送ホールディングス	804,000	924	事業上の関係の維持・強化のため保有
第一生命保険株式会社	1,561	166	金融取引における関係の維持・強化のため保有

（当事業年度）

特定投資株式

銘柄	株式数（株）	貸借対照表 計上額 （百万円）	保有目的
株式会社インファーマシーズ	1,240,000	6,001	業務提携に伴い保有
株式会社クレディセゾン	2,050,000	4,038	業務提携に伴い保有
三井不動産株式会社	1,017,000	2,398	事業上の関係の維持・強化のため保有
ぴあ株式会社	1,409,400	1,970	業務提携に伴い保有
株式会社東京放送ホールディングス	804,000	943	事業上の関係の維持・強化のため保有
第一生命保険株式会社	1,561	202	金融取引関係の維持・強化のため保有

保有目的が純投資目的の投資株式

当該事項はありません。

当社および連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額（投資株式計上額）が最大保有会社の次に大きい会社である株式会社セブン・イレブン・ジャパンについては以下のとおりであります。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数：24銘柄

貸借対照表計上額の合計額：11,042百万円

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

（前事業年度）

特定投資株式

銘柄	株式数（株）	貸借対照表計上額（百万円）	保有目的
株式会社野村総合研究所	2,150,000	4,155	販売等取引関係の維持・強化のため保有
わらべや日洋株式会社	1,195,400	1,280	販売等取引関係の維持・強化のため保有
ぴあ株式会社	704,700	625	業務提携に伴い保有
株式会社八十二銀行	700,000	333	金融取引関係の維持・強化のため保有
株式会社中村屋	700,000	290	販売等取引関係の維持・強化のため保有
株式会社常陽銀行	700,000	256	金融取引関係の維持・強化のため保有
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	59,300	163	金融取引関係の維持・強化のため保有
株式会社肥後銀行	300,000	139	金融取引関係の維持・強化のため保有
雪印メグミルク株式会社	82,800	120	販売等取引関係の維持・強化のため保有
株式会社ピククルスコーポレーション	140,000	79	販売等取引関係の維持・強化のため保有

（当事業年度）

特定投資株式

銘柄	株式数（株）	貸借対照表計上額（百万円）	保有目的
株式会社野村総合研究所	2,150,000	4,515	販売等取引関係の維持・強化のため保有
わらべや日洋株式会社	2,195,400	3,229	販売等取引関係の維持・強化のため保有
ぴあ株式会社	704,700	985	業務提携に伴い保有
株式会社八十二銀行	700,000	347	金融取引関係の維持・強化のため保有
株式会社常陽銀行	700,000	324	金融取引関係の維持・強化のため保有
株式会社中村屋	700,000	295	販売等取引関係の維持・強化のため保有
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	59,300	220	金融取引関係の維持・強化のため保有
株式会社肥後銀行	300,000	168	金融取引関係の維持・強化のため保有
雪印メグミルク株式会社	82,800	119	販売等取引関係の維持・強化のため保有
M S & A D インシュアランスグループホールディングス株式会社	39,300	75	金融取引関係の維持・強化のため保有

保有目的が純投資目的の投資株式

当該事項はありません。

取締役の定数

当社の取締役は18名以内とする旨、定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、および、取締役の選任決議は累積投票によらない旨を定款に定めております。

株主総会の決議事項を取締役会で決議することができることとしている事項

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とすることを目的とするものであります。

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）および監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる旨を、定款に定めております。これは、取締役の職務が複雑化・多様化している状況において、必要以上に慎重・詳細な検討をすることにより経営の機動性が損なわれ、過度に経営が萎縮してしまうことや、監査対象となる取締役の業務執行の範囲が非常に複雑かつ広汎に及んでいる状況において、監査役が取締役の経営判断に対して過度のブレーキをかけ、かえって経営の効率性を阻害する結果となることを未然に防止し、取締役および監査役が職務を遂行するにあたり期待された役割を十分に発揮することを目的とするものであります。

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年8月31日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を、定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨、定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

会計監査の状況

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、以下のとおりであります。

有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 業務執行社員：橋本 正己
指定有限責任社員 業務執行社員：大谷 秋洋
指定有限責任社員 業務執行社員：永井 勝

なお、継続監査年数が7年以内のため監査年数の記載は省略しております。

当連結会計年度の会計監査業務に係る補助者は、以下のとおりであります。

公認会計士21名、その他17名

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	79	-	98	-
連結子会社	552	13	579	5
計	632	13	677	5

【その他重要な報酬の内容】

(前連結会計年度)

当社および連結子会社は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているKPMGメンバーファームに対して、監査証明業務および税務関連業務等に基づく報酬を支払っております。

(当連結会計年度)

当社および連結子会社は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているKPMGメンバーファームに対して、監査証明業務および税務関連業務等に基づく報酬を支払っております。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

当社は監査公認会計士等に対する監査報酬について、監査日数、監査内容等を総合的に勘案し、監査公認会計士等と協議の上、監査役会の同意を得て決定しております。

第5【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成24年3月1日から平成25年2月28日まで)の連結財務諸表および事業年度(平成24年3月1日から平成25年2月28日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、監査法人や各種団体の開催する研修に参加しております。

1【連結財務諸表等】
(1)【連結財務諸表】
【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年2月29日)	当連結会計年度 (平成25年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	711,629	710,968
コールローン	5,000	25,000
受取手形及び売掛金	270,953	285,817
営業貸付金	68,691	64,053
有価証券	43,025	110,024
商品及び製品	149,455	159,645
仕掛品	359	175
原材料及び貯蔵品	2,390	2,465
前払費用	29,870	33,954
繰延税金資産	38,905	34,493
その他	201,062	233,886
貸倒引当金	4,758	4,955
流動資産合計	1,516,584	1,655,528
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	1,525,567	1,662,449
減価償却累計額	960,374	1,030,457
建物及び構築物（純額）	2 565,192	2 631,992
工具、器具及び備品	451,177	530,948
減価償却累計額	321,738	359,212
工具、器具及び備品（純額）	129,438	171,735
車両運搬具	5,306	4,922
減価償却累計額	780	1,483
車両運搬具（純額）	4,525	3,439
土地	2 590,524	2 627,251
リース資産	18,391	25,489
減価償却累計額	4,465	8,596
リース資産（純額）	13,925	16,892
建設仮勘定	16,566	31,203
有形固定資産合計	1,320,174	1,482,514
無形固定資産		
のれん	184,305	245,402
ソフトウエア	32,340	37,178
その他	116,510	132,832
無形固定資産合計	333,156	415,413

	前連結会計年度 (平成24年2月29日)	当連結会計年度 (平成25年2月28日)
投資その他の資産		
投資有価証券	1, 2 181,863	1, 2 163,456
長期貸付金	18,279	18,017
前払年金費用	6,674	31,786
長期差入保証金	2 412,098	2 400,867
建設協力立替金	8,320	7,609
繰延税金資産	40,147	32,943
その他	57,809	60,626
貸倒引当金	6,160	6,671
投資その他の資産合計	719,034	708,636
固定資産合計	2,372,364	2,606,564
繰延資産		
創立費	43	28
開業費	364	275
繰延資産合計	408	304
資産合計	3,889,358	4,262,397
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	195,347	204,479
加盟店買掛金	120,724	124,321
短期借入金	2 139,690	2 145,750
1年内返済予定の長期借入金	2 88,786	2 124,857
1年内償還予定の社債	10,000	63,999
未払法人税等	58,295	34,827
未払費用	71,700	85,443
預り金	116,569	136,850
販売促進引当金	15,092	15,262
賞与引当金	14,755	13,293
役員賞与引当金	341	342
商品券回収損引当金	4,089	3,406
災害損失引当金	1,063	143
銀行業における預金	288,228	325,444
その他	261,043	256,156
流動負債合計	1,385,728	1,534,579
固定負債		
社債	253,978	229,983
長期借入金	2 198,167	2 281,893
コマーシャル・ペーパー	-	6,579
繰延税金負債	34,550	34,801
退職給付引当金	3,796	4,613
役員退職慰労引当金	2,191	2,124
長期預り金	2 55,380	2 55,089
資産除去債務	43,740	51,170
その他	2 50,870	2 66,822
固定負債合計	642,675	733,077
負債合計	2,028,403	2,267,656

	前連結会計年度 (平成24年2月29日)	当連結会計年度 (平成25年2月28日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	50,000	50,000
資本剰余金	526,886	526,873
利益剰余金	1,312,613	1,393,935
自己株式	7,212	7,142
株主資本合計	1,882,287	1,963,666
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	3,360	7,416
繰延ヘッジ損益	3	5
為替換算調整勘定	119,661	79,914
その他の包括利益累計額合計	116,303	72,503
新株予約権	1,222	1,538
少数株主持分	93,748	102,038
純資産合計	1,860,954	1,994,740
負債純資産合計	3,889,358	4,262,397

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成23年 3月 1日 至 平成24年 2月29日)	当連結会計年度 (自 平成24年 3月 1日 至 平成25年 2月28日)
営業収益	4,786,344	4,991,642
売上高	4,013,617	4,149,003
売上原価	3,078,575	3,218,270
売上総利益	935,041	930,732
営業収入	¹ 772,727	¹ 842,639
営業総利益	1,707,768	1,773,371
販売費及び一般管理費		
宣伝装飾費	111,420	119,292
従業員給与・賞与	378,066	381,667
賞与引当金繰入額	14,699	13,221
退職給付費用	17,562	16,957
法定福利及び厚生費	47,504	49,344
地代家賃	258,652	271,956
減価償却費	133,914	148,335
水道光熱費	92,704	101,344
店舗管理・修繕費	69,824	62,489
その他	291,358	313,077
販売費及び一般管理費合計	1,415,708	1,477,686
営業利益	292,060	295,685
営業外収益		
受取利息	5,044	5,363
受取配当金	757	760
持分法による投資利益	2,061	1,874
その他	2,286	3,065
営業外収益合計	10,150	11,064
営業外費用		
支払利息	4,114	5,113
社債利息	2,859	2,850
その他	2,065	2,950
営業外費用合計	9,039	10,913
経常利益	293,171	295,836
特別利益		
固定資産売却益	² 2,135	² 1,404
投資有価証券売却益	1,198	31
在外子会社の会計方針変更に伴う修正益	4,503	-
その他	2,591	711
特別利益合計	10,428	2,147

	前連結会計年度 (自 平成23年 3月 1日 至 平成24年 2月29日)	当連結会計年度 (自 平成24年 3月 1日 至 平成25年 2月28日)
特別損失		
固定資産廃棄損	³ 5,468	³ 6,642
減損損失	⁴ 14,460	⁴ 18,330
災害による損失	25,741	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	22,500	-
その他	4,611	10,288
特別損失合計	72,782	35,261
税金等調整前当期純利益	230,817	262,722
法人税、住民税及び事業税	116,366	101,690
法人税等調整額	26,109	9,148
法人税等合計	90,257	110,839
少数株主損益調整前当期純利益	140,559	151,883
少数株主利益	10,722	13,818
当期純利益	129,837	138,064

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成23年 3月 1日 至 平成24年 2月29日)	当連結会計年度 (自 平成24年 3月 1日 至 平成25年 2月28日)
少数株主損益調整前当期純利益	140,559	151,883
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	103	4,061
繰延ヘッジ損益	328	0
為替換算調整勘定	15,481	40,773
持分法適用会社に対する持分相当額	5	60
その他の包括利益合計	15,055	44,895
包括利益	125,504	196,778
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	114,802	181,864
少数株主に係る包括利益	10,701	14,913

【連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成23年 3月 1日 至 平成24年 2月29日)	当連結会計年度 (自 平成24年 3月 1日 至 平成25年 2月28日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	50,000	50,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	50,000	50,000
資本剰余金		
当期首残高	526,899	526,886
当期変動額		
自己株式の処分	12	12
当期変動額合計	12	12
当期末残高	526,886	526,873
利益剰余金		
当期首残高	1,234,204	1,312,613
当期変動額		
剰余金の配当	51,243	56,546
当期純利益	129,837	138,064
米国子会社の米国会計基準適用に伴う増減	184	196
当期変動額合計	78,409	81,321
当期末残高	1,312,613	1,393,935
自己株式		
当期首残高	7,320	7,212
当期変動額		
自己株式の取得	10	13
自己株式の処分	123	83
その他	5	0
当期変動額合計	107	69
当期末残高	7,212	7,142
株主資本合計		
当期首残高	1,803,783	1,882,287
当期変動額		
剰余金の配当	51,243	56,546
当期純利益	129,837	138,064
自己株式の取得	10	13
自己株式の処分	110	70
米国子会社の米国会計基準適用に伴う増減	184	196
その他	5	0
当期変動額合計	78,504	81,378
当期末残高	1,882,287	1,963,666

	前連結会計年度 (自 平成23年 3月 1日 至 平成24年 2月29日)	当連結会計年度 (自 平成24年 3月 1日 至 平成25年 2月28日)
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	3,226	3,360
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	133	4,055
当期変動額合計	133	4,055
当期末残高	3,360	7,416
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	328	3
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	325	2
当期変動額合計	325	2
当期末残高	3	5
為替換算調整勘定		
当期首残高	104,167	119,661
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	15,494	39,747
当期変動額合計	15,494	39,747
当期末残高	119,661	79,914
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	101,268	116,303
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	15,035	43,800
当期変動額合計	15,035	43,800
当期末残高	116,303	72,503
新株予約権		
当期首残高	981	1,222
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	241	315
当期変動額合計	241	315
当期末残高	1,222	1,538
少数株主持分		
当期首残高	73,016	93,748
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	20,731	8,290
当期変動額合計	20,731	8,290
当期末残高	93,748	102,038

	前連結会計年度 (自 平成23年 3月 1日 至 平成24年 2月29日)	当連結会計年度 (自 平成24年 3月 1日 至 平成25年 2月28日)
純資産合計		
当期首残高	1,776,512	1,860,954
当期変動額		
剰余金の配当	51,243	56,546
当期純利益	129,837	138,064
自己株式の取得	10	13
自己株式の処分	110	70
米国子会社の米国会計基準適用に伴う増減	184	196
その他	5	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	5,938	52,406
当期変動額合計	84,442	133,785
当期末残高	1,860,954	1,994,740

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成23年 3月 1日 至 平成24年 2月29日)	当連結会計年度 (自 平成24年 3月 1日 至 平成25年 2月28日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	230,817	262,722
減価償却費	139,994	155,666
減損損失	14,460	18,330
のれん償却額	12,915	17,684
賞与引当金の増減額（ は減少）	1,032	1,436
前払年金費用の増減額（ は増加）	3,303	2,851
受取利息及び受取配当金	5,802	6,124
支払利息及び社債利息	6,974	7,963
持分法による投資損益（ は益）	2,061	1,874
固定資産売却益	2,135	1,404
固定資産廃棄損	5,468	6,642
在外子会社の会計方針変更に伴う修正益	4,503	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	22,500	-
売上債権の増減額（ は増加）	12,530	12,603
営業貸付金の増減額（ は増加）	12,651	4,638
たな卸資産の増減額（ は増加）	10,110	6,474
仕入債務の増減額（ は減少）	32,861	4,005
預り金の増減額（ は減少）	10,145	6,914
銀行業における借入金の純増減（ は減少）	3,200	16,900
銀行業における社債の純増減（ は減少）	36,000	30,000
銀行業における預金の純増減（ は減少）	12,532	37,216
銀行業におけるコールローンの純増減（ は増加）	115,000	20,000
銀行業におけるコールマネーの純増減（ は減少）	7,000	37,900
A T M未決済資金の純増減（ は増加）	3,739	10,977
その他	50,720	12,028
小計	571,482	536,512
利息及び配当金の受取額	3,017	3,190
利息の支払額	7,092	7,466
特例掛金の拠出額	-	27,963
法人税等の支払額	104,765	112,865
営業活動によるキャッシュ・フロー	462,642	391,406

	前連結会計年度 (自 平成23年 3月 1日 至 平成24年 2月29日)	当連結会計年度 (自 平成24年 3月 1日 至 平成25年 2月28日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	4 209,604	4 276,941
有形固定資産の売却による収入	12,543	7,927
無形固定資産の取得による支出	11,193	18,967
投資有価証券の取得による支出	178,692	96,257
投資有価証券の売却による収入	224,549	101,631
子会社株式の取得による支出	2,151	0
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	2 18,279	2 10,527
差入保証金の差入による支出	22,365	23,746
差入保証金の回収による収入	29,849	30,315
預り保証金の受入による収入	5,333	3,485
預り保証金の返還による支出	5,276	3,176
地区再開発事業補助金による収入	2,545	-
事業承継による支出	135,794	-
事業取得による支出	4 32,979	4 52,671
定期預金の預入による支出	13,020	14,304
定期預金の払戻による収入	15,987	16,148
その他	4,257	3,837
投資活動によるキャッシュ・フロー	342,805	340,922
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	38,324	840
長期借入れによる収入	113,480	195,883
長期借入金の返済による支出	134,666	97,861
コマーシャル・ペーパーの発行による収入	369,009	40,620
コマーシャル・ペーパーの償還による支出	361,252	56,580
社債の償還による支出	100	-
配当金の支払額	51,258	56,556
少数株主からの払込みによる収入	222	0
少数株主への配当金の支払額	3,596	6,480
その他	10,723	8,152
財務活動によるキャッシュ・フロー	40,561	10,032
現金及び現金同等物に係る換算差額	2,314	5,864
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	76,960	66,380
現金及び現金同等物の期首残高	656,747	733,707
現金及び現金同等物の期末残高	1 733,707	1 800,087

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 92社

主要な連結子会社の名称

株式会社セブン - イレブン・ジャパン

7-Eleven, Inc.

株式会社イトーヨーカ堂

株式会社ヨークベニマル

株式会社そごう・西武

株式会社セブン&アイ・フードシステムズ

株式会社セブン銀行

以下の7社を新たに連結子会社といたしました。

設立：

SEJ Asset Management & Investment Company

セブン - イレブン天津有限公司

イトーヨーカ堂（中国）投資有限公司

株式会社セブンファーム東海

株式会社セブンファーム東京

株式取得：

Financial Consulting & Trading International, Inc.

Handee Marts, Inc.

以下の2社を連結から除外いたしました。

解散：

株式会社ヨークインシュアランス

株式会社セブンインターネットラボ

解散した理由

株式会社ヨークインシュアランスは、平成24年3月1日付で当社の連結子会社である株式会社セブン・フィナンシャルサービスを存続会社とする吸収合併により解散しております。

また、株式会社セブンインターネットラボは、平成24年10月1日付で当社の連結子会社である株式会社セブンネットショッピングを存続会社とする吸収合併により解散しております。

(2) 非連結子会社名

7-Eleven Limited

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等はいずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社の数

0社

(2) 持分法を適用した関連会社の数

20社

主要な会社等の名称

プライムデリカ株式会社

ぴあ株式会社

以下を新たに持分法適用会社といたしました。

設立：

山東衆邸便利生活有限公司

(3) 持分法を適用しない非連結子会社の名称

7-Eleven Limited

持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等が連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

(4) 持分法の適用の手続きについて特に記載する必要があると認められる事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、当該会社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。

債務超過会社に対する持分額は、当該会社に対する貸付金を考慮して、貸付金の一部を消去しております。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結財務諸表作成にあたり、12月31日が決算日の連結子会社は、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

3月31日が決算日の連結子会社は、連結決算日現在で実施した正規の決算に準ずる合理的な手続きによって作成された財務諸表を使用しております。

4 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

a 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

b その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

主として移動平均法による原価法

デリバティブ

時価法

たな卸資産

a 商品

国内連結子会社は主として売価還元法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を、また、在外連結子会社は主として先入先出法（ガソリンは総平均法）を採用しております。

b 貯蔵品

主として最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

当社および国内連結子会社（百貨店事業を除く）は定率法により、百貨店事業は主として定額法により、在外連結子会社は定額法によっております。

無形固定資産（リース資産を除く）

国内連結子会社は定額法によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成21年2月28日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な繰延資産の処理方法

創立費

5年間（定額）で償却しております。ただし、金額的に重要性がない場合は、支出時に費用として計上しております。

開業費

5年間（定額）で償却しております。ただし、金額的に重要性がない場合は、支出時に費用として計上しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権は貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権は個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

販売促進引当金

販売促進を目的とするポイントカード制度に基づき、顧客へ付与したポイントの利用に備えるため当連結会計年度末において、将来利用されると見込まれる額を計上しております。

商品券回収損引当金

一部の連結子会社が発行している商品券の未回収分について、一定期間経過後収益に計上したものに對する将来の回収に備えるため、過去の実績に基づく将来の回収見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対する賞与支給のため、支給見込額基準による算出額を計上しております。

役員賞与引当金

役員に対する賞与支給のため、支給見込額を計上しております。

災害損失引当金

東日本大震災により被害を受けた建物、設備等の原状回復に要する費用等に備えるため、当連結会計年度末における当該見積額を計上しております。

退職給付引当金（前払年金費用）

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。当連結会計年度末については、年金資産見込額が退職給付債務見込額に未認識数理計算上の差異を加減した額を超過しているため、超過額を前払年金費用に計上しております。また、一部の国内連結子会社および米国連結子会社においては退職給付引当金を計上しております。

なお、数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌連結会計年度から償却処理をすることとしております。また、過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年または10年）による定額法により費用処理しております。

役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づいて算定した期末要支給額を計上しております。

なお、当社および一部の連結子会社は、役員退職慰労引当金制度を廃止し、一部の連結子会社は退職時に支給することとしております。

(5) 連結財務諸表の作成の基礎となった連結会社の財務諸表の作成にあたって採用した重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

在外子会社等の資産および負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部の少数株主持分および為替換算調整勘定に含めております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

原則として、繰延ヘッジ処理によっております。特例処理の要件を満たしている金利スワップは特例処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段.....金利スワップ

ヘッジ対象.....借入金

ヘッジ方針

金利等の相場変動リスクの軽減、資金調達コストの低減、または、将来のキャッシュ・フローを最適化する為にデリバティブ取引を行っております。短期的な売買差益の獲得や投機を目的とするデリバティブ取引は行わない方針であります。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の相場変動を四半期毎に比較し、両者の変動額を基礎にして、ヘッジの有効性を評価することとしております。特例処理によっているスワップは、有効性の判定を省略しております。

(7) のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれんおよび平成23年2月28日以前に発生した負ののれんについては、主として20年間で均等償却しております。また、金額が僅少な場合には、発生時にその全額を償却しております。

平成23年3月1日以降に発生した負ののれんについては、当該負ののれんが生じた連結会計年度の利益として処理しております。

なお、持分法の適用にあたり、発生した投資差額についても、上記と同様の方法を採用しております。

(8) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金および取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資であります。

(9) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

コンビニエンスストア事業におけるフランチャイズに係る会計処理

株式会社セブン・イレブン・ジャパンおよび米国連結子会社の7-Eleven, Inc. は、フランチャイジーからのチャージ収入を営業収入として認識しております。

消費税等の会計処理方法

当社および国内連結子会社は、消費税等の会計処理について税抜方式を採用しております。北米の連結子会社は、売上税について売上高に含める会計処理を採用しております。

連結納税制度の適用

当社および一部の国内連結子会社は、当連結会計年度から連結納税制度を適用しております。

【会計方針の変更】

(減価償却方法の変更)

当社および国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

これにより、従来の方法に比べて、営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益はそれぞれ2,746百万円増加しております。

【未適用の会計基準等】

・「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日)

・「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日)

1 概要

数理計算上の差異および過去勤務費用は、連結貸借対照表の純資産の部において税効果を調整した上で認識し、積立状況を示す額を負債又は資産として計上する方法に改正されました。

また、退職給付見込額の期間帰属方法について、期間定額基準のほか給付算定基準の適用が可能となったほか、割引率の算定方法が改正されました。

2 適用予定日

平成27年2月期の期末より適用予定であります。ただし、退職給付債務および勤務費用の計算方法の改正については、平成28年2月期の期首より適用予定であります。

3 当該会計基準等の適用による影響

財務諸表に与える影響額は、当連結財務諸表作成時において評価中であります。

【表示方法の変更】

(連結キャッシュ・フロー計算書)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「財務活動によるキャッシュ・フロー」の「自己株式の取得による支出」は金額の重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては、「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組み替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の「自己株式の取得による支出」に表示していた10百万円は、「その他」として組み替えております。

【追加情報】

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更および過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)および、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

1 非連結子会社および関連会社に対するものは次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年2月29日)	当連結会計年度 (平成25年2月28日)
投資有価証券(株式)	17,697百万円	20,285百万円

2 担保資産及び担保付債務

(1) 借入金等に対する担保資産

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年2月29日)	当連結会計年度 (平成25年2月28日)
建物及び構築物	18,135百万円	2,703百万円
土地	47,144	14,237
投資有価証券	100,681	89,348
長期差入保証金	3,954	3,805
計	169,915	110,094

担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年2月29日)	当連結会計年度 (平成25年2月28日)
短期借入金	3,400百万円	3,400百万円
長期借入金(1年以内返済予定額を含む)	62,911	14,292
長期未払金	773	663
長期預り金	121	104

(2) 関連会社の借入金に対する担保資産

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年2月29日)	当連結会計年度 (平成25年2月28日)
建物	487百万円	454百万円
土地	1,368	1,368

上記、担保資産に対応する関連会社の借入金は3,343百万円(前連結会計年度は3,443百万円)であります。

(3) 為替決済取引に対する担保資産

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年2月29日)	当連結会計年度 (平成25年2月28日)
投資有価証券	6,025百万円	7,302百万円

(4) 宅地建物取引業に伴う供託

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年2月29日)	当連結会計年度 (平成25年2月28日)
投資有価証券	19百万円	19百万円
長期差入保証金	35	35

(5) 割賦販売法に基づく供託

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年2月29日)	当連結会計年度 (平成25年2月28日)
長期差入保証金	1,335百万円	1,335百万円

(6) 資金決済に関する法律等に基づく担保資産

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年2月29日)	当連結会計年度 (平成25年2月28日)
投資有価証券	422百万円	421百万円
長期差入保証金	710	788

3 偶発債務

連結子会社以外の会社および従業員の金融機関からの借入金に対する債務保証は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年2月29日)	当連結会計年度 (平成25年2月28日)
五所川原街づくり株式会社	38百万円	- 百万円
従業員	397	273
計	435	273

4 貸出コミットメント

株式会社セブン・カードサービスおよび株式会社セブンCSカードサービスは、クレジットカード業務に附随するキャッシング業務等を行っております。当該業務における貸出コミットメントに係る貸出未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年2月29日)	当連結会計年度 (平成25年2月28日)
貸出コミットメント総額	1,026,657百万円	1,007,587百万円
貸出実行残高	31,176	28,041
差引額	995,480	979,546

なお、上記差引額の多くは、融資実行されずに終了されるものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも両社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。また、顧客の信用状況の変化、その他相当の事由がある場合には、両社は融資の中止または利用限度額の減額をすることができます。

5 その他

株式会社セブン銀行の所有する国債について

当社の連結子会社である株式会社セブン銀行は、為替決済取引や日本銀行当座貸越取引の担保目的で国債を所有しております。これらの国債は償還期間が1年内ではありますが、実質的に拘束性があるため連結貸借対照表上では、投資有価証券に含めて表示しております。

(連結損益計算書関係)

1 営業収入に含まれる株式会社セブン・イレブン・ジャパンおよび7-Eleven, Inc.の加盟店からの収入は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成23年 3月 1日 至 平成24年 2月29日)	当連結会計年度 (自 平成24年 3月 1日 至 平成25年 2月28日)
株式会社セブン・イレブン・ジャパン	479,825百万円	521,863百万円
7-Eleven, Inc.	119,251	133,586

上記収入の対象となる加盟店売上高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成23年 3月 1日 至 平成24年 2月29日)	当連結会計年度 (自 平成24年 3月 1日 至 平成25年 2月28日)
株式会社セブン・イレブン・ジャパン	3,189,317百万円	3,416,986百万円
7-Eleven, Inc.	666,930	740,980

2 固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成23年 3月 1日 至 平成24年 2月29日)	当連結会計年度 (自 平成24年 3月 1日 至 平成25年 2月28日)
建物及び構築物	895百万円	799百万円
土地	1,217	587
その他	22	17
計	2,135	1,404

3 固定資産廃棄損の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成23年 3月 1日 至 平成24年 2月29日)	当連結会計年度 (自 平成24年 3月 1日 至 平成25年 2月28日)
建物及び構築物	2,667百万円	2,697百万円
工具、器具及び備品	563	1,635
その他	2,237	2,309
計	5,468	6,642

4 減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

前連結会計年度(自 平成23年 3月 1日 至 平成24年 2月29日)

用途	種類	場所	金額 (百万円)
店舗(コンビニエンスストア)	土地及び建物等	東京都 47店舗 大阪府 46店舗 その他(米国含む)	13,721
店舗(スーパーストア)	土地及び建物等	東京都 14店舗 埼玉県 12店舗 その他 27店舗	
店舗(百貨店)	土地及び建物等	静岡県 1店舗 その他 1店舗	
店舗(フードサービス)	土地及び建物等	東京都他 38店舗	
その他	土地及び建物等	福島県 米国他	739
合計			14,460

当連結会計年度（自 平成24年3月1日 至 平成25年2月28日）

用途	種類	場所	金額 (百万円)
店舗（コンビニエンスストア）	土地及び建物等	東京都 46店舗 北海道 32店舗 その他（米国含む）	17,463
店舗（スーパーストア）	土地及び建物等	茨城県 5店舗 千葉県 3店舗 その他 12店舗	
店舗（百貨店）	土地及び建物等	埼玉県 2店舗 徳島県 2店舗 その他 3店舗	
店舗（フードサービス）	土地及び建物等	東京都他 37店舗	
その他	土地及び建物等	福島県 米国他	866
合計			18,330

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小の単位として、店舗ごとに資産のグルーピングをしております。

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなっている店舗や土地の時価の下落が著しい店舗等を対象とし、回収可能価額が帳簿価額を下回るものについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

減損損失の内訳は次のとおりであります。

前連結会計年度（自 平成23年3月1日 至 平成24年2月29日）

	店舗 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)
建物及び構築物	7,616	200	7,816
土地	5,024	328	5,353
ソフトウェア	5	94	99
その他	1,075	116	1,191
合計	13,721	739	14,460

当連結会計年度（自 平成24年3月1日 至 平成25年2月28日）

	店舗 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)
建物及び構築物	11,753	286	12,040
土地	3,370	144	3,515
ソフトウェア	1	2	4
その他	2,337	432	2,770
合計	17,463	866	18,330

回収可能価額が正味売却価額の場合には、不動産鑑定評価基準に基づき評価しております。また、回収可能価額が使用価値の場合は、将来キャッシュ・フローを1.7%～6.0%（前連結会計年度は1.8%～6.0%）で割り引いて算定しております。

(連結包括利益計算書関係)

当連結会計年度(自 平成24年3月1日 至 平成25年2月28日)

1 その他の包括利益に係る組替調整額および税効果額

その他有価証券評価差額金:

当期発生額	5,839百万円
組替調整額	2
税効果調整前	5,842
税効果額	1,781
その他有価証券評価差額金	4,061

繰延ヘッジ損益:

当期発生額	0
組替調整額	-
税効果調整前	0
税効果額	-
繰延ヘッジ損益	0

為替換算調整勘定:

当期発生額	40,773
-------	--------

持分法適用会社に対する持分相当額:

当期発生額	60
-------	----

その他の包括利益合計	44,895
------------	--------

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成23年3月1日至平成24年2月29日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	886,441	-	-	886,441
自己株式				
普通株式	2,978	7	50	2,935

(注) 1 普通株式の自己株式の株式数の増加7千株のうち主なものは、単元未満株式の買取りによる増加4千株であります。

2 普通株式の自己株式の株式数の減少50千株は、ストックオプションの行使による減少50千株および単元未満株式の売渡しによる減少0千株であります。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストックオプションとしての 新株予約権	-	-	-	-	-	1,001
連結子会社	ストックオプションとしての 新株予約権	-	-	-	-	-	220
	合計	-	-	-	-	-	1,222

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成23年5月26日 定時株主総会	普通株式	25,621	29円00銭	平成23年2月28日	平成23年5月27日
平成23年10月4日 取締役会	普通株式	25,622	29円00銭	平成23年8月31日	平成23年11月15日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成24年5月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	29,156	33円00銭	平成24年2月29日	平成24年5月25日

当連結会計年度（自 平成24年3月1日 至 平成25年2月28日）

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	886,441	-	-	886,441
自己株式				
普通株式	2,935	5	33	2,907

(注) 1 普通株式の自己株式の株式数の増加5千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2 普通株式の自己株式の株式数の減少33千株は、ストックオプションの行使による減少33千株および単元未満株式の売渡しによる減少0千株であります。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストックオプションとしての 新株予約権	-	-	-	-	-	1,247
連結子会社	ストックオプションとしての 新株予約権	-	-	-	-	-	291
合計		-	-	-	-	-	1,538

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成24年5月24日 定時株主総会	普通株式	29,156	33円00銭	平成24年2月29日	平成24年5月25日
平成24年10月4日 取締役会	普通株式	27,390	31円00銭	平成24年8月31日	平成24年11月15日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成25年5月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	29,157	33円00銭	平成25年2月28日	平成25年5月24日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成23年 3月 1日 至 平成24年 2月29日)	当連結会計年度 (自 平成24年 3月 1日 至 平成25年 2月28日)
現金及び預金	711,629百万円	710,968百万円
有価証券勘定に含まれる譲渡性預金	43,000	110,000
預入期間が3ヶ月を超える定期預金及び譲渡性預金	20,922	20,880
現金及び現金同等物	733,707	800,087

- 2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

株式等の取得により新たに連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳ならびに株式等の取得価額と取得のための支出(純額)との関係は次のとおりであります。

前連結会計年度(自 平成23年 3月 1日 至 平成24年 2月29日)

株式会社セブンCSカードサービス

流動資産	158,447百万円
固定資産	132
繰延資産	394
のれん	7,251
流動負債	137,059
少数株主持分	10,738
当該会社株式の取得価額	18,428
当該会社の現金及び現金同等物	148
差引：当該会社取得のための支出	18,279

当連結会計年度(自 平成24年 3月 1日 至 平成25年 2月28日)

Financial Consulting & Trading International, Inc.

流動資産	176百万円
固定資産	5,568
流動負債	351
固定負債	1,645
のれん	6,928
当該会社株式の取得価額	10,675
当該会社の現金及び現金同等物	148
差引：当該会社取得のための支出	10,527

- 3 重要な非資金取引の内容は次のとおりです。

	前連結会計年度 (自 平成23年 3月 1日 至 平成24年 2月29日)	当連結会計年度 (自 平成24年 3月 1日 至 平成25年 2月28日)
当連結会計年度に連結貸借対照表に計上したリース資産の取得額	12,491百万円	16,036百万円
当連結会計年度に連結貸借対照表に計上した資産除去債務の額	38,130	7,681

4 事業取得による支出の内容

前連結会計年度（自 平成23年3月1日 至 平成24年2月29日）

海外連結子会社である7-Eleven, Inc. が取得した資産等に対する支出の内訳は以下のとおりであります。

たな卸資産	8,747百万円
のれん	22,795
流動負債	5,256
その他	6,693
小計	32,979
有形固定資産	20,181
計	53,160

なお、上記のうち、有形固定資産20,181百万円については、有形固定資産の取得による支出に含めて表示しております。

当連結会計年度（自 平成24年3月1日 至 平成25年2月28日）

海外連結子会社である7-Eleven, Inc. が取得した資産等に対する支出の内訳は以下のとおりであります。

たな卸資産	5,709百万円
のれん	52,380
流動負債	8,695
その他	3,276
小計	52,671
有形固定資産	32,332
計	85,004

なお、上記のうち、有形固定資産32,332百万円については、有形固定資産の取得による支出に含めて表示しております。

(リース取引関係)

1 ファイナンス・リース取引

リース取引開始日が平成21年2月28日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

(借主側)

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額および期末残高相当額

(単位：百万円)

	前連結会計年度(平成24年2月29日)			
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	期末残高相当額
工具、器具及び備品	66,341	55,917	65	10,358
ソフトウェア	164	134	-	30
合計	66,506	56,052	65	10,388

(単位：百万円)

	当連結会計年度(平成25年2月28日)			
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	期末残高相当額
工具、器具及び備品	18,920	17,302	0	1,618
ソフトウェア	8	7	-	1
合計	18,929	17,309	0	1,619

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定しております。

(2) 未経過リース料期末残高相当額等

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年2月29日)	当連結会計年度 (平成25年2月28日)
1年内	8,832	1,550
1年超	1,622	68
合計	10,454	1,619
リース資産減損勘定の残高	65	0

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定しております。未経過リース料勘定期末残高相当額には、リース資産減損勘定の残高が含まれております。

(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額および減損損失

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自平成23年3月1日 至平成24年2月29日)	当連結会計年度 (自平成24年3月1日 至平成25年2月28日)
支払リース料	13,921	8,765
リース資産減損勘定の取崩額	129	65
減価償却費相当額	14,050	8,830
減損損失	39	-

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(貸主側)

(1) リース物件の取得価額、減価償却累計額および期末残高

(単位：百万円)

	前連結会計年度(平成24年2月29日)		
	取得価額	減価償却累計額	期末残高
工具、器具及び備品	10,560	8,248	2,311
合計	10,560	8,248	2,311

(単位：百万円)

	当連結会計年度(平成25年2月28日)		
	取得価額	減価償却累計額	期末残高
工具、器具及び備品	5,890	4,956	934
合計	5,890	4,956	934

(2) 未経過リース料期末残高相当額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年2月29日)	当連結会計年度 (平成25年2月28日)
1年内	1,452	672
1年超	1,027	345
合計	2,480	1,017

(3) 受取リース料、減価償却費および受取利息相当額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自平成23年3月1日 至平成24年2月29日)	当連結会計年度 (自平成24年3月1日 至平成25年2月28日)
受取リース料	1,954	1,071
減価償却費	1,776	973
受取利息相当額	118	51

(4) 利息相当額の算定方法

利息相当額の各期への配分方法については、利息法によっております。

2 オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年2月29日)	当連結会計年度 (平成25年2月28日)
1年内	62,082	69,336
1年超	360,904	413,773
合計	422,987	483,109

(貸主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年2月29日)	当連結会計年度 (平成25年2月28日)
1年内	1,867	1,735
1年超	6,107	4,164
合計	7,975	5,899

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、余剰資金の運用については、安全性・流動性・効率性の重視を基本方針としており、高格付けの銀行預金等での短期運用（1年以内）に限定して運用しております。

一方、資金調達については、償還期限の分散も図りながら、銀行借入と社債発行を中心に調達しております。

また、デリバティブ取引については、外貨建債権債務の為替変動リスクの回避および有利子負債の金利変動リスクの回避または将来の金利支払のキャッシュ・フローを最適化するために行っております。短期的な売買差益の獲得や投機を目的とするデリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容およびそのリスクならびにリスク管理体制

当社グループでは、「リスク管理の基本規程」において、リスク種類ごとの統括部署及び統合的リスク管理の統括部署を定めるとともに、金融商品に関しては、次のとおり、リスクを認識し管理しております。

営業債権である受取手形及び売掛金は取引先の信用リスクに晒されておりますが、取引先ごとの期日管理および残高管理を行っております。加えて、定期的および適時に相手先の信用度のモニタリングに努め、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握と損失の回避・軽減を図っております。

主に店舗の賃貸借契約に伴い発生する差入保証金も預託先の信用リスクに晒されておりますが、受取手形及び売掛金と同様に、相手先の信用度のモニタリングによって、回収懸念の早期把握と損失の回避・軽減を図っております。

有価証券に関しては、主に譲渡性預金による余資運用を行っております。また、投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式や株式会社セブン銀行保有の国債等であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に当該証券の時価や発行体の財務状況等を把握するとともに、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金のうち、外貨建の債務に関しては為替の変動リスクに晒されておりますが、当該リスクの回避・軽減を目的として、決済額の一部について為替予約取引を行っております。また、為替予約取引に関しては、評価損益の状況を定期的に把握しております。

借入金のうち、短期借入金およびコマーシャル・ペーパーは主に営業取引に係る資金調達を、また、長期借入金および社債は主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、これらに関しては資産負債の総合管理（ALMに基づく管理）を行っております。そのうち、変動金利の借入金は金利の変動リスクに晒されておりますが、一部については金利スワップ取引による当該リスクの回避・軽減を図っております。なお、具体的なヘッジ方法等については「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4 会計処理基準に関する事項」（6）に記載しております。

上記のデリバティブ取引（為替予約取引、金利スワップ取引）に関しては、信用度の高い金融機関との契約に限定することにより、相手先の契約不履行による信用リスクを回避・軽減しております。

また、営業債務や借入金、社債は、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されておりますが、当該リスクの管理に当たっては、グループ各事業会社が資金計画を適切に策定・管理するとともに、当社がグループ横断的なキャッシュ・マネジメントを行っております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、重要性の乏しいものについては注記を省略しております。また、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（注）2 参照）

前連結会計年度（平成24年2月29日）

	連結貸借対照表計上額 （百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 現金及び預金	711,629	711,629	-
(2) 受取手形及び売掛金 貸倒引当金（*1）	270,953 2,284		
(3) 有価証券および投資有価証券	268,668 194,300	271,422 194,081	2,753 218
(4) 長期差入保証金（*2） 貸倒引当金（*3）	302,925 954		
	301,971	296,948	5,022
資産計	1,476,569	1,474,082	2,487
(1) 支払手形及び買掛金（*4）	316,072	316,072	-
(2) 銀行業における預金	288,228	289,061	832
(3) 社債（*5）	263,978	272,131	8,153
(4) 長期借入金（*6）	286,953	287,804	850
(5) 長期預り金（*7）	21,697	19,451	2,245
負債計	1,176,929	1,184,520	7,591
デリバティブ取引（*8）	126	126	-

（*1）受取手形及び売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。

（*2）1年内返還予定の長期差入保証金を含めております。

（*3）長期差入保証金に係る貸倒引当金を控除しております。

（*4）加盟店買掛金を含めております。

（*5）1年内償還予定の社債を含めております。

（*6）1年内返済予定の長期借入金を含めております。

（*7）1年内返還予定の長期預り金を含めております。

（*8）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

当連結会計年度(平成25年2月28日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	710,968	710,968	-
(2) 受取手形及び売掛金 貸倒引当金(*1)	285,817 2,610		
(3) 有価証券および投資有価証券	283,206 240,782	286,362 242,172	3,155 1,389
(4) 長期差入保証金(*2) 貸倒引当金(*3)	297,819 848		
	296,971	295,323	1,647
資産計	1,531,928	1,534,826	2,897
(1) 支払手形及び買掛金(*4)	328,800	328,800	-
(2) 銀行業における預金	325,444	326,043	598
(3) 社債(*5)	293,982	303,085	9,102
(4) 長期借入金(*6)	406,751	412,289	5,537
(5) 長期預り金(*7)	21,754	19,842	1,911
負債計	1,376,733	1,390,060	13,326
デリバティブ取引(*8)	598	598	-

(*1) 受取手形及び売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。

(*2) 1年内返還予定の長期差入保証金を含めております。

(*3) 長期差入保証金に係る貸倒引当金を控除しております。

(*4) 加盟店買掛金を含めております。

(*5) 1年内償還予定の社債を含めております。

(*6) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(*7) 1年内返還予定の長期預り金を含めております。

(*8) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

受取手形及び売掛金のうち、短期間で決済されるものは、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。また決済が長期にわたるものの時価は、将来キャッシュ・フローを残存期間、および信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(3) 有価証券および投資有価証券

これらの時価については、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。また、譲渡性預金等は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期差入保証金

長期差入保証金の時価については、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 銀行業における預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。

また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 社債

社債の時価については、市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないものは、元利金の合計額を当該社債の残存期間および信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(4) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(5) 長期預り金

長期預り金の時価については、将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。

2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (平成24年2月29日)	当連結会計年度 (平成25年2月28日)
投資有価証券(*1)		
非上場株式	15,242	14,013
関連会社株式	14,974	17,733
その他	370	951
長期差入保証金(*2)	125,825	122,275
長期預り金(*2)	38,024	37,120

(*1) これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、資産「(3) 有価証券および投資有価証券」には含めておりません。

(*2) これらについては、返還予定が合理的に見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、資産「(4) 長期差入保証金」および負債「(5) 長期預り金」には含めておりません。

3 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度（平成24年2月29日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	711,629	-	-	-
受取手形及び売掛金	262,429	7,874	608	40
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債	-	420	-	-
その他有価証券のうち満期があるもの				
国債・地方債	101,500	26,010	-	-
その他	25	-	-	-
譲渡性預金	43,000	-	-	-
長期差入保証金	31,650	88,161	78,017	105,097
合計	1,150,234	122,465	78,626	105,138

当連結会計年度（平成25年2月28日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	710,968	-	-	-
受取手形及び売掛金	275,603	9,392	762	58
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債	220	200	-	-
その他有価証券のうち満期があるもの				
国債・地方債	96,500	10	-	-
その他	24	-	-	-
譲渡性預金	110,000	-	-	-
長期差入保証金	31,532	86,900	82,291	97,094
合計	1,224,849	96,503	83,053	97,153

4 銀行業における預金の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(平成24年2月29日)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
銀行業における預金	225,341	62,887	-	-

(*) 銀行業における預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めております。

当連結会計年度(平成25年2月28日)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
銀行業における預金	257,247	68,197	-	-

(*) 銀行業における預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めております。

5 社債および長期借入金の連結決算日後の返済予定額

連結附属明細表「社債明細表」および「借入金等明細表」をご参照下さい。

(有価証券関係)

1 満期保有目的の債券

前連結会計年度(平成24年2月29日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	422	426	3
	(2) 社債	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	422	426	3
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	-	-	-
	(2) 社債	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		422	426	3

当連結会計年度(平成25年2月28日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	421	422	1
	(2) 社債	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	421	422	1
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	-	-	-
	(2) 社債	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		421	422	1

2 その他有価証券で時価のあるもの
前連結会計年度（平成24年2月29日）

	種類	連結貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	14,338	8,888	5,450
	(2) 債券			
	国債・地方債等	48,650	48,642	7
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	62,988	57,530	5,457
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	6,056	7,773	1,716
	(2) 債券			
	国債・地方債等	79,084	79,103	18
	社債	-	-	-
	その他	25	25	-
	(3) その他	43,000	43,000	-
	小計	128,166	129,901	1,735
合計		191,155	187,432	3,722

（注）非上場株式（連結貸借対照表計上額15,242百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度（平成25年2月28日）

	種類	連結貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	26,814	15,992	10,821
	(2) 債券			
	国債・地方債等	60,659	60,654	5
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	87,474	76,647	10,827
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	4,308	5,569	1,260
	(2) 債券			
	国債・地方債等	36,001	36,001	0
	社債	-	-	-
	その他	24	24	-
	(3) その他	110,000	110,000	-
	小計	150,334	151,596	1,261
合計		237,808	228,243	9,565

（注）非上場株式（連結貸借対照表計上額14,013百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自平成23年3月1日至平成24年2月29日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	5,285	1,198	-
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	-	-	-
合計	5,285	1,198	-

当連結会計年度(自平成24年3月1日至平成25年2月28日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	124	31	6
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	-	-	-
合計	124	31	6

4 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度において、有価証券について413百万円減損処理を行っております。

当連結会計年度において、有価証券について1百万円減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

前連結会計年度(平成24年2月29日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建				
	米ドル	4,028	-	4,154	125
	ユーロ	87	-	88	0
合計		4,116	-	4,242	126

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

当連結会計年度(平成25年2月28日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建				
	米ドル	8,578	-	9,155	577
	ユーロ	123	-	145	21
合計		8,702	-	9,301	598

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

当連結会計年度(平成25年2月28日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	為替予約取引 買建 米ドル	外貨建予定取引	8	-	(注) 0

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

(2) 金利関連

前連結会計年度(平成24年2月29日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	5,000	5,000	(注) -

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度(平成25年2月28日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	15,000	14,000	(注) -

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

当社および国内連結子会社は、主に確定給付型の制度として企業年金基金制度を設けており、一部の子会社については、確定拠出型の制度または退職一時金制度を採用しております。また、従業員の退職等に際して割増退職金を支払う場合があります。

一部の米国連結子会社は、確定給付型の退職給付制度のほか、確定拠出型の年金制度を設けておりません。

2 退職給付債務に関する事項

	前連結会計年度 (平成24年2月29日)	当連結会計年度 (平成25年2月28日)
(1) 退職給付債務(百万円)(注)	202,157	218,009
(2) 年金資産(退職給付信託含む)(百万円)	171,852	219,117
(3) 未積立退職給付債務(1)+(2)(百万円)	30,304	1,108
(4) 未認識数理計算上の差異(百万円)	32,809	25,856
(5) 未認識過去勤務債務(百万円)	374	208
(6) 連結貸借対照表計上額純額(3)+(4)+(5)(百万円)	2,878	27,173
(7) 前払年金費用(百万円)	6,674	31,786
(8) 退職給付引当金(6)-(7)(百万円)	3,796	4,613

(注)

前連結会計年度 (平成24年2月29日)	当連結会計年度 (平成25年2月28日)
一部の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。	同左

3 退職給付費用に関する事項

	前連結会計年度 (自平成23年3月1日 至平成24年2月29日)	当連結会計年度 (自平成24年3月1日 至平成25年2月28日)
退職給付費用(百万円)	16,987	19,790
(1) 勤務費用(百万円)(注)	11,599	11,338
(2) 利息費用(百万円)	4,054	4,124
(3) 期待運用収益(百万円)	4,201	4,280
(4) 数理計算上の差異の費用処理額(百万円)	5,253	5,011
(5) 過去勤務債務の費用処理額(百万円)	151	142
(6) 臨時に支払った割増額等(百万円)	130	3,454

(注)

前連結会計年度 (自平成23年3月1日 至平成24年2月29日)	当連結会計年度 (自平成24年3月1日 至平成25年2月28日)
1 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、「(1)勤務費用」に計上しております。	1 同左
2 上記の退職給付費用以外に、一部の米国連結子会社における確定拠出型の退職給付費用614百万円を計上しております。	2 上記の退職給付費用以外に、一部の米国連結子会社における確定拠出型の退職給付費用510百万円を計上しております。

4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1) 退職給付見込額の期間配分方法

ポイント基準

(2) 割引率

前連結会計年度 (自 平成23年3月1日 至 平成24年2月29日)	当連結会計年度 (自 平成24年3月1日 至 平成25年2月28日)
主として2.0% 米国連結子会社は5.0%であります。	主として1.5% 米国連結子会社は4.1%であります。

(3) 期待運用収益率

前連結会計年度 (自 平成23年3月1日 至 平成24年2月29日)	当連結会計年度 (自 平成24年3月1日 至 平成25年2月28日)
主として2.5%	主として2.5%

(4) 過去勤務債務の額の処理年数

5年または10年

(5) 数理計算上の差異の処理年数

当社および国内連結子会社は、10年（主として発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数）により、翌期から費用処理することとしています。また、米国連結子会社は、回廊アプローチによっております。

(ストックオプション等関係)

1 スtockオプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成23年3月1日 至 平成24年2月29日)	当連結会計年度 (自 平成24年3月1日 至 平成25年2月28日)
販売費及び一般管理費	357	392

2 当連結会計年度に付与したストックオプションの内容、規模及びその変動状況

提出会社（親会社）

(1) スtockオプションの内容

	第1回新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)	第2回新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)	第3回新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)	第4回新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)
付与対象者の区分及び 人数	当社取締役 4名	当社執行役員ならびに 当社子会社の取締役お よび執行役員 92名	当社取締役 6名	当社執行役員ならびに 当社子会社の取締役お よび執行役員 106名
株式の種類及び付与数 (注)1	普通株式 15,900株	普通株式 95,800株	普通株式 24,000株	普通株式 129,700株
付与日	平成20年8月6日	同左	平成21年6月15日	同左
権利確定条件	(注)2	同左	同左	同左
対象勤務期間	特に定めはありません。	同左	同左	同左
権利行使期間	平成21年5月1日～ 平成40年8月6日	平成21年8月7日～ 平成50年8月6日	平成22年2月28日～ 平成41年6月15日	平成22年2月28日～ 平成51年6月15日
	第5回新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)	第6回新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)	第7回新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)	第8回新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)
付与対象者の区分及び 人数	当社取締役 6名	当社執行役員ならびに 当社子会社の取締役お よび執行役員 115名	当社取締役 6名	当社執行役員ならびに 当社子会社の取締役お よび執行役員 121名
株式の種類及び付与数 (注)1	普通株式 21,100株	普通株式 114,400株	普通株式 25,900株	普通株式 128,000株
付与日	平成22年6月16日	平成22年7月2日	平成23年6月15日	同左
権利確定条件	(注)2	同左	同左	同左
対象勤務期間	特に定めはありません。	同左	同左	同左
権利行使期間	平成23年2月28日～ 平成42年6月16日	平成23年2月28日～ 平成52年7月2日	平成24年2月29日～ 平成43年6月15日	平成24年2月29日～ 平成53年6月15日
	第9回新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)	第10回新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)		
付与対象者の区分及び 人数	当社取締役 7名	当社執行役員ならびに 当社子会社の取締役お よび執行役員 118名		
株式の種類及び付与数 (注)1	普通株式 27,000株	普通株式 126,100株		
付与日	平成24年7月6日	同左		
権利確定条件	(注)2	同左		
対象勤務期間	特に定めはありません。	同左		
権利行使期間	平成25年2月28日～ 平成44年7月6日	平成25年2月28日～ 平成54年7月6日		

(注)1 株式数に換算して記載しております。

2 新株予約権者は、当社の取締役、執行役員および当社子会社の取締役、執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。

(2) ストックオプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストックオプションを対象とし、ストックオプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストックオプションの数

	第1回新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)	第2回新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)	第3回新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)	第4回新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	-	-	-	-
付与	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
未確定残	-	-	-	-
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	15,900	66,000	24,000	100,200
権利確定	-	-	-	-
権利行使	-	5,600	-	9,100
失効	-	-	-	-
未行使残	15,900	60,400	24,000	91,100
	第5回新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)	第6回新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)	第7回新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)	第8回新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	-	-	-	-
付与	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
未確定残	-	-	-	-
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	21,100	95,900	25,900	128,000
権利確定	-	-	-	-
権利行使	-	9,500	-	9,600
失効	-	-	-	-
未行使残	21,100	86,400	25,900	118,400
	第9回新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)	第10回新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)		
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	-	-		
付与	27,000	126,100		
失効	-	1,400		
権利確定	27,000	124,700		
未確定残	-	-		
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	-	-		
権利確定	27,000	124,700		
権利行使	-	-		
失効	-	-		
未行使残	27,000	124,700		

単価情報

	第1回新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)	第2回新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)	第3回新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)	第4回新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)
権利行使価格	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円
行使時平均株価	-	新株予約権 1個当たり 229,600円	-	新株予約権 1個当たり 229,900円
付与日における公正な 評価単価(注)	新株予約権 1個当たり 307,000円	新株予約権 1個当たり 311,300円	新株予約権 1個当たり 204,500円	新株予約権 1個当たり 211,100円
	第5回新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)	第6回新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)	第7回新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)	第8回新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)
権利行使価格	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円
行使時平均株価	-	新株予約権 1個当たり 229,700円	-	新株予約権 1個当たり 229,800円
付与日における公正な 評価単価(注)	新株予約権 1個当たり 185,000円	新株予約権 1個当たり 168,900円	新株予約権 1個当たり 188,900円	新株予約権 1個当たり 185,300円
	第9回新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)	第10回新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)		
権利行使価格	1株当たり 1円	1株当たり 1円		
行使時平均株価	-	-		
付与日における公正な 評価単価(注)	新株予約権 1個当たり 216,400円	新株予約権 1個当たり 206,400円		

(注) 新株予約権 1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

株式会社セブン銀行

(1) ストックオプションの内容

	第1回 - 新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)	第1回 - 新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)	第2回 - 新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)	第2回 - 新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)
付与対象者の区分及び 人数	同社取締役 5名	同社執行役員 3名	同社取締役 4名	同社執行役員 5名
株式の種類及び付与数 (注) 1	普通株式 184,000株	普通株式 21,000株	普通株式 171,000株	普通株式 38,000株
付与日	平成20年8月12日	同左	平成21年8月3日	同左
権利確定条件	(注) 2	(注) 3	(注) 2	(注) 3
対象勤務期間	特に定めはありません。	同左	同左	同左
権利行使期間	平成20年8月13日～ 平成50年8月12日	同左	平成21年8月4日～ 平成51年8月3日	同左
	第3回 - 新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)	第3回 - 新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)	第4回 - 新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)	第4回 - 新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)
付与対象者の区分及び 人数	同社取締役 5名	同社執行役員 4名	同社取締役 5名	同社執行役員 8名
株式の種類及び付与数 (注) 1	普通株式 423,000株	普通株式 51,000株	普通株式 440,000株	普通株式 118,000株
付与日	平成22年8月9日	同左	平成23年8月8日	同左
権利確定条件	(注) 2	(注) 3	(注) 2	(注) 3
対象勤務期間	特に定めはありません。	同左	同左	同左
権利行使期間	平成22年8月10日～ 平成52年8月9日	同左	平成23年8月9日～ 平成53年8月8日	同左
	第5回 - 新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)	第5回 - 新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)		
付与対象者の区分及び 人数	同社取締役 6名	同社執行役員 7名		
株式の種類及び付与数 (注) 1	普通株式 363,000株	普通株式 77,000株		
付与日	平成24年8月6日	同左		
権利確定条件	(注) 2	(注) 3		
対象勤務期間	特に定めはありません。	同左		
権利行使期間	平成24年8月7日～ 平成54年8月6日	同左		

(注) 1 株式数に換算して記載しております。

2 新株予約権者は、同社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。

3 新株予約権者は、同社の執行役員の地位を喪失した日（新株予約権者が同社の取締役に就任した場合は取締役の地位を喪失した日）の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。

(2) ストックオプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストックオプションを対象とし、ストックオプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストックオプションの数

	第1回 - 新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)	第1回 - 新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)	第2回 - 新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)	第2回 - 新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	-	-	-	-
付与	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
未確定残	-	-	-	-
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	157,000	14,000	171,000	30,000
権利確定	-	-	-	-
権利行使	-	7,000	-	7,000
失効	-	-	-	-
未行使残	157,000	7,000	171,000	23,000
	第3回 - 新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)	第3回 - 新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)	第4回 - 新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)	第4回 - 新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	-	-	-	-
付与	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
未確定残	-	-	-	-
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	423,000	38,000	440,000	118,000
権利確定	-	-	-	-
権利行使	-	13,000	-	14,000
失効	-	-	-	-
未行使残	423,000	25,000	440,000	104,000
	第5回 - 新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)	第5回 - 新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)		
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	-	-		
付与	363,000	77,000		
失効	-	-		
権利確定	363,000	77,000		
未確定残	-	-		
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	-	-		
権利確定	363,000	77,000		
権利行使	-	-		
失効	-	-		
未行使残	363,000	77,000		

単価情報

	第1回 - 新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)	第1回 - 新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)	第2回 - 新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)	第2回 - 新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)
権利行使価格	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円
行使時平均株価	-	新株予約権 1個当たり 186,000円	-	新株予約権 1個当たり 186,000円
付与日における公正な 評価単価(注)	新株予約権 1個当たり 236,480円	新株予約権 1個当たり 236,480円	新株予約権 1個当たり 221,862円	新株予約権 1個当たり 221,862円
	第3回 - 新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)	第3回 - 新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)	第4回 - 新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)	第4回 - 新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)
権利行使価格	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円
行使時平均株価	-	新株予約権 1個当たり 186,000円	-	新株予約権 1個当たり 186,000円
付与日における公正な 評価単価(注)	新株予約権 1個当たり 139,824円	新株予約権 1個当たり 139,824円	新株予約権 1個当たり 127,950円	新株予約権 1個当たり 127,950円
	第5回 - 新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)	第5回 - 新株予約権 (株式報酬型ストック オプション)		
権利行使価格	1株当たり 1円	1株当たり 1円		
行使時平均株価	-	-		
付与日における公正な 評価単価(注)	新株予約権 1個当たり 175,000円	新株予約権 1個当たり 175,000円		

(注) 新株予約権 1個当たりの目的である株式の数は、同社普通株式1,000株であります。

3 ストックオプションの公正な評価単価の見積方法

提出会社(親会社)

当連結会計年度において付与された第9回新株予約権および第10回新株予約権についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

(1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

(2) 主な基礎数値及び見積方法

	第9回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	第10回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)
株価変動性(注) 1	32.37%	30.34%
予想残存期間(注) 2	5.02年	6.89年
予想配当(注) 3	62円/株	62円/株
無リスク利率(注) 4	0.202%	0.419%

(注) 1 第9回新株予約権は、5年1ヶ月間(平成19年6月29日~平成24年7月6日)の株価実績に基づき算定しております。

第10回新株予約権は、6年10ヶ月間(平成17年9月1日~平成24年7月6日)の株価実績に基づき算定しております。

2 在職中の役員、評価基準日から年齢退職日までの日数と割当個数の加重平均値に、行使可能期間の10日間を計算した日数を経過した時点で行使されるものと推定して見積もっております。

3 予想配当額によっております。

4 予想残存期間に対応する国債の利回りであります。

株式会社セブン銀行

当連結会計年度において付与された第5回 - 新株予約権および第5回 - 新株予約権についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

(1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

(2) 主な基礎数値及び見積方法

	第5回 - 新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	第5回 - 新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)
株価変動性(注)1	32.448%	32.448%
予想残存期間(注)2	5.95年	5.95年
予想配当(注)3	5.2円/株	5.2円/株
無リスク利率(注)4	0.264%	0.264%

(注)1 4年5ヶ月間(平成20年2月29日~平成24年8月6日)の株価実績に基づき算定しております。

2 在職中の役員の、平成24年6月から年齢退任日までの日数の平均値に、行使可能期間の10日間を加算した日数を経過した時点で行使されるものと推定して見積もっております。

3 付与日における直近の配当実績によっております。

4 予想残存期間に対応する国債の利回りであります。

4 ストックオプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成24年2月29日)	当連結会計年度 (平成25年2月28日)
繰延税金資産		
賞与引当金	5,954百万円	5,013百万円
販売促進引当金	5,921	5,613
未払人件費自己否認額	4,647	5,383
役員退職慰労引当金	893	855
退職給付引当金損金算入限度超過額	579	679
商品券回収損引当金	1,572	1,284
電子マネー預り金	4,673	4,673
減価償却損金算入限度超過額	13,196	14,101
税務上の繰越欠損金	35,380	29,812
有価証券評価損	1,170	1,190
貸倒引当金損金算入限度超過額	3,040	3,453
固定資産評価差額	12,307	12,485
土地評価損および減損損失否認額	41,681	39,671
未払事業税・事業所税	5,555	4,956
未払費用自己否認額	7,718	9,674
資産除去債務	13,377	15,001
商標権	9,112	7,998
その他	21,488	23,718
繰延税金資産小計	188,273	185,567
評価性引当額	83,895	77,400
繰延税金資産合計	104,377	108,167
繰延税金負債		
固定資産評価差額	33,728	37,370
ロイヤルティ等評価差額	9,533	10,272
固定資産圧縮積立金	1,063	991
有価証券評価差額金	1,017	2,658
前払年金費用	2,362	11,228
譲渡損益調整資産	4,704	5,303
資産除去債務に対応する除去費用	4,499	4,847
その他	2,965	3,022
繰延税金負債合計	59,874	75,695
繰延税金資産の純額	44,502	32,471

(注) 前連結会計年度および当連結会計年度における繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 (平成24年2月29日)	当連結会計年度 (平成25年2月28日)
流動資産 - 繰延税金資産	38,905百万円	34,493百万円
固定資産 - 繰延税金資産	40,147	32,943
流動負債 - その他	-	163
固定負債 - 繰延税金負債	34,550	34,801

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成24年2月29日)	当連結会計年度 (平成25年2月28日)
法定実効税率	40.7%	40.7%
(調整)		
持分法投資損益	0.4	0.3
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2	0.2
評価性引当額の増減額	0.7	1.3
住民税均等割	0.6	0.6
のれん償却額	2.3	2.7
連結納税による影響	4.3	-
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正額	1.6	-
連結子会社株式売却益消去	-	0.3
その他	0.9	0.7
税効果会計適用後の法人税等の負担率	39.1	42.2

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

主に店舗用建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間は不動産賃貸借契約の契約期間等と見積っており、2年～50年であります。割引率は0.1%～8.3%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 平成23年3月1日 至 平成24年2月29日)	当連結会計年度 (自 平成24年3月1日 至 平成25年2月28日)
期首残高(注)	40,311百万円	45,186百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	4,230	5,041
時の経過による調整額	871	990
資産除去債務の履行による減少額	565	1,774
その他増減額(は減少)	337	2,777
期末残高	45,186	52,220

(注) 前連結会計年度の「期首残高」は「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用したことによる期首時点における残高であります。

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため注記を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源配分の決定および業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループでは持株会社体制の下、提供する商品とサービスおよび販売形態により各事業会社を分類し、「コンビニエンスストア事業」、「スーパーストア事業」、「百貨店事業」、「フードサービス事業」、「金融関連事業」、「その他の事業」を報告セグメントとしております。

「コンビニエンスストア事業」は、セブン・イレブンの名称による直営方式およびフランチャイズ方式によるコンビニエンスストアを運営しております。「スーパーストア事業」は、総合スーパー、食品スーパー、専門店等を運営しております。「百貨店事業」は、株式会社そごう・西武を中心とした百貨店事業を行っております。「フードサービス事業」は、レストラン事業、コントラクトフード事業（社員食堂、病院、学校などにおける給食サービスの受託）、ファストフード事業を行っております。「金融関連事業」は、銀行業、クレジットカード事業、リース事業等を行っております。「その他の事業」は、IT事業、サービス事業等を行っております。

2 報告セグメントごとの営業収益及び利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値、負債は有利子負債の残高であります。セグメント間の内部営業収益および振替高は、市場実勢価格に基づいております。

3 報告セグメントごとの営業収益及び利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自 平成23年3月1日 至 平成24年2月29日）

（単位：百万円）

	報告セグメント						計	調整額	連結財務諸表計上額
	コンビニエンスストア事業	スーパーストア事業	百貨店事業	フードサービス事業	金融関連事業	その他の事業			
営業収益									
外部顧客への営業収益	1,690,384	1,982,099	898,977	77,029	112,354	25,499	4,786,344	-	4,786,344
セグメント間の内部営業収益又は振替高	539	10,199	1,245	996	17,246	21,965	52,193	52,193	-
計	1,690,924	1,992,298	900,222	78,026	129,601	47,464	4,838,538	52,193	4,786,344
セグメント利益又は損失（ ）	214,637	32,432	9,948	95	33,778	2,304	293,005	945	292,060
セグメント資産	1,077,608	1,048,661	541,929	21,026	1,565,291	153,852	4,408,369	519,010	3,889,358
セグメント負債（有利子負債）	29,252	26,219	200,154	-	244,973	1,500	502,099	209,978	712,077
その他の項目									
減価償却費	73,291	28,626	14,010	667	20,331	2,588	139,514	480	139,994
のれん償却額	3,620	3,372	5,253	-	610	58	12,915	-	12,915
持分法適用会社への投資額	7,625	1,656	467	-	-	7,947	17,697	-	17,697
減損損失	4,301	7,238	2,059	428	97	334	14,460	-	14,460
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	147,051	37,376	14,763	719	23,891	2,995	226,797	3,371	230,168

（注）1 セグメント利益又は損失（ ）の調整額 945百万円は、セグメント間取引消去および全社費用であります。

2 セグメント資産の調整額 519,010百万円は、セグメント間取引消去および全社資産であります。

3 セグメント負債（有利子負債）の調整額209,978百万円は、全社負債であり、当社の社債であります。なお、各報告セグメントの残高は、内部取引消去後の金額であります。

4 セグメント利益又は損失（ ）は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(参考情報)

所在地別の営業収益および営業利益は以下のとおりであります。

前連結会計年度(自平成23年3月1日至平成24年2月29日)

(単位:百万円)

	日本	北米	その他の地域	計	消去	連結
営業収益						
外部顧客への営業収益	3,590,473	1,106,347	89,524	4,786,344	-	4,786,344
所在地間の内部営業収益 又は振替高	444	101	-	546	546	-
計	3,590,917	1,106,449	89,524	4,786,890	546	4,786,344
営業利益又は損失()	261,531	29,181	1,324	292,037	22	292,060

(注) 1 国または地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 その他の地域に属する国は、中国であります。

当連結会計年度(自平成24年3月1日至平成25年2月28日)

(単位:百万円)

	報告セグメント						計	調整額	連結 財務諸表 計上額
	コンビニ エンス ストア事業	スーパー ストア事業	百貨店 事業	フード サービス 事業	金融関連 事業	その他の 事業			
営業収益									
外部顧客への営業収益	1,899,133	1,983,622	882,699	77,450	123,539	25,195	4,991,642	-	4,991,642
セグメント間の内部 営業収益又は振替高	439	10,965	1,329	910	20,815	25,014	59,475	59,475	-
計	1,899,573	1,994,588	884,028	78,361	144,355	50,210	5,051,118	59,475	4,991,642
セグメント利益又は損失()	221,764	25,491	8,029	721	37,425	3,886	297,319	1,634	295,685
セグメント資産	1,370,292	967,887	517,075	21,843	1,716,745	168,047	4,761,891	499,494	4,262,397
セグメント負債(有利子負債)	132,144	22,045	185,005	-	303,136	750	643,081	209,982	853,064
その他の項目									
減価償却費	83,987	29,129	14,662	639	23,668	2,484	154,571	1,094	155,666
のれん償却額	4,895	6,626	5,295	-	805	61	17,684	-	17,684
持分法適用会社への投資額	9,601	1,847	488	-	-	8,347	20,285	-	20,285
減損損失	5,944	3,790	7,782	410	373	28	18,330	-	18,330
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	193,689	53,066	16,473	1,156	36,942	4,282	305,610	772	306,383

(注) 1 セグメント利益の調整額 1,634百万円は、セグメント間取引消去および全社費用であります。

2 セグメント資産の調整額 499,494百万円は、セグメント間取引消去および全社資産であります。

3 セグメント負債の調整額209,982百万円は、全社負債であり、当社の社債であります。なお、各報告セグメントの残高は、内部取引消去後の金額であります。

4 セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(参考情報)

所在地別の営業収益および営業利益は以下のとおりであります。
当連結会計年度(自平成24年3月1日至平成25年2月29日)

(単位:百万円)

	日本	北米	その他の地域	計	消去	連結
営業収益						
外部顧客への営業収益	3,625,244	1,269,171	97,226	4,991,642	-	4,991,642
所在地間の内部営業収益 又は振替高	730	130	-	861	861	-
計	3,625,974	1,269,302	97,226	4,992,503	861	4,991,642
営業利益又は損失()	263,443	33,137	909	295,671	13	295,685

(注) 1 国または地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 その他の地域に属する国は、中国であります。

【関連情報】

前連結会計年度(自平成23年3月1日至平成24年2月29日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位:百万円)

日本	北米	その他の地域	計
3,590,473	1,106,347	89,524	4,786,344

(2) 有形固定資産

(単位:百万円)

日本	北米	その他の地域	計
1,072,898	245,108	2,167	1,320,174

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載しておりません。

当連結会計年度(自平成24年3月1日至平成25年2月28日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位:百万円)

日本	北米	その他の地域	計
3,625,244	1,269,171	97,226	4,991,642

(2) 有形固定資産

(単位:百万円)

日本	北米	その他の地域	計
1,140,468	338,895	3,149	1,482,514

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載しておりません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 平成23年3月1日 至 平成24年2月29日）

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成24年3月1日 至 平成25年2月28日）

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 平成23年3月1日 至 平成24年2月29日）

（単位：百万円）

	報告セグメント						計	全社・消去	連結財務諸表計上額
	コンビニエンスストア事業	スーパーストア事業	百貨店事業	フードサービス事業	金融関連事業	その他の事業			
（のれん）									
当期償却額	3,620	3,372	5,253	-	610	58	12,915	-	12,915
当期末残高	48,844	48,892	74,974	-	10,976	931	184,619	-	184,619
（負ののれん）									
当期償却額	-	23	3	4	-	13	44	-	44
当期末残高	-	257	-	46	-	10	313	-	313

当連結会計年度（自 平成24年3月1日 至 平成25年2月28日）

（単位：百万円）

	報告セグメント						計	全社・消去	連結財務諸表計上額
	コンビニエンスストア事業	スーパーストア事業	百貨店事業	フードサービス事業	金融関連事業	その他の事業			
（のれん）									
当期償却額	4,895	6,626	5,295	-	805	61	17,684	-	17,684
当期末残高	114,773	42,343	69,672	-	17,803	1,084	245,678	-	245,678
（負ののれん）									
当期償却額	-	23	-	4	-	10	37	-	37
当期末残高	-	233	-	42	-	-	275	-	275

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 平成23年3月1日 至 平成24年2月29日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成24年3月1日 至 平成25年2月28日）

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成23年 3月 1日 至 平成24年 2月29日)	当連結会計年度 (自 平成24年 3月 1日 至 平成25年 2月28日)
1株当たり純資産額	1,998.84円	2,140.45円
1株当たり当期純利益金額	146.96円	156.26円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	146.88円	156.15円

(注) 1 1株当たり当期純利益金額および潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成23年 3月 1日 至 平成24年 2月29日)	当連結会計年度 (自 平成24年 3月 1日 至 平成25年 2月28日)
連結損益計算書上の当期純利益(百万円)	129,837	138,064
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(百万円)	129,837	138,064
普通株式の期中平均株式数(千株)	883,499	883,532
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に用いられた 当期純利益調整額の内訳(百万円)		
少数株主利益	6	11
当期純利益調整額(百万円)	6	11
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に用いられた 普通株式増加数の内訳(千株)		
新株予約権	442	547
普通株式増加数(千株)	442	547

2 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年 2月29日)	当連結会計年度 (平成25年 2月28日)
純資産の部の合計額(百万円)	1,860,954	1,994,740
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	94,970	103,577
(うち新株予約権)	(1,222)	(1,538)
(うち少数株主持分)	(93,748)	(102,038)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	1,765,983	1,891,163
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数(千株)	883,506	883,534

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日 平成年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限 平成年月日
株式会社セブン&アイ ・ホールディングス	(円建)第1回 無担保社債	20.7.3	39,998	39,999 (39,999)	1.48	無担保	25.6.20
株式会社セブン&アイ ・ホールディングス	(円建)第2回 無担保社債	20.7.3	29,994	29,996	1.68	無担保	27.6.19
株式会社セブン&アイ ・ホールディングス	(円建)第3回 無担保社債	20.7.3	29,984	29,987	1.94	無担保	30.6.20
株式会社セブン&アイ ・ホールディングス	(円建)第4回 無担保社債	22.6.29	30,000	30,000	0.541	無担保	27.6.19
株式会社セブン&アイ ・ホールディングス	(円建)第5回 無担保社債	22.6.29	20,000	20,000	0.852	無担保	29.6.20
株式会社セブン&アイ ・ホールディングス	(円建)第6回 無担保社債	22.6.29	60,000	60,000	1.399	無担保	32.6.19
株式会社セブン銀行	(円建)第3回 無担保社債	18.12.4	24,000	24,000 (24,000)	1.67	無担保	25.12.20
株式会社セブン銀行	(円建)第4回 無担保社債	21.7.2	10,000 (10,000)	-	0.744	無担保	24.6.20
株式会社セブン銀行	(円建)第5回 無担保社債	21.7.2	20,000	20,000	1.038	無担保	26.6.20
株式会社セブン銀行	(円建)第6回 無担保社債	24.5.31	-	30,000	0.398	無担保	29.6.20
株式会社セブン銀行	(円建)第7回 無担保社債	24.5.31	-	10,000	0.613	無担保	31.6.20
計		-	263,978 (10,000)	293,982 (63,999)	-	-	-

(注) 1 ()内書は、1年以内の償還予定額であります。

2 連結決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
63,999	20,000	59,996	-	50,000

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限 平成年月
短期借入金	139,690	145,750	0.38	-
1年以内に返済予定の長期借入金	88,786	124,857	0.72	-
1年以内に返済予定のリース債務	7,903	10,825	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	198,167	281,893	1.39	26.3~39.9
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	23,666	27,132	-	26.3~43.11
その他有利子負債 コマーシャル・ペーパー	21,455	6,579	0.20	-
合計	479,669	597,039	-	-

(注) 1 平均利率については、借入金等の当期末残高に対する加重平均利率によっております。

2 リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表上に計上しているため、記載しておりません。

3 長期借入金およびリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内における返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	89,504	49,802	25,469	61,743
リース債務	6,430	5,446	4,383	2,862
合計	95,935	55,248	29,852	64,606

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
営業収益(百万円)	1,207,028	2,450,662	3,677,545	4,991,642
税金等調整前四半期(当期) 純利益金額(百万円)	61,333	131,012	192,960	262,722
四半期(当期)純利益金額 (百万円)	32,591	66,912	96,964	138,064
1株当たり四半期(当期)純 利益金額(円)	36.89	75.73	109.75	156.26

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額 (円)	36.89	38.85	34.01	46.52

2【財務諸表等】
 (1)【財務諸表】
 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成24年2月29日)	当事業年度 (平成25年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	409	390
原材料及び貯蔵品	1	2
前払費用	271	282
繰延税金資産	4,613	116
未収入金	14,977	30,508
関係会社預け金	207	1,739
その他	737	1,114
流動資産合計	21,218	34,154
固定資産		
有形固定資産		
建物	105	2,565
減価償却累計額	47	357
建物(純額)	58	2,208
構築物	0	105
減価償却累計額	0	16
構築物(純額)	0	89
車両運搬具及び工具器具備品	87	375
減価償却累計額	52	187
車両運搬具及び工具器具備品(純額)	34	187
土地	2,712	2,712
建設仮勘定	3,153	1
有形固定資産合計	5,958	5,199
無形固定資産		
リース資産	1,726	1,826
その他	2	8
無形固定資産合計	1,729	1,834
投資その他の資産		
投資有価証券	14,337	25,555
関係会社株式	1,729,312	1,736,260
従業員に対する長期貸付金	19	17
関係会社長期預け金	110,000	110,000
前払年金費用	94	600
長期差入保証金	2,214	2,192
その他	27	20
投資その他の資産合計	1,856,005	1,874,646
固定資産合計	1,863,693	1,881,681
資産合計	1,884,912	1,915,835

	前事業年度 (平成24年2月29日)	当事業年度 (平成25年2月28日)
負債の部		
流動負債		
1年内償還予定の社債	-	39,999
関係会社短期借入金	281,000	270,001
1年内返済予定の関係会社長期借入金	7	8
リース債務	1 564	1 725
未払金	1 1,267	1 5,294
未払費用	1 1,142	1 697
未払法人税等	63	10,847
前受金	1 186	1 177
賞与引当金	231	232
役員賞与引当金	52	49
その他	286	633
流動負債合計	284,803	328,667
固定負債		
社債	209,978	169,983
関係会社長期借入金	19	17
リース債務	1 1,271	1 1,217
繰延税金負債	514	1,408
長期預り金	1 1,700	1 1,657
固定負債合計	213,484	174,283
負債合計	498,287	502,951
純資産の部		
株主資本		
資本金	50,000	50,000
資本剰余金		
資本準備金	875,496	875,496
その他資本剰余金	370,124	370,111
資本剰余金合計	1,245,621	1,245,608
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	95,587	118,996
利益剰余金合計	95,587	118,996
自己株式	7,169	7,099
株主資本合計	1,384,039	1,407,506
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,583	4,130
評価・換算差額等合計	1,583	4,130
新株予約権	1,001	1,247
純資産合計	1,386,624	1,412,884
負債純資産合計	1,884,912	1,915,835

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成23年 3月 1日 至 平成24年 2月29日)	当事業年度 (自 平成24年 3月 1日 至 平成25年 2月28日)
営業収益		
受取配当金収入	1 71,533	1 82,576
経営管理料収入	1 3,762	1 3,829
業務受託料収入	1 2,751	1 2,880
その他の営業収益	-	1 96
営業収益合計	78,047	89,383
販売費及び一般管理費		
広告宣伝費	219	255
従業員給与・賞与	3,109	3,069
賞与引当金繰入額	231	232
法定福利及び厚生費	475	493
退職給付費用	275	265
地代家賃	616	622
支払手数料	699	852
その他	1,570	2,438
販売費及び一般管理費合計	7,198	8,230
営業利益	70,849	81,152
営業外収益		
受取利息	1 1,513	1 1,509
受取配当金	283	300
その他	63	84
営業外収益合計	1,860	1,894
営業外費用		
支払利息	1 1,814	1 1,773
社債利息	2,859	2,850
その他	5	2
営業外費用合計	4,679	4,625
経常利益	68,030	78,421
特別損失		
災害による損失	406	-
特別損失合計	406	-
税引前当期純利益	67,624	78,421
法人税、住民税及び事業税	3	6,133
法人税等調整額	4,590	4,598
法人税等合計	4,586	1,534
当期純利益	72,211	79,955

【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成23年 3月 1日 至 平成24年 2月 29日)	当事業年度 (自 平成24年 3月 1日 至 平成25年 2月 28日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	50,000	50,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	50,000	50,000
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	875,496	875,496
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	875,496	875,496
その他資本剰余金		
当期首残高	370,137	370,124
当期変動額		
自己株式の処分	12	12
当期変動額合計	12	12
当期末残高	370,124	370,111
資本剰余金合計		
当期首残高	1,245,634	1,245,621
当期変動額		
自己株式の処分	12	12
当期変動額合計	12	12
当期末残高	1,245,621	1,245,608
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	74,619	95,587
当期変動額		
剰余金の配当	51,243	56,546
当期純利益	72,211	79,955
当期変動額合計	20,968	23,409
当期末残高	95,587	118,996
利益剰余金合計		
当期首残高	74,619	95,587
当期変動額		
剰余金の配当	51,243	56,546
当期純利益	72,211	79,955
当期変動額合計	20,968	23,409
当期末残高	95,587	118,996
自己株式		
当期首残高	7,282	7,169
当期変動額		
自己株式の取得	10	13
自己株式の処分	123	83
当期変動額合計	113	70
当期末残高	7,169	7,099

	前事業年度 (自 平成23年 3月 1日 至 平成24年 2月29日)	当事業年度 (自 平成24年 3月 1日 至 平成25年 2月28日)
株主資本合計		
当期首残高	1,362,970	1,384,039
当期変動額		
剰余金の配当	51,243	56,546
当期純利益	72,211	79,955
自己株式の取得	10	13
自己株式の処分	110	70
当期変動額合計	21,069	23,466
当期末残高	1,384,039	1,407,506
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	1,117	1,583
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	465	2,547
当期変動額合計	465	2,547
当期末残高	1,583	4,130
評価・換算差額等合計		
当期首残高	1,117	1,583
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	465	2,547
当期変動額合計	465	2,547
当期末残高	1,583	4,130
新株予約権		
当期首残高	826	1,001
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	175	245
当期変動額合計	175	245
当期末残高	1,001	1,247
純資産合計		
当期首残高	1,364,914	1,386,624
当期変動額		
剰余金の配当	51,243	56,546
当期純利益	72,211	79,955
自己株式の取得	10	13
自己株式の処分	110	70
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	641	2,792
当期変動額合計	21,710	26,259
当期末残高	1,386,624	1,412,884

【重要な会計方針】

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引の開始日が平成21年2月28日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

3 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対する賞与支給のため、支給見込額基準による算出額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員に対する賞与支給のため、支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金（前払年金費用）

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。当事業年度末については、年金資産見込額が退職給付債務見込額に未認識数理計算上の差異を加減した額を超過しているため、超過額を前払年金費用に計上しております。

なお、数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、翌事業年度から償却処理をすることとしております。

4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

(2) 連結納税制度の適用

当事業年度より、当社は連結納税制度を適用しております。

【会計方針の変更】

（減価償却方法の変更）

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

これによる損益への影響は軽微であります。

【追加情報】

（会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用）

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更および過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）および「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

【注記事項】

(貸借対照表関係)

1 関係会社項目

関係会社に対する資産および負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (平成24年2月29日)	当事業年度 (平成25年2月28日)
未収入金	629百万円	30,436百万円
その他の流動資産	734	1,097
リース債務(流動負債)	564	725
未払金	243	4,908
未払費用	436	4
前受金	179	175
リース債務(固定負債)	1,271	1,217
長期預り金	1,684	1,641

2 偶発債務

債務保証は次のとおりであります。

(1) 関係会社である株式会社セブン・カードサービスの借入金に対するもの

	前事業年度 (平成24年2月29日)	当事業年度 (平成25年2月28日)
	10,000百万円	6,000百万円

(2) 関係会社である株式会社セブン・カードサービスが資金決済に関する法律により保証している電子マネーに対するもの

	前事業年度 (平成24年2月29日)	当事業年度 (平成25年2月28日)
	5,985百万円	8,349百万円

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引にかかるものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自平成23年3月1日 至平成24年2月29日)	当事業年度 (自平成24年3月1日 至平成25年2月28日)
受取配当金収入	71,533百万円	82,576百万円
経営管理料収入	3,762	3,829
業務受託料収入	2,750	2,880
その他の営業収益	-	95
受取利息	1,513	1,508
支払利息	1,814	1,773

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自平成23年3月1日至平成24年2月29日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(千株)	当事業年度増加 株式数(千株)	当事業年度減少 株式数(千株)	当事業年度末 株式数(千株)
普通株式(注)1、2	2,958	4	50	2,913
合計	2,958	4	50	2,913

- (注)1 普通株式の自己株式の株式数の増加4千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
2 普通株式の自己株式の株式数の減少50千株は、ストックオプションの行使による減少50千株および単元未満株式の売渡しによる減少0千株であります。

当事業年度(自平成24年3月1日至平成25年2月28日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(千株)	当事業年度増加 株式数(千株)	当事業年度減少 株式数(千株)	当事業年度末 株式数(千株)
普通株式(注)1、2	2,913	5	33	2,884
合計	2,913	5	33	2,884

- (注)1 普通株式の自己株式の株式数の増加5千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
2 普通株式の自己株式の株式数の減少33千株は、ストックオプションの行使による減少33千株および単元未満株式の売渡しによる減少0千株であります。

(リース取引関係)

- 1 リース取引開始日が平成21年2月28日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの)

(借主側)

- (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額

(単位:百万円)

	前事業年度(平成24年2月29日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
車両運搬具及び工具器具備品	4	4	0
ソフトウェア	4,361	3,593	767
合計	4,366	3,598	767

(単位:百万円)

	当事業年度(平成25年2月28日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
車両運搬具及び工具器具備品	0	0	0
ソフトウェア	2,584	2,500	83
合計	2,584	2,500	83

- (2) 未経過リース料期末残高相当額等

(単位:百万円)

	前事業年度 (平成24年2月29日)	当事業年度 (平成25年2月28日)
未経過リース料期末残高相当額		
1年内	707	87
1年超	87	0
合計	794	87

- (3) 支払リース料、減価償却費相当額および支払利息相当額

(単位:百万円)

	前事業年度 (自平成23年3月1日 至平成24年2月29日)	当事業年度 (自平成24年3月1日 至平成25年2月28日)
支払リース料	1,064	715
減価償却費相当額	1,017	683
支払利息相当額	22	7

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

2 オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成24年2月29日)	当事業年度 (平成25年2月28日)
1年内	611	630
1年超	714	106
合計	1,325	736

(有価証券関係)

子会社株式および関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式1,731,714百万円、関連会社株式4,546百万円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式1,724,766百万円、関連会社株式4,546百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成24年2月29日)	当事業年度 (平成25年2月28日)
繰延税金資産		
賞与引当金	94百万円	88百万円
未払事業税・事業所税	29	51
新株予約権	357	444
繰越欠損金	6,450	2,441
関係会社株式評価損	25,487	25,487
その他	17	59
繰延税金資産小計	32,437	28,573
評価性引当額	27,824	28,439
繰延税金資産合計	4,613	133
繰延税金負債		
前払年金費用	22	142
その他有価証券評価差額金	491	1,283
繰延税金負債合計	514	1,426
繰延税金資産(負債)の純額	4,098	1,292

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成24年2月29日)	当事業年度 (平成25年2月28日)
法定実効税率	40.7%	40.7%
(調整)		
受取配当金等永久に益金算入されない項目	43.1	43.1
評価性引当金の増減額	2.3	0.8
連結納税による影響	6.8	-
その他	0.1	0.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	6.8	2.0

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自平成23年3月1日 至平成24年2月29日)	当事業年度 (自平成24年3月1日 至平成25年2月28日)
1株当たり純資産額	1,568.28円	1,597.67円
1株当たり当期純利益金額	81.73円	90.49円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	81.69円	90.44円

(注) 1 1株当たり当期純利益金額および潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自平成23年3月1日 至平成24年2月29日)	当事業年度 (自平成24年3月1日 至平成25年2月28日)
損益計算書上の当期純利益(百万円)	72,211	79,955
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(百万円)	72,211	79,955
普通株式の期中平均株式数(千株)	883,521	883,554
当期純利益調整額(百万円)	-	-
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に用いられた 普通株式増加数の主要な内訳(千株)		
新株予約権	442	547
普通株式増加数(千株)	442	547

2 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度末 (平成24年2月29日)	当事業年度末 (平成25年2月28日)
純資産の部の合計額(百万円)	1,386,624	1,412,884
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	1,001	1,247
(うち新株予約権)	(1,001)	(1,247)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	1,385,622	1,411,636
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数(千株)	883,528	883,557

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

		銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額(百万円)
投資有価証券	その他 有価証券	株式会社アインファーマシーズ	1,240,000	6,001
		株式会社サンシャインシティ	4,559,632	5,927
		株式会社クレディセゾン	2,050,000	4,038
		SMFG Preferred Capital JPY 2 Limited	30	3,000
		三井不動産株式会社	1,017,000	2,398
		ぴあ株式会社	1,409,400	1,970
		株式会社西武ホールディングス	1,088,000	999
		株式会社東京放送ホールディングス	804,000	943
		第一生命保険株式会社	1,561	202
		その他(2銘柄)	880	74
計			12,170,503	25,555

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 却累計額または 償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	105	2,460	-	2,565	357	310	2,208
構築物	0	104	-	105	16	15	89
車両運搬具及び工具器具備品	87	287	-	375	187	134	187
土地	2,712	-	-	2,712	-	-	2,712
建設仮勘定	3,153	18	3,169	1	-	-	1
有形固定資産計	6,058	2,871	3,169	5,760	561	461	5,199
無形固定資産							
リース資産	2,686	731	-	3,418	1,591	631	1,826
その他	2	7	-	8	-	1	8
無形固定資産計	2,689	738	-	3,426	1,591	633	1,834

(注) 有形固定資産の当期増減額の主なものは、研修施設稼働による建設仮勘定の振替によるものであります。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
賞与引当金	231	232	231	-	232
役員賞与引当金	52	49	52	-	49

(2)【主な資産及び負債の内容】

資産の部

イ 現金及び預金

内訳	金額(百万円)
現金	2
預金の種類 普通預金	387
計	390

ロ 原材料及び貯蔵品

区分	金額(百万円)
貯蔵品 用度品他雑品	2
計	2

ハ 関係会社株式

銘柄	金額(百万円)
株式会社セブン・イレブン・ジャパン	679,357
株式会社イトーヨーカ堂	584,055
株式会社そごう・西武	165,000
株式会社ヨークベニマル	157,007
株式会社セブン&アイ・フードシステムズ	56,679
その他	94,160
計	1,736,260

ニ 関係会社長期預け金

相手先	金額(百万円)
株式会社セブン&アイ・フィナンシャルセンター	110,000
計	110,000

負債の部

イ 関係会社短期借入金

相手先	金額(百万円)
株式会社セブン&アイ・フィナンシャルセンター	270,000
株式会社セブン・フィナンシャルサービス	1
計	270,001

ロ 社債

銘柄	金額(百万円)	発行日付	利率(%)	償還期限
第2回無担保社債	29,996	平成20.7.3	年 1.68	平成27.6.19
第3回無担保社債	29,987	平成20.7.3	年 1.94	平成30.6.20
第4回無担保社債	30,000	平成22.6.29	年 0.541	平成27.6.19
第5回無担保社債	20,000	平成22.6.29	年 0.852	平成29.6.20
第6回無担保社債	60,000	平成22.6.29	年 1.399	平成32.6.19
計	169,983			

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	3月1日から2月末日まで
定時株主総会	5月中
基準日	2月末日
剰余金の配当の基準日	8月31日 2月末日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・ 買増し	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所 買取り・買増し手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。 公告掲載URL http://www.7andi.com/ir/koukoku.html
株主に対する特典	なし

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、以下の権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

(1) 発行登録書およびその添付書類

平成24年4月12日関東財務局長に提出

(2) 発行登録追補書類およびその添付書類

平成25年4月19日関東財務局長に提出

(3) 訂正発行登録書

平成24年5月28日関東財務局長に提出

平成24年7月12日関東財務局長に提出

平成24年10月12日関東財務局長に提出

平成25年1月11日関東財務局長に提出

(4) 有価証券報告書およびその添付書類ならびに確認書

事業年度（第7期）（自平成23年3月1日至平成24年2月29日）平成24年5月28日関東財務局長に提出

(5) 内部統制報告書およびその添付書類

平成24年5月28日関東財務局長に提出

(6) 四半期報告書および確認書

（第8期第1四半期）（自平成24年3月1日至平成24年5月31日）平成24年7月12日関東財務局長に提出

（第8期第2四半期）（自平成24年6月1日至平成24年8月31日）平成24年10月12日関東財務局長に提出

（第8期第3四半期）（自平成24年9月1日至平成24年11月30日）平成25年1月11日関東財務局長に提出

(7) 臨時報告書

平成24年5月28日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年 5月28日

株式会社 セブン&アイ・ホールディングス

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	橋本 正己
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大谷 秋洋
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	永井 勝

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社セブン&アイ・ホールディングスの平成24年3月1日から平成25年2月28日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社セブン&アイ・ホールディングス及び連結子会社の平成25年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社セブン&アイ・ホールディングスの平成25年2月28日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社セブン&アイ・ホールディングスが平成25年2月28日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- () 1 . 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が連結財務諸表及び内部統制報告書に添付する形で別途保管しております。
- 2 . 連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成25年 5月28日

株式会社 セブン&アイ・ホールディングス

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 橋本 正己

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大谷 秋洋

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 永井 勝

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社セブン&アイ・ホールディングスの平成24年3月1日から平成25年2月28日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社セブン&アイ・ホールディングスの平成25年2月28日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1 . 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2 . 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。